

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 2 対象事業の名称及び種類
- 3 対象事業の内容の概略
- 4 環境に及ぼす影響の評価の結論
- 5 環境影響評価手続の経過

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
 代表者 : 管理者 山崎 孝明
 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 江戸川清掃工場建替事業
 事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

江戸川清掃工場建替事業（以下「本事業」という。）は、東京都江戸川区江戸川二丁目10番地に位置する既存の江戸川清掃工場（平成9年しゅん工、処理能力600トン/日（300トン/日・炉×2基））の建替えを行うものである。

対象事業の概略は、表3-1に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

所在地	東京都江戸川区江戸川二丁目10番地	
面積	約28,000m ²	
工事着工年度	令和2年度（予定）	
工場稼働年度	令和9年度（予定）	
処理能力	可燃ごみ 600トン/日 （300トン/日・炉×2基）	
主な建築物等	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 （一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造） 高さ：約26m
	煙突	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 高さ：約150m

4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4-1(1)～(10)に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
大気汚染	<p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う排出ガス】 予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が9.1%、二酸化窒素が30.8%である。 なお、工事の実施に際しては、アイドリング・ストップの励行等の環境保全のための措置を徹底することにより、大気質への影響の低減に努める。 したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。 ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.054mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.052ppm [環境基準 0.04～0.06ppm^{注)}]</p> <p>【工所用車両の走行に伴う排出ガス】 予測結果は、工所用車両走行ルート of 道路端(4地点)において、それぞれ評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01%未満、二酸化窒素が0.09～0.26%である。 したがって、工所用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。 ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.050mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.039～0.041ppm [環境基準 0.04～0.06ppm^{注)}]</p> <p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う煙突排出ガス】 長期予測 予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準又はその他の評価の指標を下回る。寄与率は二酸化硫黄が0.52%、浮遊粒子状物質が0.05%、二酸化窒素が0.16%、ダイオキシン類が0.36%、塩化水素が4.99%、水銀が1.48%である。 なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理を行い、煙突排ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努め、大気質への影響の低減に努める。 したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。 ・二酸化硫黄 2%除外値 0.004ppm [環境基準 0.04ppm] ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.050mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.039ppm [環境基準0.04～0.06ppm^{注)}] ・ダイオキシン類 年平均値 0.029pg-TEQ/m³ [環境基準 0.6pg-TEQ/m³] ・塩化水素 年平均値 0.0002 ppm [目標環境濃度 0.02ppm] ・水銀 年平均値 0.0021 μg/m³ [指針値 0.04 μg/m³]</p>

注) 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表 4-1 (2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>短期予測</p> <p>煙突排出ガス汚染物質のなかには短時間でも人の健康への影響が懸念される物質があることから、上層逆転層発生時及び接地逆転層崩壊時（フュミゲーション）について予測した。</p> <p>もっとも濃度が高くなる気象条件時（接地逆転層崩壊時）の予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準又はその他の評価の指標を下回る。また、現地調査結果による当該気象条件の年間出現頻度は1.2%であった。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化硫黄 1時間値 0.003ppm [環境基準 0.1ppm] ・ 浮遊粒子状物質 1時間値 0.028mg/m³ [環境基準 0.20mg/m³] ・ 二酸化窒素 1時間値 0.036ppm [短期暴露指針値 0.1ppm] ・ ダイオキシン類 1時間値 0.067pg-TEQ/m³ [環境基準 0.6pg-TEQ/m³] ・ 塩化水素 1時間値 0.003ppm [目標環境濃度 0.02ppm] ・ 水銀 1時間値 0.010 μg/m³ [指針値 0.04 μg/m³] <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス】</p> <p>予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート of 道路端（5地点）において、それぞれ評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01%以下、二酸化窒素が0.06～0.82%である。</p> <p>したがって、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浮遊粒子状物質 2%除外値 0.050mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・ 二酸化窒素 98%値 0.039～0.041ppm [環境基準 0.04～0.06ppm^{注)}]
悪臭	<p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う臭気（敷地境界）】</p> <p>予測結果は、敷地境界において、臭気指数 10 未満であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「東京都環境確保条例」という。）に定める規制基準（臭気指数 12）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【施設の稼働に伴う臭気（煙突等気体排出口）】</p> <p>予測結果は、煙突等気体排出口において、それぞれ評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却設備 臭気排出強度 5.3×10⁵m³N/min [規制基準 2.6×10⁸m³N/min] ・ 脱臭装置 臭気排出強度 1.5×10⁵m³N/min [規制基準 4.1×10⁷m³N/min] <p>【施設の稼働に伴う臭気（排水）】</p> <p>予測結果は、汚水処理設備放流槽において、臭気指数 13 であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準（臭気指数 28）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。</p>

注) 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表 4-1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音】 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「騒音規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める勧告基準を下回る。 さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 解体・土工事 76dB（敷地境界南側）[規制基準85dB] く体・プラント・外構工事 69dB（敷地境界東側）[勧告基準80dB]</p> <p>【建設機械の稼働に伴う振動】 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「振動規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める勧告基準を下回る。 さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 解体・土工事 68dB（敷地境界東側）[規制基準75dB] く体・プラント・外構工事 68dB（敷地境界北側）[勧告基準70dB]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う騒音】 予測結果は、工事用車両走行ルート of 道路端（4地点）において、全ての地点で評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 昼間 58～67dB [環境基準 65～70dB]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う振動】 予測結果は、工事用車両走行ルート of 道路端（4地点）において、全ての地点で評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 昼間 37～58dB [規制基準 55～60dB 注] 夜間 33～50dB [規制基準 50～55dB 注]</p>

注) 測定場所により規制基準等が異なる。

表 4-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う騒音】 予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした「騒音規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を下回る。 さらに、騒音対策が必要な機器には消音器を設置する等、必要に応じて騒音対策を講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。</p> <p>昼間 42dB（敷地境界南側）[規制基準60dB（55dB^{注1}）] 朝・夕 42dB（敷地境界南側）[規制基準55dB（50dB^{注1}）] 夜間 42dB（敷地境界南側）[規制基準50dB（45dB^{注1}）]</p> <p>【施設の稼働に伴う振動】 予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした「振動規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を下回る。 さらに、振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。</p> <p>昼間 52dB（敷地境界西側）[規制基準65dB（60dB^{注1}）] 夜間 52dB（敷地境界西側）[規制基準60dB（55dB^{注1}）]</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う騒音】 予測結果は、工事用車両走行ルート of 道路端（5地点）のうち4地点で評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。1地点で環境基準を上回るが、現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0.0dBであり、現況と同程度と予測される。 ごみ収集車両等の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>昼間 58～67dB [環境基準 65～70dB^{注2}]</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う振動】 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート of 道路端（5地点）において、全ての地点で評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。 ごみ収集車両等の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。</p> <p>昼間 40～58dB [規制基準 55～65dB^{注2}]</p>

注1) 保育所、特別養護老人ホーム又は学校の敷地から、50m区域内に適用される規制基準を示す。

注2) 測定場所により規制基準等が異なる。

表 4-1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
土壌汚染	<p>＜工事の施行中＞</p> <p>【土壌中の有害物質等の濃度】 既存施設の稼働中において、計画地内（30地点）の現況調査を行った範囲では、有害物質溶出量及び含有量は、全調査項目で「東京都環境確保条例」に定める汚染土壌処理基準又はその他の評価の指標を下回った。また、ダイオキシン類についても「ダイオキシン対策特別措置法」に基づく環境基準及び調査指標値を下回った。</p> <p>さらに、現況調査未実施の範囲においても、既存施設の除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた調査を実施する。土壌の汚染が認められた場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>【地下水への溶出の可能性の有無】 計画地内（3地点）の現況調査を行った結果、砒素とふっ素を除き地下水中の有害物質の濃度は、「環境基本法」に基づく環境基準を下回った。また、ダイオキシン類についても「ダイオキシン対策特別措置法」に基づく環境基準を下回った。</p> <p>砒素とふっ素については、環境基準をわずかに超過したが、有害物質溶出量が全ての地点で環境基準を下回っており、工場内の土壌汚染に由来する環境基準超過ではないと考える。</p> <p>また、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはなく、有害物質等が地下水へ溶出する可能性は低いと考える。</p> <p>【新たな土地への拡散の可能性の有無】 現況調査を行った範囲においては、汚染土壌は生じないと予測する。</p> <p>また、現況調査を行えなかった範囲においても、今後、除却や土地の改変に先立ち土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考える。</p>

表 4-1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
地盤	<p>＜工事の施行中＞</p> <p>【地盤の変形の範囲及び変形の程度】 本事業では、建設工事等において一般的に採用されており、十分に安定性が確保されている山留め壁（SMW）工法等を採用する。さらに工事の進捗に合わせ、山留め壁面への土圧に対する補強を行い、山留め壁の変位を最小に留める。 したがって、地盤の変形が生じる可能性は低く、周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【地下水の水位及び流況の変化の程度】 本事業における掘削工事等では、鋼製矢板等や遮水性の高い山留め壁（SMW）により、掘削区域を囲み、十分な深さまで根入れすることにより、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止する。 また、観測井を設置して地下水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。 したがって、地下水の変化が生じる可能性は低く、地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【地盤沈下の範囲及び程度】 「地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、本事業における掘削工事等が周辺の地盤や地下水位に及ぼす影響は小さい。 また、定期的に測量を行うことにより地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。 したがって、地盤沈下が生じる可能性は低く、周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>＜工事の完了後（地下く体工事の完了後）＞</p> <p>【地盤の変形の範囲及び変形の程度】 山留め壁（SMW）及び計画建築物の地下外壁によって地盤の安定性が保たれることから、地下構造物の存在に起因する地盤の変形が生じる可能性は低く、周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【地下水の水位及び流況の変化の程度】 地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。 また、計画建築物の地下く体工事完了後から一定の期間、観測井を設置し地下水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。 したがって、地下水の変化が生じる可能性は低く、地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【地盤沈下の範囲及び程度】 「地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、地下水の水位及び流況への影響は小さいと考えることから、地下構造物の存在に起因する地盤沈下が生じる可能性は低く、周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいと考える。</p>

表 4-1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
水循環	<p><工事の施行中> 【地下水の水位、流況の変化の程度】 「地盤」の「工事の施行中 地下水の水位及び流況の変化の程度」に示したとおり、地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p><工事の完了後> 【地下水の水位、流況の変化の程度】 「地盤」の「工事の完了後 地下水の水位及び流況の変化の程度」に示したとおり、地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【表面流出量の変化の程度】 本事業では、緑地による浸透域の確保や雨水流出抑制施設の設置により、「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」に定める基準以上の対策を講じることから、雨水の表面流出量の変化は小さいと考える。</p>
日影	<p><工事の完了後> 【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、「建築基準法」等に定める各規制対象区域の規制時間内である。 また、煙突の位置及び高さは、既存とほぼ変わらないことから、日影時間は現況と比べほぼ変わらない。 したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さいと考える。</p> <p>【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画地に近接する特に配慮すべき施設等として、計画地の南西側に近接して保育園、特別養護老人ホーム及び江戸川二丁目広場が存在するとともに、計画地の南東側には江戸川区立くつろぎの家及びくつろぎの家公園がある。また、計画地の東～北～北西側にかけて低層の住宅がある。 保育園及び特別養護老人ホームについては、計画建築物等による日影の影響は軽微である。 江戸川二丁目広場については、日影時間は増加するが、計画する工場棟の周辺地盤からの高さを既存と同等に抑えることで、増加時間は夏至日で約65分、冬至日で約30分にとどまる。 江戸川区立くつろぎの家及びくつろぎの家公園については、日影時間はほとんど変化しない。 住宅については、冬至日における日影時間が増加する地点があるが、計画する工場棟の周辺地盤からの高さを既存と同等に抑えることで、増加時間は約45分にとどまる。 したがって、計画建築物等（煙突を含む）による特に配慮すべき施設等への日影の影響は最小限に抑えられると考える。</p>

表 4-1 (8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
電波障害	<p>＜工事の完了後＞</p> <p>【遮へい障害】</p> <p>計画建築物等により、一部の地域でテレビ電波の遮へい障害が発生する可能性がある。</p> <p>なお、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じることにより電波障害は解消されると考える。</p>
景観	<p>＜工事の完了後＞</p> <p>【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>本事業は、既存の清掃工場を建て替えるものであり、計画建築物は敷地地盤を 1.6mかさ上げしても、周辺地盤からの高さを既存工場と同様に抑え、煙突についても既存と同じ高さ約 150mとする計画である。また、周辺環境に調和した色合い及び壁面緑化により工場の視認性を和らげることで、『江戸川らしさ』にふさわしい景観構成要素になると考える。</p> <p>したがって、地域景観の特性の変化は小さいと考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>周辺地盤からの建替え後の工場棟及び煙突（外筒）の高さは既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化はない。色彩や形状にあたっては江戸川区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とすることで、河川堤防や橋からの見え方に配慮し、また、工場棟の壁面緑化等を行うことで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出できることから、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>浸水対策のため敷地地盤は 1.6mかさ上げするが、計画する工場棟は周辺地盤からの高さを既存の工場棟の高さと同様にすることで、計画地近傍における形態率は約 0.0 ポイントから約 11.1 ポイントの増加に留まる。</p> <p>また、工場棟の色彩や形状にあたっては江戸川区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とするとともに、壁面緑化等も行う。さらに、工場棟周囲には高木等を配置することで、圧迫感の軽減を図る計画である。</p>

表 4-1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
自然との 触れ合い 活動の場	<p><工事の施行中> 【自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】 施設の建替工事中は、緩衝緑地の一部が仮囲いの範囲となるが、範囲外に生育する既存樹木をそのまま残す計画である。緩衝緑地に沿って歩道があることや緑地内の広場を開放していることから、利用環境や緩衝緑地の機能への影響は最小限にとどめられるものとする。</p> <p><工事の完了後> 【自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】 一部の既存樹木を残しつつ現況と同様の配置に再整備する。また、「江戸川区みどりの基本計画」に基づき、季節感に配慮した植栽を行い、適切に維持管理していく計画である。 したがって、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に影響がないこと」及び「江戸川区みどりの基本計画」に示されている基本方針「みどりを守る・みどりを育む・みどりを創る」を満足するものとする。</p>
廃棄物	<p><工事の施行中> 【廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法】 既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約 11.0 万 t と予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の目標値を満足する。 また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。 したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であるとする。</p> <p>【建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法】 計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約 15.2 万 m³ であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。 ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処分する。 したがって建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であるとする。</p>

表 4-1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
廃棄物	<p><工事の完了後></p> <p>【廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法】</p> <p>施設の稼働に伴い排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の量は約 1.9 万 t/年である。</p> <p>飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。</p> <p>飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。</p> <p>また、埋立処分するにあたり、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。</p> <p>したがって廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。</p>
温室効果 ガス	<p><工事の完了後></p> <p>【温室効果ガスの排出量及びそれらの削減の程度】</p> <p>計画施設では、電力、都市ガスの使用及びごみの焼却によって、約 19.6 万 t-CO₂/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、エネルギーの有効利用等により約 5.2 万 t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、総排出量は約 14.3 万 t-CO₂/年と予測する。</p> <p>本事業では、ごみ発電等のエネルギー有効利用を実施するとともに、太陽光等の再生エネルギーを積極的に活用する。また、LED 照明の導入等によりエネルギー使用量を削減する。</p> <p>したがって、本事業による温室効果ガスの排出量は、可能な限り削減でき、評価の指標を満足すると考える。</p>

5 環境影響評価手続の経過

環境影響評価手続の経過の内容は、表5-1に示すとおりである。

表 5-1 環境影響評価手続の経過

環境影響評価手続の経過		
環境影響評価調査計画書の提出		平成 29 年 5 月 29 日
提出後の 手続の経過	公示された日	平成 29 年 6 月 19 日
	縦覧された日	平成 29 年 6 月 19 日～平成 29 年 6 月 28 日
	都民等からの意見	0 件
	関係区市長からの意見	2 件（江戸川区長及び市川市長）
	審査意見書を送付された日	平成 29 年 8 月 8 日
環境影響評価書案の提出		平成 30 年 6 月 28 日
提出後の 手続の経過	公示された日	平成 30 年 7 月 17 日
	縦覧された日	平成 30 年 7 月 17 日～平成 30 年 8 月 15 日
	説明会	平成 30 年 7 月 26 日、平成 30 年 7 月 28 日及び 平成 30 年 8 月 7 日 (計 4 回)
	都民等からの意見	0 件
	関係区市長からの意見	2 件（江戸川区長及び市川市長）
環境影響評価書案に係る見解書の提出		平成 30 年 11 月 30 日
提出後の 手続の経過	公示された日	平成 30 年 12 月 17 日
	縦覧された日	平成 30 年 12 月 17 日～平成 31 年 1 月 11 日
	都民の意見を聴く会 が開催された日	都民等からの意見はなかったため、開催されな かった。
審査意見書を送付された日		平成 31 年 3 月 8 日

6 対象事業の目的及び内容

6 対象事業の目的及び内容

6.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は23区が実施し、埋立処分は東京都に委託しており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は23区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

清掃一組では「一般廃棄物処理基本計画（平成27年2月改定）」（以下「一廃計画」という。）を策定しており、循環型ごみ処理システムの推進に向け、安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するために計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替えを進めている。

一廃計画は、ほぼ5年毎に改定され、平成27年2月の改定では、計画期間を平成27年度から令和11年度までとしている。施設整備計画の策定にあたっては、ごみ排出原単位等実態調査等の結果から長期的なごみ量や中間処理量を予測し、これに基づいて設備の定期補修、故障等による停止及び可燃ごみの季節変動に対応できる焼却余力を確保した上で、耐用年数及び整備期間を考慮するとともに、令和12年度以降の工事予定や焼却余力を見据え、稼働年数の長い工場の建替えを進めてごみの確実な処理体制を維持することとしている。

現在の江戸川清掃工場は平成30年3月時点で建設後21年が経過している。また清掃一組では令和10年代から20年代にかけて耐用年数を迎える工場が集中するため、江戸川清掃工場については令和2年度から既存施設と同規模で建て替えることとした。

6.2 事業の内容

6.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図 6.2-1及び図 6.2-2に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図 6.2-3に示すとおりである。

計画地は、江戸川区江戸川に位置しており、敷地面積約28,000m²の区域である。

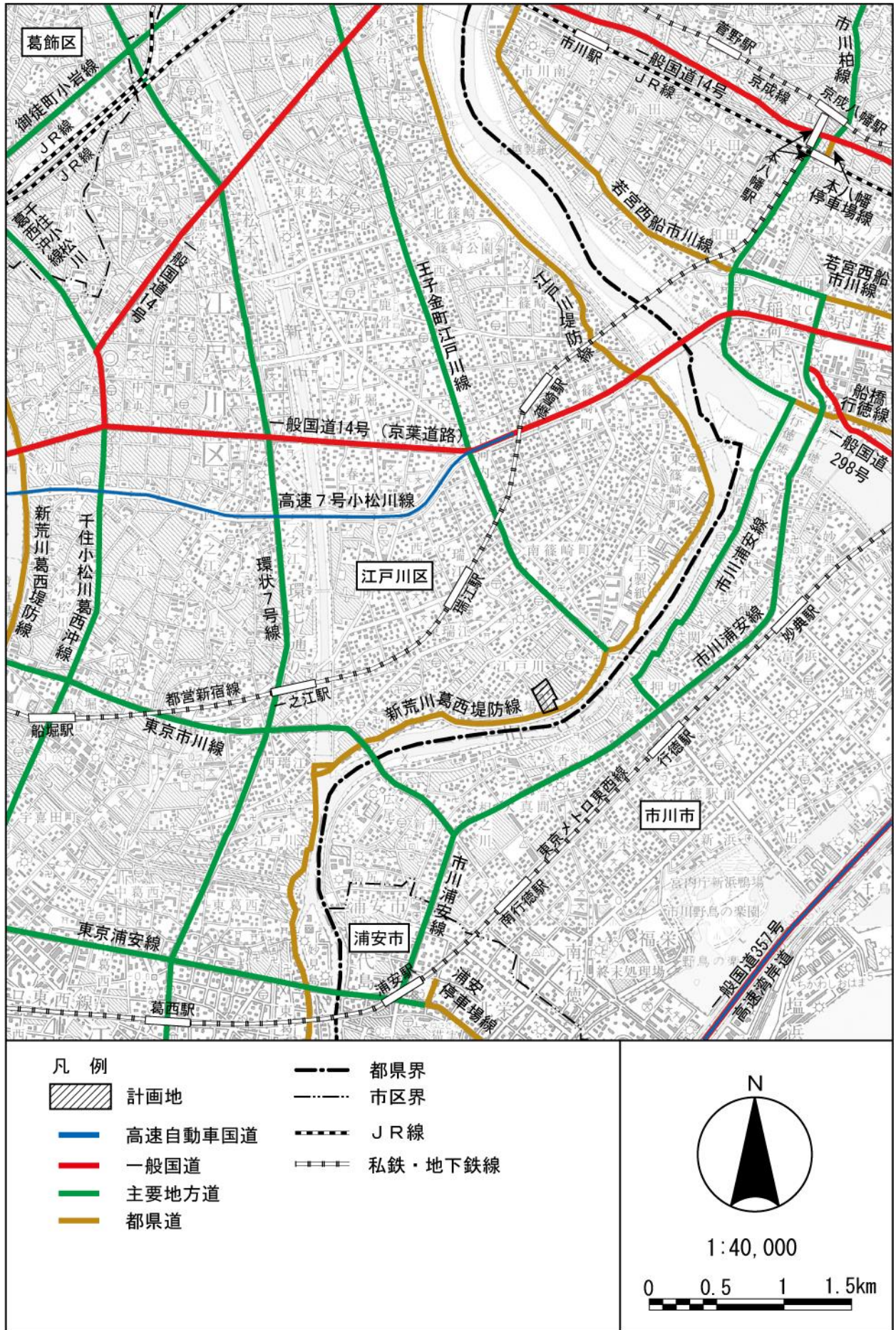


図 6.2-1 対象事業の位置



図 6.2-2 上空から見た対象事業の位置

6 対象事業の目的及び内容

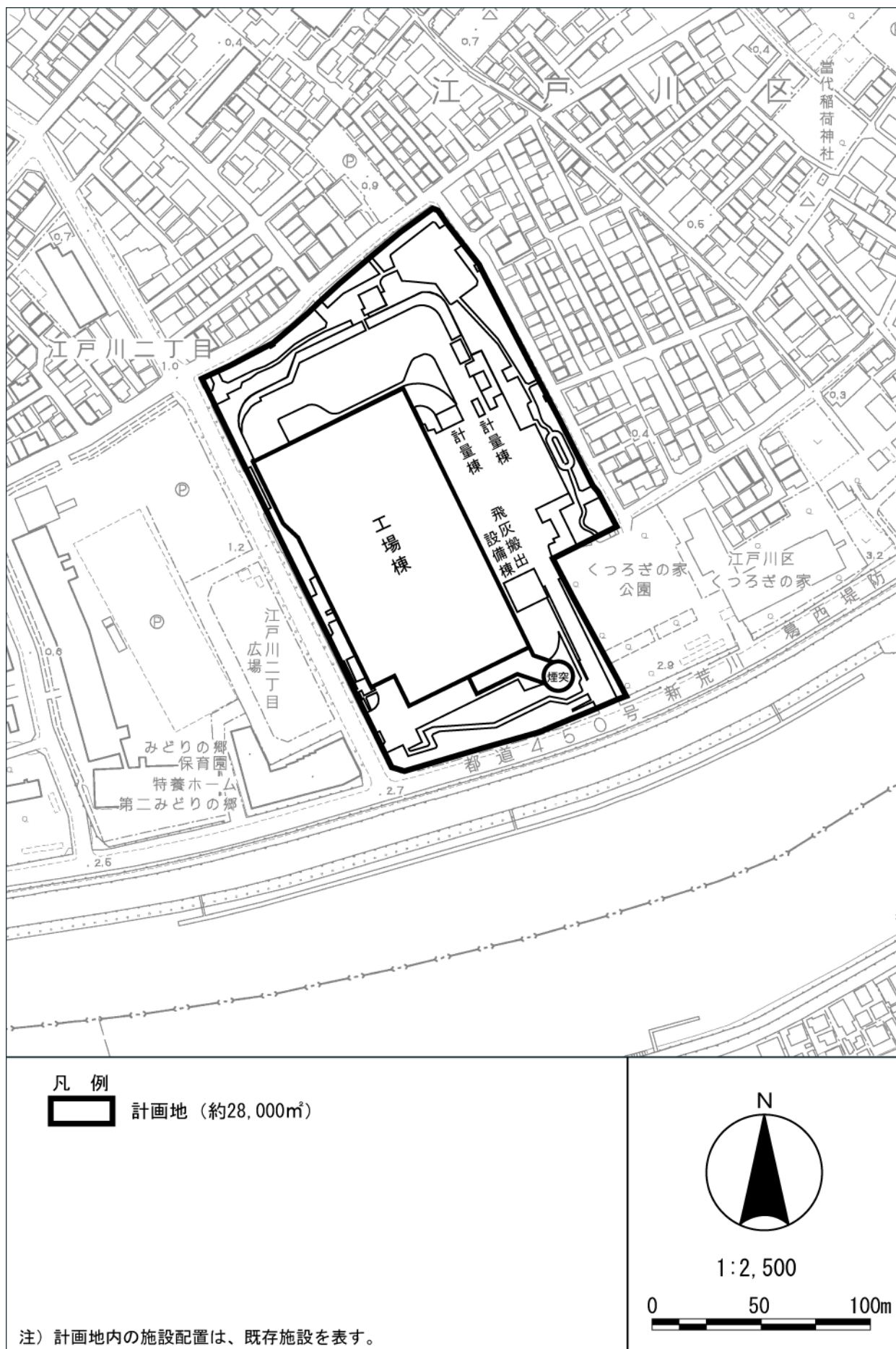


図 6.2-3 対象事業の区域

6.2.2 計画の内容

本事業は、既存の清掃工場を解体・撤去し、同じ敷地内に新たに清掃工場を建設するものである。

建替え後の主な施設としては、工場棟、付属施設及び煙突がある。

(1) 施設計画

既存及び建替え後の施設概要は、表 6.2-1及び表 6.2-2に示すとおりである。

敷地地盤については、洪水時の浸水対策としてかさ上げする。

なお、工場反対側の建物・施設の出入りや道路とのすりつけを考慮して1.6mのかさ上げとする。

既存の清掃工場は高さ28.0mであるが、新たに建設する工場棟は、高さ26.4mとし、敷地地盤をかさ上げしても周辺地盤からの高さは既存工場と同様とする。

建替え後の煙突は、既存のものと同じ高さ約150mとし、ステンレス製の内筒2本及び排気筒1本を鉄筋コンクリート製の外筒1本の中に収めるものとする。

建築面積については、既存が約10,080m²、建替え後が約13,400m²となる。

なお、駐車場は19台（小型車15台、大型バス3台、車いす用1台）分を設ける。

表 6.2-1 既存及び建替え後の施設概要：構造等

施設区分		既存	建替え後
敷地地盤 (GL)		A. P. +2.5m	A. P. +4.1m
工場棟	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造)
	高さ	28.0m (A. P. +30.5m)	26.4m (A. P. +30.5m)
	深さ	-18.1m (A. P. -15.6m)	約-21m (A. P. 約-17m)
付属施設		計量棟、洗車棟ほか	計量棟、洗車棟ほか
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
	高さ	約 150m (A. P. +152.5m)	約 150m (A. P. +152.5m)

表 6.2-2 既存及び建替え後の施設概要：建築面積

施設区分	既存	建替え後
工場棟	約 9,500m ²	約 13,000m ²
付属施設	約 580m ²	約 400m ²
合計面積	約 10,080m ²	約 13,400m ²

6 対象事業の目的及び内容

建替工事は令和2年度に着手し、同9年度に完了する。建替事業の工程を表6.2-3に示す。

表 6.2-3 建替事業の工程（予定）

事業年度	平成			令和										
	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
建替計画策定														
環境影響評価 手続														
解体・建設 工事														

既存施設配置は図6.2-4、施設計画は図6.2-5、設備配置計画は図6.2-6に示すとおりである。また、建築物の計画立面は図6.2-7(1)及び(2)、完成予想図は図6.2-8に示すとおりである。

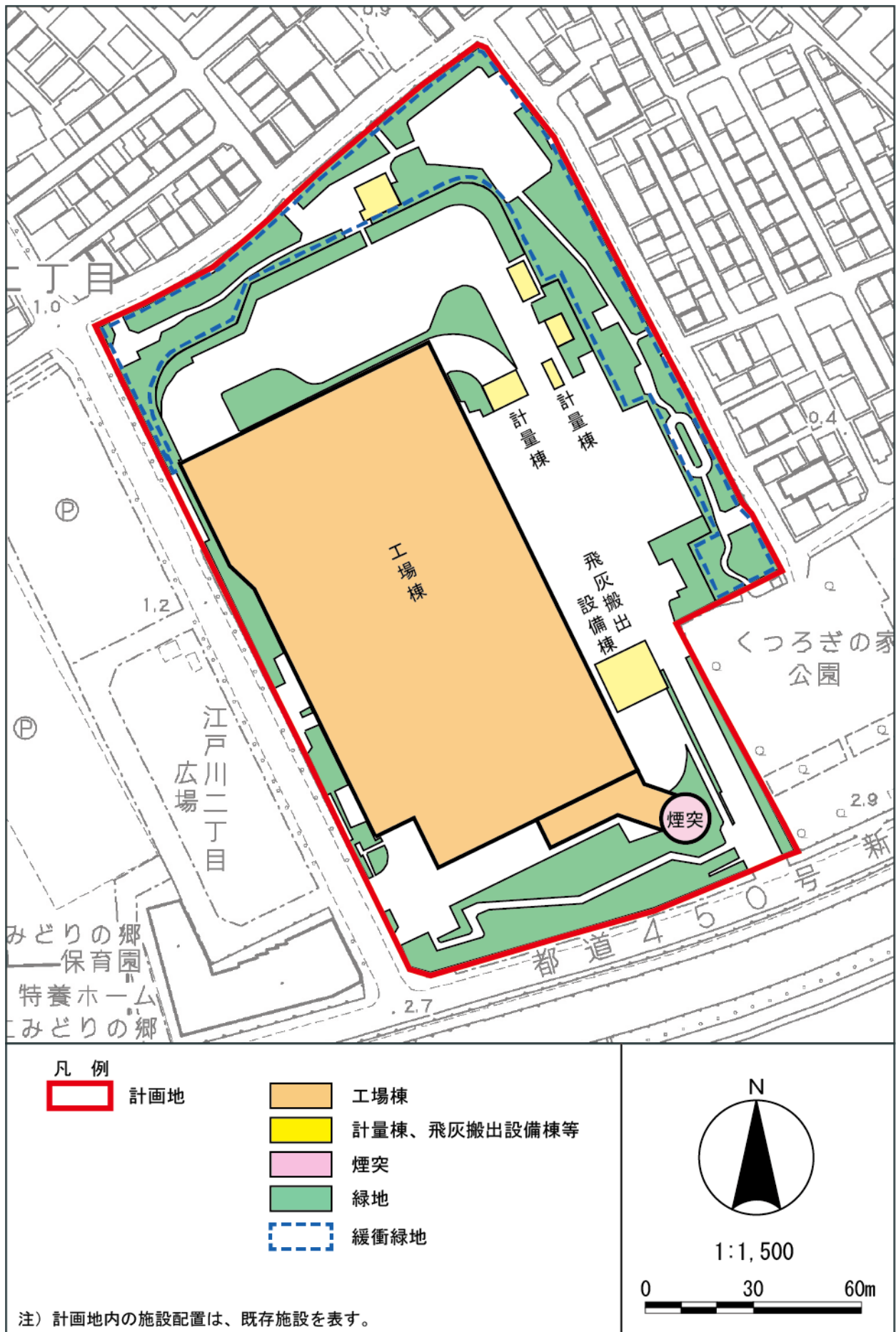


図 6.2-4 既存施設配置図

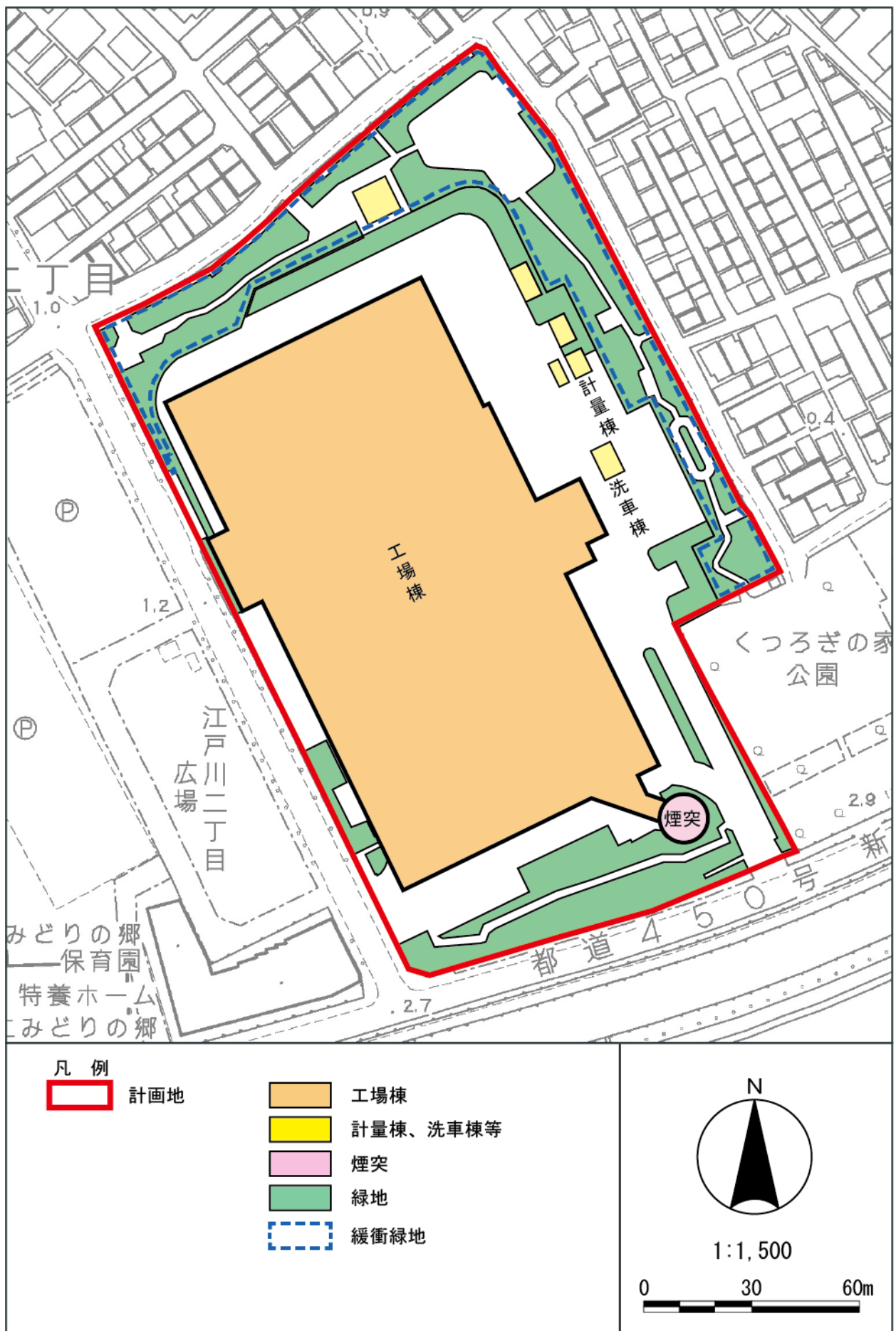
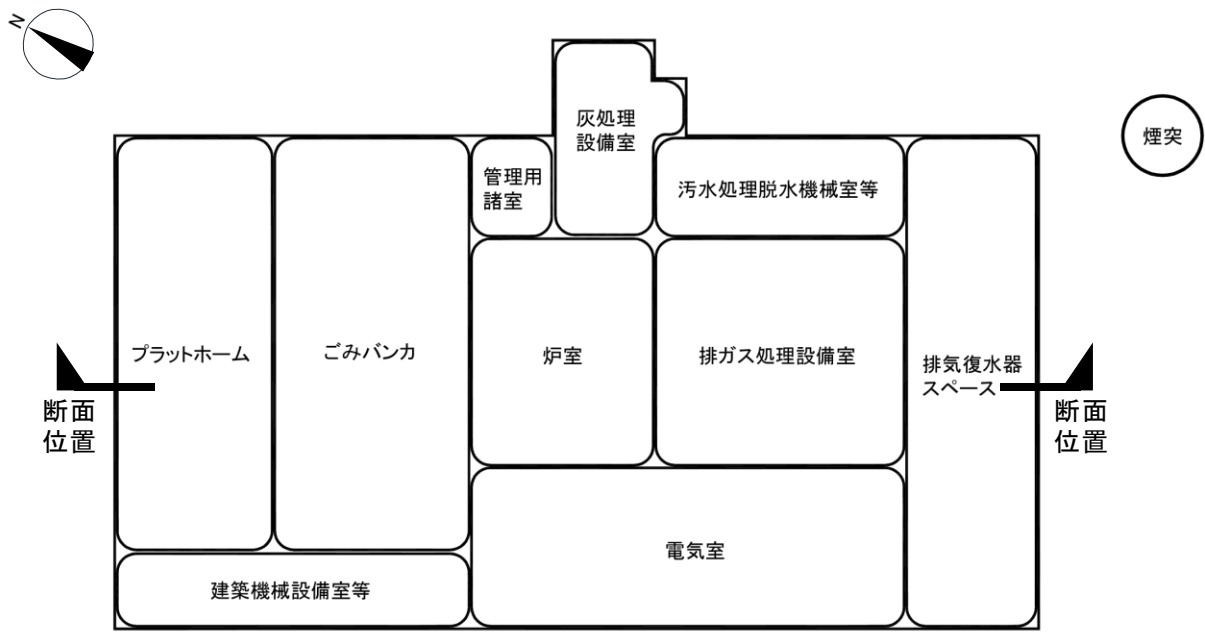
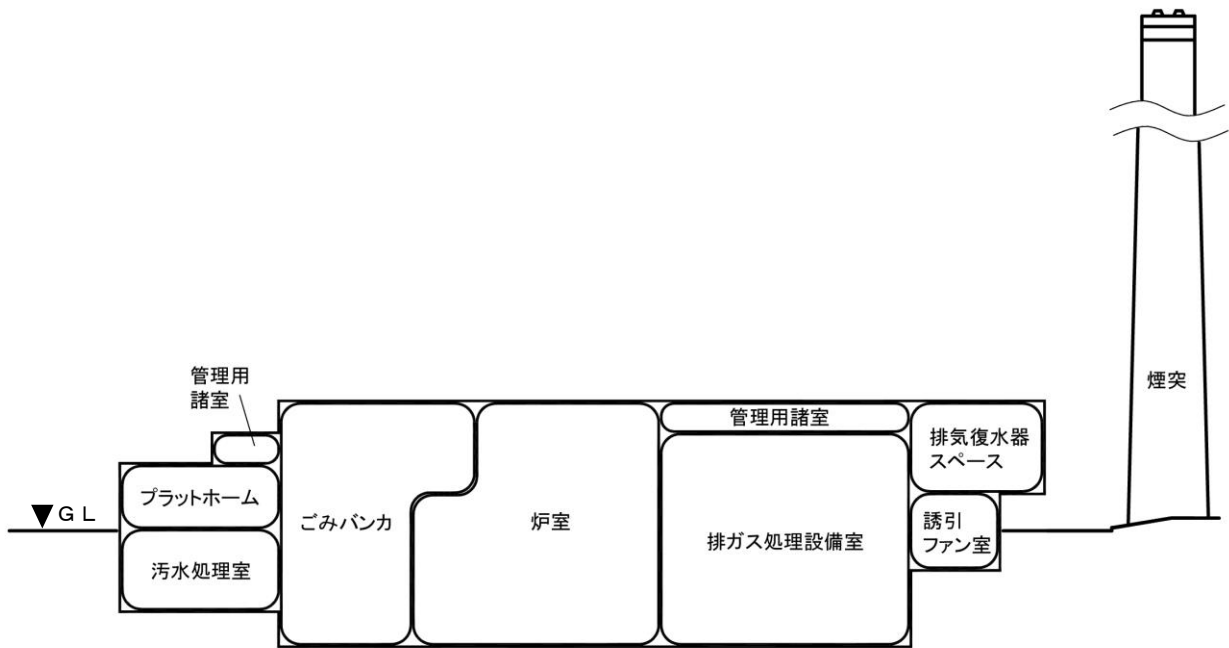


図 6.2-5 施設計画図



計画平面図（2階）



計画断面図

図 6.2-6 設備配置計画図

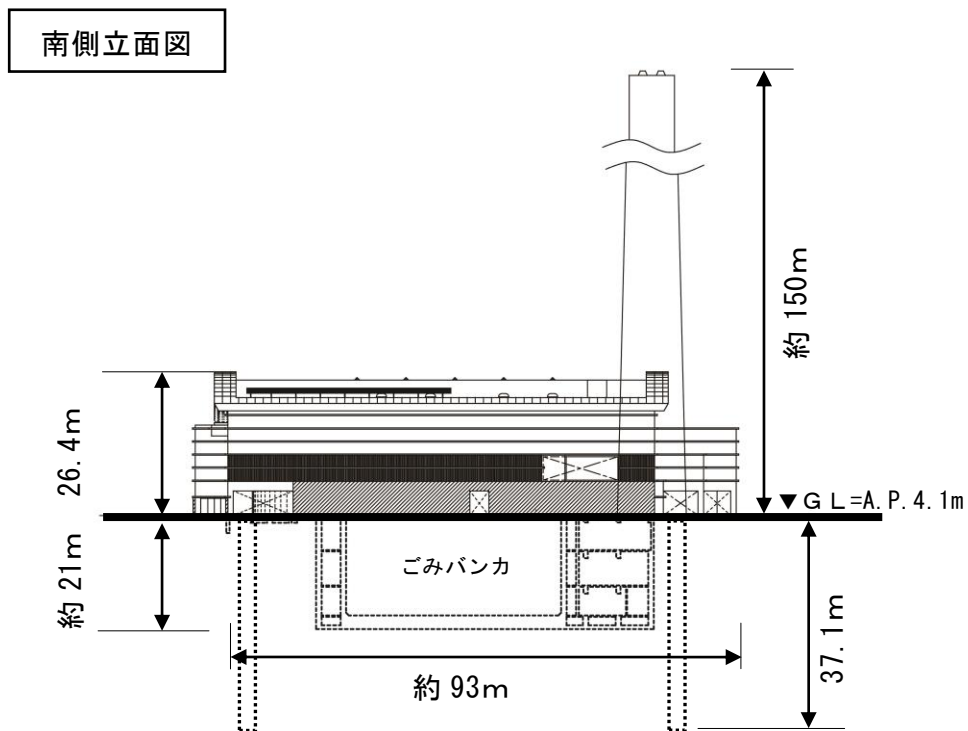
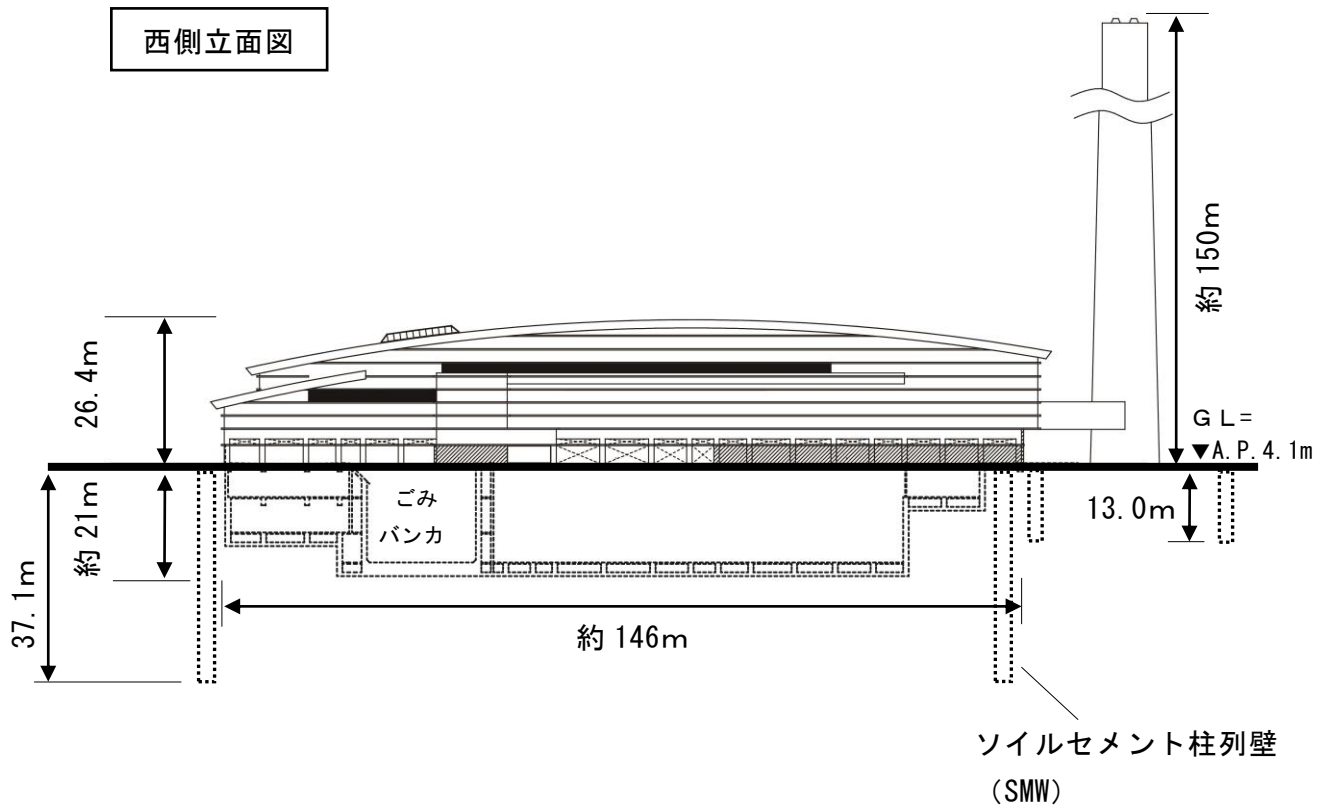


図 6.2-7(1) 計画立面図 (1)

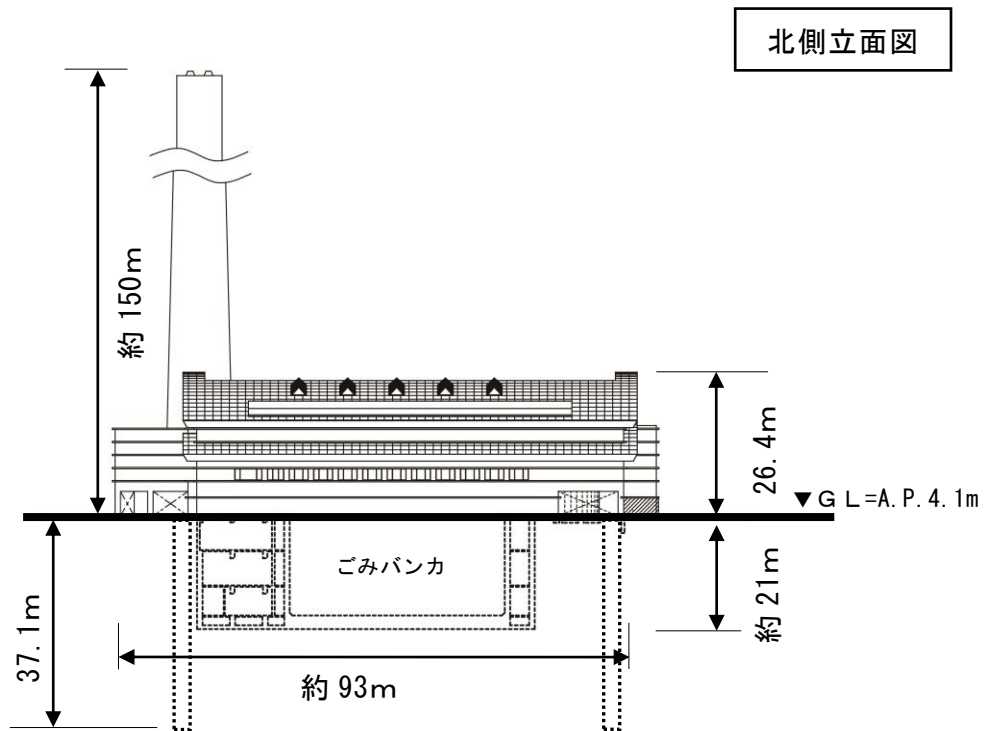
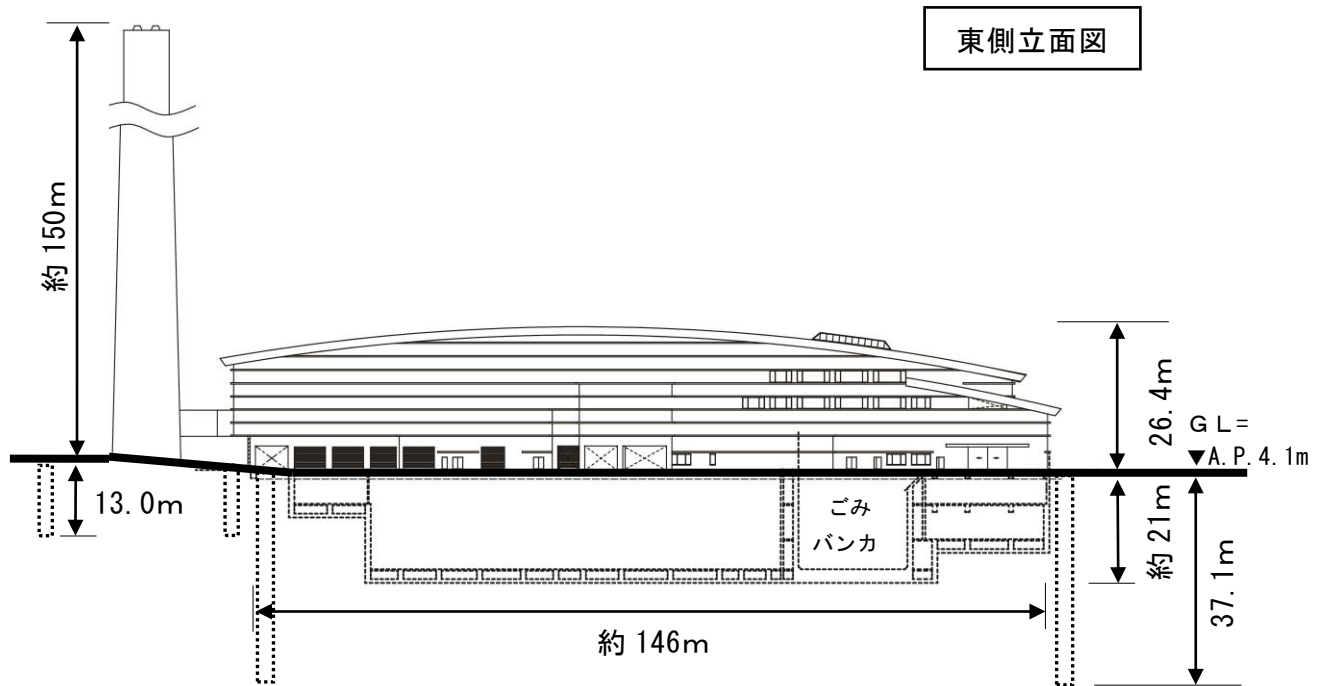


図 6.2-7(2) 計画立面図 (2)



※図は計画段階のイメージです。実際とは異なる場合があります。

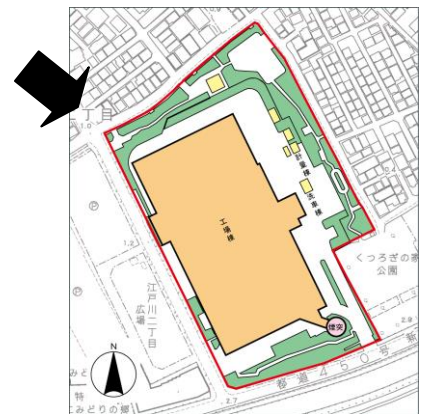


図 6.2-8 完成予想図（北西側）

(2) 設備計画

ア 設備概要

既存及び建替え後の各設備概要は、表 6.2-4(1)、施設の稼働に伴う煙突の排出ガスの諸元は表 6.2-4(2)、施設の稼働に伴う煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量は表 6.2-4(3)に示すとおりである。

表 6.2-4(1) 設備概要 (既存・建替え後)

項目		既存	建替え後
施設規模		600 トン/日 (300 トン/日・炉×2基)	600 トン/日 (300 トン/日・炉×2基)
処理能力		600 トン/日	600 トン/日
ごみ 処理	処理方式	全連続燃焼式火格子焼却炉	全連続燃焼式火格子焼却炉
	処理対象物	可燃ごみ	可燃ごみ
排ガス処理設備		ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等	ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等
煙突		外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
運転計画		1日24時間の連続運転	1日24時間の連続運転

表 6.2-4(2) 施設の稼働に伴う煙突排出ガスの諸元

項目	諸元
煙突高さ	約 150m
湿り排出ガス量	205,100 m ³ N/時 ^{注1)}
乾き排出ガス量	200,600 m ³ N/時 ^{注2)}
排出ガス温度	190 °C

注1) m³N/時とは、0 °C、1 気圧の標準状態に換算した 1 時間あたりの排出ガス量を示す。また、水分率 20%、O₂10%の値を示した。

注2) 乾き排出ガス量は、O₂12%換算値を示す。

表 6.2-4(3) 施設の稼働に伴う煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量

項目	排出濃度	排出量
硫黄酸化物	10 ppm	2.01 m ³ N/時
ばいじん ^{注1)}	0.01 g/m ³ N	2.01 kg/時
窒素酸化物	50 ppm	10.03 m ³ N/時
ダイオキシン類 ^{注2)}	0.1 ng-TEQ/m ³ N	20.06 μg-TEQ/時
塩化水素	10 ppm	2.01 m ³ N/時
水銀 ^{注3)}	30 μg/m ³ N	6.02 g/時

注1) ろ過式集じん器により粒径10μmを超える粒子は除去されるため、煙突から排出されるばいじんは、浮遊粒子状物質(粒径10μm以下のばいじん)として計算した。

注2) ダイオキシン類の排出濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準を示す。

注3) 水銀の排出濃度は、大気汚染防止法に基づく大気排出基準を示す。

注4) 注2、注3以外の項目の排出濃度は自己規制値(p.209参照)を用いた。また、排出濃度はO₂12%換算値を示す。

イ 処理フロー

ごみを清掃工場に受け入れてから、灰として搬出するまでの清掃工場のプラント^{注1)}設備による全体処理フローは、図 6.2-9及び図 6.2-10に示す。

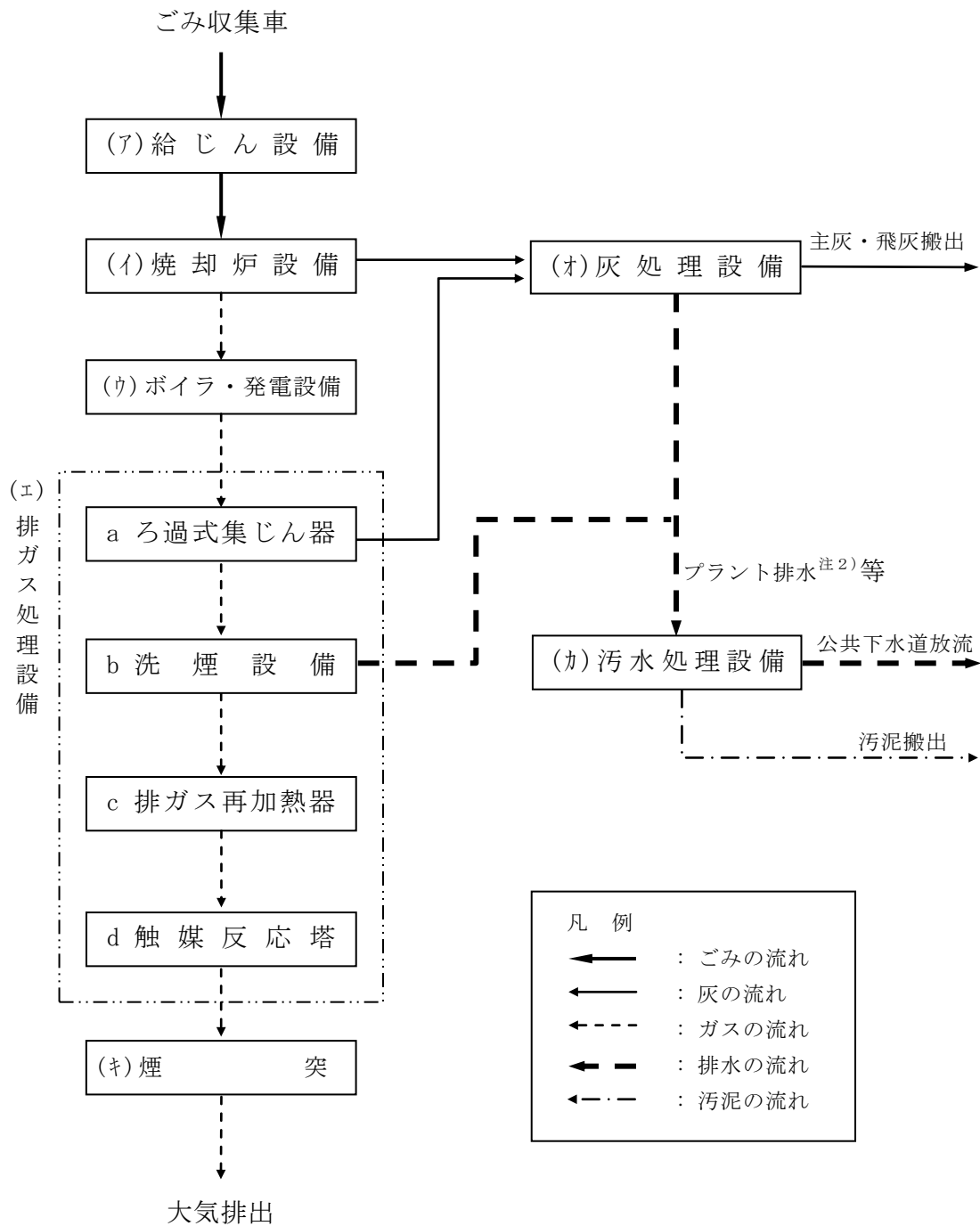


図 6.2-9 全体処理フロー

注1) (ア)給じん設備から(キ)煙突までの設備の総称

注2) 排ガス処理設備や灰処理設備等から発生する排水の総称 (図 6.2-12 参照)

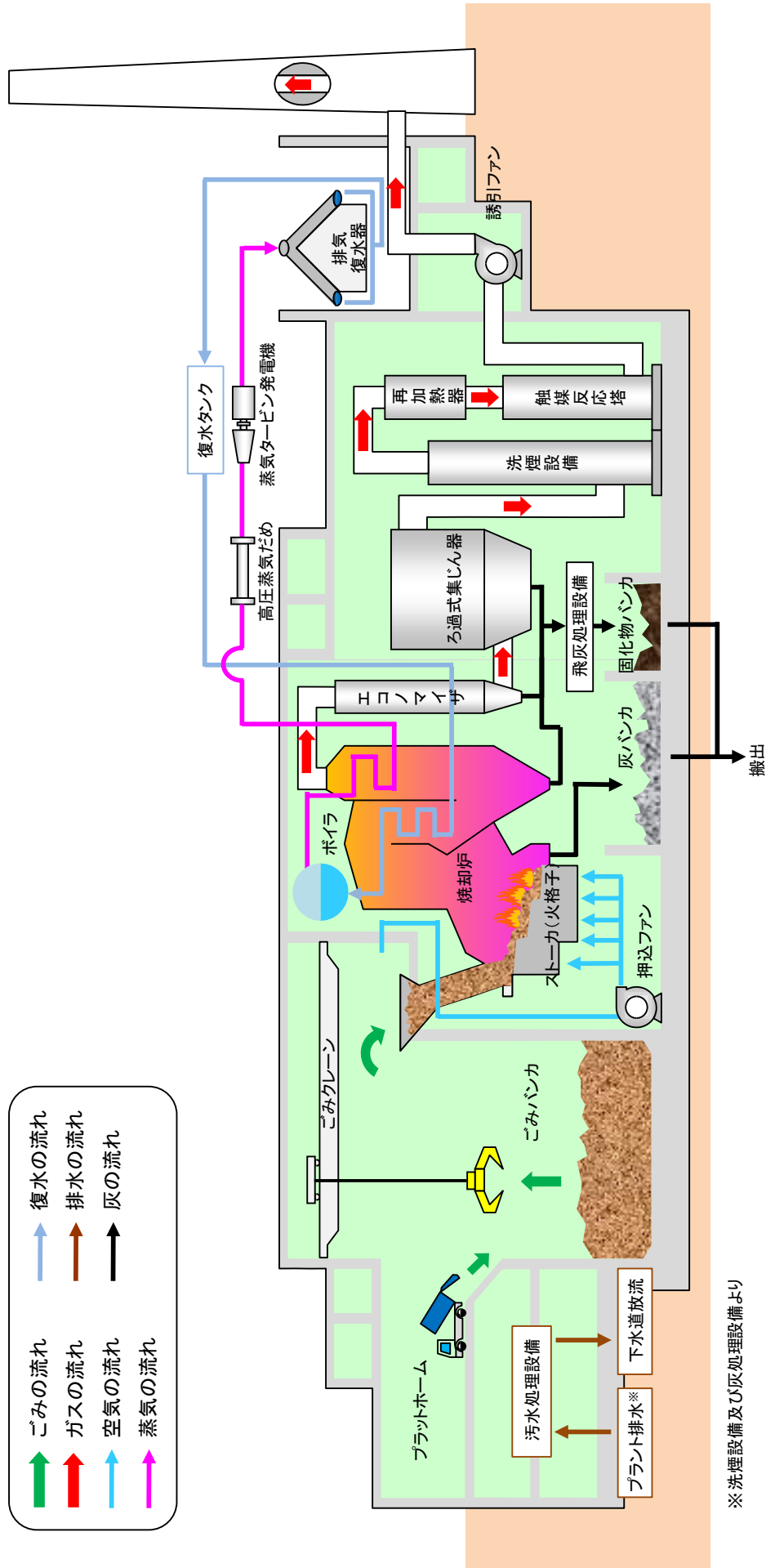


図 6.2-10 全体処理フロー（模式図）

ウ プラント設備の概略

プラント設備の概略は、以下に示すとおりである。

(ア) 給じん設備

ごみを清掃工場に受け入れて一時貯留するための設備（プラットホーム、ごみバンカ）と、焼却炉にごみを供給する設備（ごみクレーン等）で構成する。

ごみ収集車両によって搬入されたごみは、ごみ計量機で計量し、プラットホームからごみバンカへ投入する。ごみバンカは5日分以上のごみを貯留することができ、貯留したごみをクレーンで攪拌し、均質化した上で定量的に焼却炉に投入する。

ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉内に吸引することで、ごみバンカ内を常に負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。また、ごみバンカゲートやプラットホームの出入口扉及びエアカーテンで臭気の流出を防止する。なお、臭気は焼却炉内において高温で熱分解し、脱臭する。

(イ) 焼却炉設備

焼却炉と炉内の温度を昇温するためのバーナー等の助燃設備で構成する。均質化したごみをストーカ（火格子）上で、乾燥、燃焼、後燃焼を24時間連続して行う全連続焼却炉である（資料編p.1参照）。

燃焼ガス温度は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、800℃以上に維持し、ガスの滞留時間を2秒以上保つ。また、焼却炉から排出されるガス（排ガス）の一酸化炭素濃度を適切に管理し、安定したごみの燃焼を行う。

(ウ) ボイラ・発電設備

ごみ焼却により発生する燃焼ガスの廃熱を、蒸気として回収し、所定の温度まで冷却する。回収した蒸気は、蒸気タービン発電機により発電に用いるほか、場内の給湯等で利用するとともに、近隣の公共施設の熱源として使用する。

また、エコマイザ^{注)}では、ボイラに送る水の温度を上げるとともに、燃焼ガスの温度をさらに冷却する。

(エ) 排ガス処理設備

焼却炉から発生する排ガス中の飛灰や有害物質を除去するための設備で、ろ過式集じん器（バグフィルター）、洗煙設備、排ガス再加熱器及び触媒反応塔で構成する。

a ろ過式集じん器（バグフィルター）

排ガス中のばいじんを分離・除去するとともに、薬剤を吹き込み、ダイオキシン類、重金属類、塩化水素及び硫黄酸化物を除去する（資料編p.2参照）。

b 洗煙設備

排ガスを苛性ソーダ水溶液により洗浄し、塩化水素、硫黄酸化物を除去する。

また、水銀等の重金属との反応性に富む金属捕集剤（液体キレート）を添加す

注) 燃焼ガスの廃熱を利用してボイラ給水を予熱する設備のことで、「節炭器」とも呼ばれる。

ることにより、水銀を除去する。

c 排ガス再加熱器

排ガスを高温の蒸気により再加熱し、触媒反応塔での触媒反応の向上を図る。

なお、排ガスの再加熱の結果、煙突出口での排ガス中の水分による白煙も抑制される。

d 触媒反応塔

排ガス中の窒素酸化物及びダイオキシン類を、触媒の働きにより分解除去する。

(オ) 灰処理設備

本事業で予定する灰処理のフローを図 6.2-11に示す。

焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は、主灰^{注1)}と飛灰^{注2)}に分けられる。

灰処理設備では、主灰は湿潤化による飛散防止処理を行い、コンベヤで灰バンカへ移送する。ろ過式集じん器等で捕集された飛灰は、密閉構造のコンベヤにより飛灰貯留槽へ搬送し、重金属類の溶出を防止するための安定化処理として薬剤処理を行い、発生する飛灰処理汚泥は固化物バンカへ移送する。

飛灰処理汚泥は、最終処分場で埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出しセメント原料化を図る。

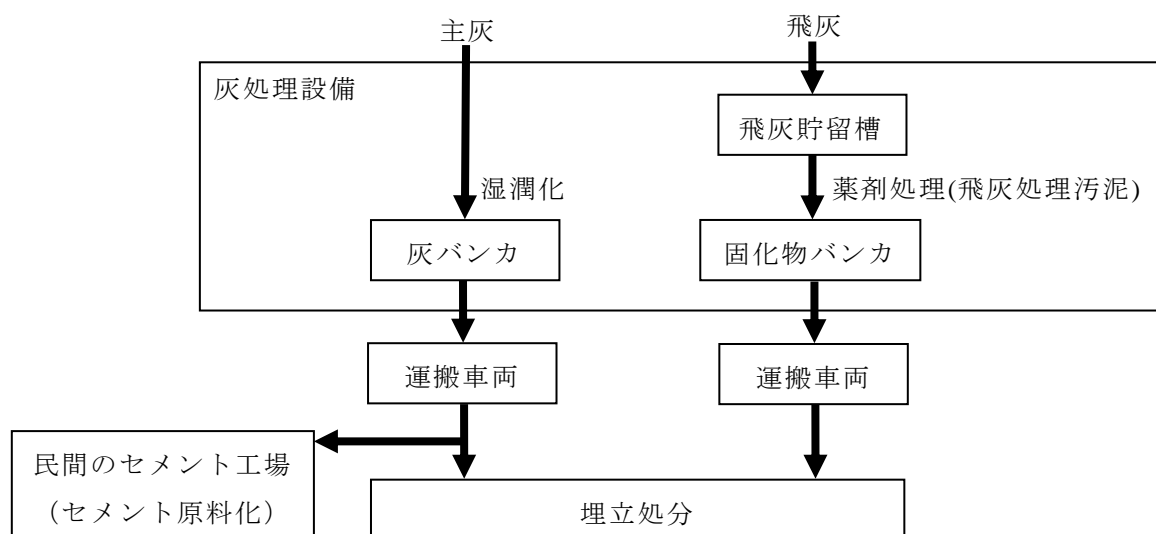


図 6.2-11 灰処理フロー

(カ) 汚水処理設備

洗煙汚水等の汚水中に含まれる重金属等を除去するための設備で、凝集沈殿ろ過方式により、下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準（ダイオキシン類含む。）に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。また、処理過程で発生する脱水汚泥は最終処分場で埋立処分する（資料編p.3参照）。

注1) 主灰とは、焼却炉の炉底部から搬出される「もえがら」をいう。

注2) 飛灰とは、焼却炉の排ガスに含まれる「ばいじん」がろ過式集じん器等で捕集されたものをいう。

(キ) 煙突

鉄筋コンクリート造の外筒の中に、排ガス等を通すステンレス製の内筒を設置する構造とする。

(3) エネルギー計画

建替え後の施設で使用するエネルギーとしては、電力及び都市ガスがある。それぞれの使用量は約2,935万kWh/年、約8万m³/年の計画である。

また、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用して、発電や温水による場外江戸川区施設への熱供給を行う。ごみ発電量は10,694万kWh/年、場外への熱供給量は1,887GJ/年の計画である。

なお、太陽光発電も行う計画であり、その計画値は8.0万kWh/年である。

(4) 給排水計画**ア 給水計画**

本事業における給水は、上水とする。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用する。

イ 排水計画

本事業で予定している排水処理フローを図 6.2-12に示す。

プラント排水等は、污水处理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理後、公共下水道に放流する。

污水处理設備では、各処理段階でpHを常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路等に降った雨水のうち、初期雨水を污水处理設備へ送り、処理後、公共下水道へ放流する。初期雨水以外の雨水は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道へ放流する。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用するが、余剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道に放流する（資料編p.3参照）。

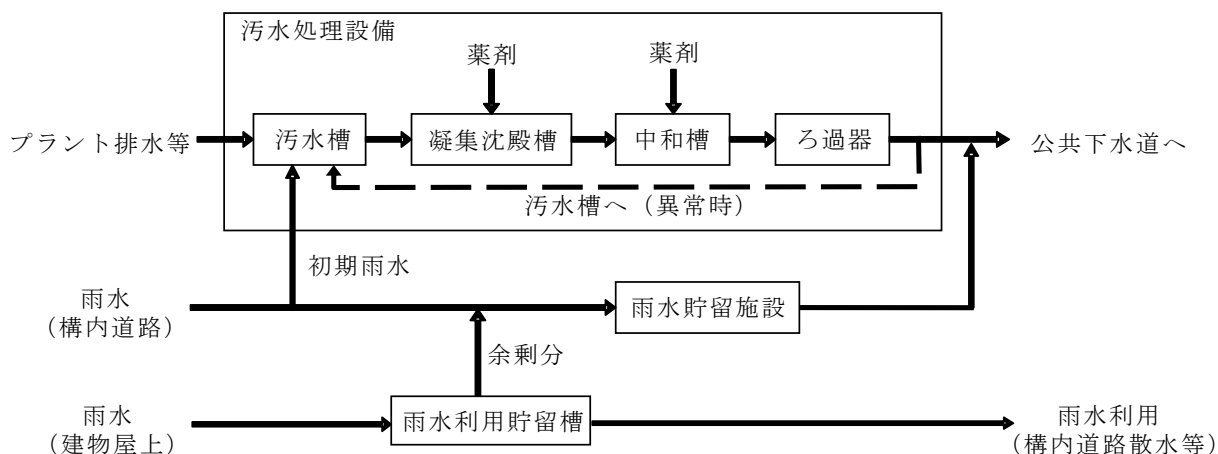


図 6.2-12 排水処理フロー

(5) 緑化計画

建替え後の施設では、既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地及び敷地境界部に植栽を配置する。

また、新たに屋上緑化及び壁面緑化を行い、「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」の基準を遵守するとともに、「東京都環境基本計画」及び「江戸川区みどりの基本計画」の趣旨を十分に勘案し、可能な範囲で緑化に努める。

計画地の緑化にあたっては、既存樹木を可能な限り利用するとともに、高木や中・低木等を適切に組み合わせた植栽を行い、緑豊かな緑地と江戸川の河川整備とが融合した景観を形成し、地域環境に溶け込んだ清掃工場として機能することを目指す。

なお、「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」に基づき、建設工事の着手に先立ち行う事業計画書等の届出においては、緑地の位置、緑化面積、樹木の種類及び高さ並びに本数等について江戸川区と事前相談及び協議を行う。緑化が完了したときは、工事完了書等の提出により報告する。

関係条例・基準等に基づく必要緑地面積等及び計画緑地面積等は、表 6.2-5に示すとおりである。また、必要緑地面積等の算定については、表 6.2-6に示すとおりである。

表 6.2-5 必要緑地面積等及び計画緑地面積等

条例・基準等	必要緑地面積等	計画緑地面積等 ^{注1)}	
江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（地上部） ^{注2)}	3,700.30m ² 以上	7,824.8m ²	
江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（接道部） ^{注3)}	427.36m以上	429.266m	
江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（建築物上）	900m ² 以上	1562 m ²	913 m ² (屋上)
			649 m ² (壁面)
東京都環境確保条例 建築物環境配慮指針（評価基準の段階2）	5,692.78m ² 以上	7,442.7m ²	

注1) 計画段階の面積のため実際とは異なる場合がある。

注2) 対象は環境空地（緑地、歩道状空地、ポケットパーク及び広場状空地等）の面積である。

注3) 対象は接道部環境空地の長さである。

表 6.2-6 必要緑地面積等の算定

条例・基準等	対象	算定式 ^{注1)}	必要緑地面積等
江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	地上部 ^{注2)}	$(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.25$	3,700.30m ²
		$(28,463.88 - 13,356) \times 0.25 = 3,776.97\text{m}^2$	
		$(\text{敷地面積} - \text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8) \times 0.25$	
		$(28,463.88 - 28,463.88 \times 0.6 \times 0.8) \times 0.25 = 3,700.30\text{m}^2$	
	接道部 ^{注3)}	接道部長さ $\times 0.7$	427.36m
		$610.515 \times 0.7 = 427.36$	
建築物上 (屋上・壁面・ベランダ等)	屋上面積 $\times 0.25$	900m ²	
	$3,500 \times 0.25 = 875\text{m}^2$		
東京都環境確保条例 建築物環境配慮指針 (評価基準の段階2)	地上部及び 建築物上	敷地面積 $\times 0.2 = \text{総緑化面積}$	5,692.78m ²
		$28,463.88 \times 0.2 = 5,692.78\text{m}^2$	

注1) 必要緑地面積等の算定に必要となる諸元は、敷地面積：28,463.88m²、建築面積：13,356m²、法定建ぺい率：60%、接道部長さ：610.515m、屋上面積（人の出入り及び利用可能な部分）：約 3,500m²である。

注2) 対象は環境空地（緑地、歩道状空地、ポケットパーク及び広場状空地等）の面積であり、算定式より得られる数値の小さい方の面積以上を確保する。

注3) 対象は接道部環境空地の長さである。

(6) 廃棄物の処理計画

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰及び脱水汚泥がある。

飛灰は、重金属類の溶出を防止する安定化処理として薬剤処理等を行い、飛灰処理汚泥とする。飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出しセメント原料化を図る。

なお、主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

(7) 環境マネジメントシステムの導入

既存施設では、平成12年9月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得した。

建替え後の施設でも、清掃工場の操業にあたり、環境関連法令等を遵守し、環境目的・目標を設定して継続的改善に努め、省資源・省エネルギーの推進に努めるため、環境マネジメントシステムISO14001を導入していく。

6 対象事業の目的及び内容

6.3 施工計画及び供用計画

6.3.1 施工計画

(1) 工事工程の概要

工事は令和2年度に着手し、工事期間は80か月を予定している。工事工程を表6.3-1に示す。

なお、作業時間は、原則として午前8時から午後6時まで（ただし、工事のための出入り、準備及び後片付けを除く。）とし、日曜日及び祝日は作業を行わない。

既存及び建替え後の施設概要は、表6.2-1及び表6.2-2（p.17参照）に示すとおりである。

表 6.3-1 工事工程（予定）

事業年度 (令和)	2	3	4	5	6	7	8	9
主要工程								
準備工事	■							
解体工事・土工事	■							
く体・プラント工事					■			
外構工事							■	
試運転							■	

(2) 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

なお、本事業に先立ち、既存施設の稼働停止後にごみバンカ及び灰バンカの清掃を十分行い、ごみ及び灰等の除去を行う。

ア 準備工事

清掃工場の建替工事にあたり、工事作業区域を囲む仮囲いや仮設電源等の設置、資材置き場等の場内整備等を行う。

イ 解体工事・土工事

(ア) 焼却炉設備等解体

焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月厚生労働省労働基準局長通達）に基づき、次のような措置を講じて、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行っていく。

- ① 解体作業の計画の事前届出
- ② 作業場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定及び付着物のサンプリング
- ③ 適切な保護具（エアラインマスク、密閉式防護服等）の使用
- ④ ダイオキシン類を含む灰等飛散しやすいものの湿潤化
- ⑤ 解体作業実施前の設備内部付着物の除去
- ⑥ 汚染物拡散防止のための仮設の天井・壁やビニールシート等による作業場所の分離・養生
- ⑦ 汚染空気のチャコールフィルター等による適切な処理
- ⑧ 解体廃棄物等の法令に基づく適正処理

既存煙突は、外筒と内筒により構成されており、外筒の中に焼却炉ごとの排出ガスの通り道である内筒が2本ある。この解体方法について、図 6.3-1に示すとおり、外筒を残したまま内筒を解体し、その後に外筒を解体する。この解体作業にあたっては、工程ごとに適切な養生等を行い、粉じんの飛散や騒音・振動の低減に努める。

また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（平成14年11月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

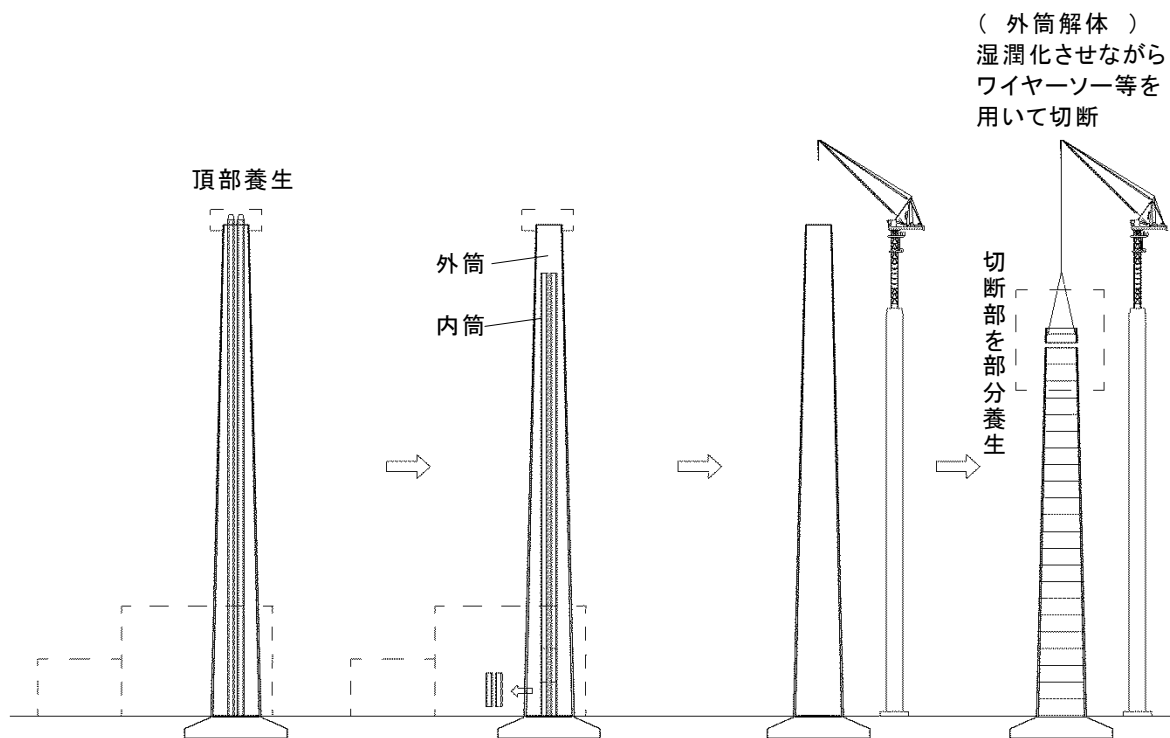


図 6.3-1 煙突解体概念図

(4) 建築物等解体

建築物の解体は油圧破碎機等を使用し、既存の建築物や煙突等は全て解体する。解体にあたっては、工場棟建屋全体を覆う全覆い仮設テント等を設置し、焼却炉設備等と建築物等を同時に解体する。また、テントの内側の壁面には防音パネルを設置して騒音の低減を図るとともに、負圧集じん器を設置してテント内を負圧に保ち粉じんの飛散を防止する。なお、全覆い仮設テント等の設置にあたっては事前に近隣住民に対し、十分な説明を行う。

アスベストについては、飛散性の高い吹付け材等として使用されていないことは確認済みであるが、工場棟外壁の一部及び付属棟等において、吹付け工法による石綿含有仕上塗材として使用されていることを確認している。

従来東京都では石綿含有仕上塗材は成形板等として取り扱っており、「大気汚染防止法」の規制の対象外となっていたが、平成29年5月付け環境省通知（環水大大発第1705301号）により、吹付け工法により施工された石綿含有仕上塗材については、「大気汚染防止法」に定める「吹付け石綿」に該当するものとして取り扱い、除去等作業を行う場合は、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出、及び作業基準の遵守等が必要となるとされた。

今後、解体工事前までに施設の稼働中に確認できない箇所についてもさらに調査を行い、アスベストの使用の有無を確認した上で、解体・除去等については、本通知に従い、法令等に基づき適切に処理・処分する。

(ウ) 土工事

地下部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）等による山留めを行う。山留壁を支える支保工は、切梁または地盤アンカー工法により支持する。

掘削工事は、バックホウ及びクラムシェル等を用い、山留壁で囲まれた部分の掘削を行う。また、掘削工事とあわせて、既存建築物地下部の解体や杭の撤去を行う。

なお、敷地内に存在する汚染土壌封込め槽（p. 60、p. 331～335参照）については、改変する計画はない。封込め槽近辺を掘削する際には、それに先立ち掘削範囲に山留め壁を構築し、封込め槽への影響を防止する。

ウ く体・プラント工事**(ア) 基礎・地下く体工事**

掘削工事完了後、杭等の地業工事を行ったうえ、地下部分の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

(イ) 地上く体・仕上工事

地上く体工事は、クローラクレーン、タワークレーン等を用いて基礎・地下く体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、く体工事を完了した部分より順次施工する。

なお、仕上工事の内外装塗装にあたっては、低VOC塗料を使用する。

(ウ) プラント工事

く体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラクレーン等を用いて行う。

エ 外構工事

外構工事としては、構内道路工事及び植栽工事等があり、く体工事がほぼ終了した時点から施工する。

(3) 建設機械及び工事用車両

ア 建設機械

工事の進捗に応じ、表 6.3-2に示す建設機械を順次使用する（資料編p.10及びp.11参照）。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

表 6.3-2 工種別建設機械（工事用車両を除く。）

主要工程	主な作業	主な建設機械								
		バックホウ	クローラークレーン	タワークレーン	油圧式破砕機	ジャイアントブレイカー	多軸掘削機	杭打設機	コンクリートポンプ車	クラムシエル
準備工事	工事用仮囲い設置 仮設電源設置	○								
解体工事・ 土工事	焼却炉設備解体 建築物解体 煙突解体 山留め（SMW等） 地下部解体 掘削	○	○	○	○	○	○	○	○	○
く体・ プラント工事	コンクリート打設 組立・建込・据付	○	○	○				○	○	
外構工事	構内道路工事 植栽工事	○	○						○	

イ 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 6.3-2に示すとおりである。また、工事期間中の工事用車両台数は、資料編（p.9～p.11参照）に示すとおりであり、ピーク日における工事用車両台数は片道164台（大型155台、小型9台）である。

なお、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「東京都環境確保条例」という。）他、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。

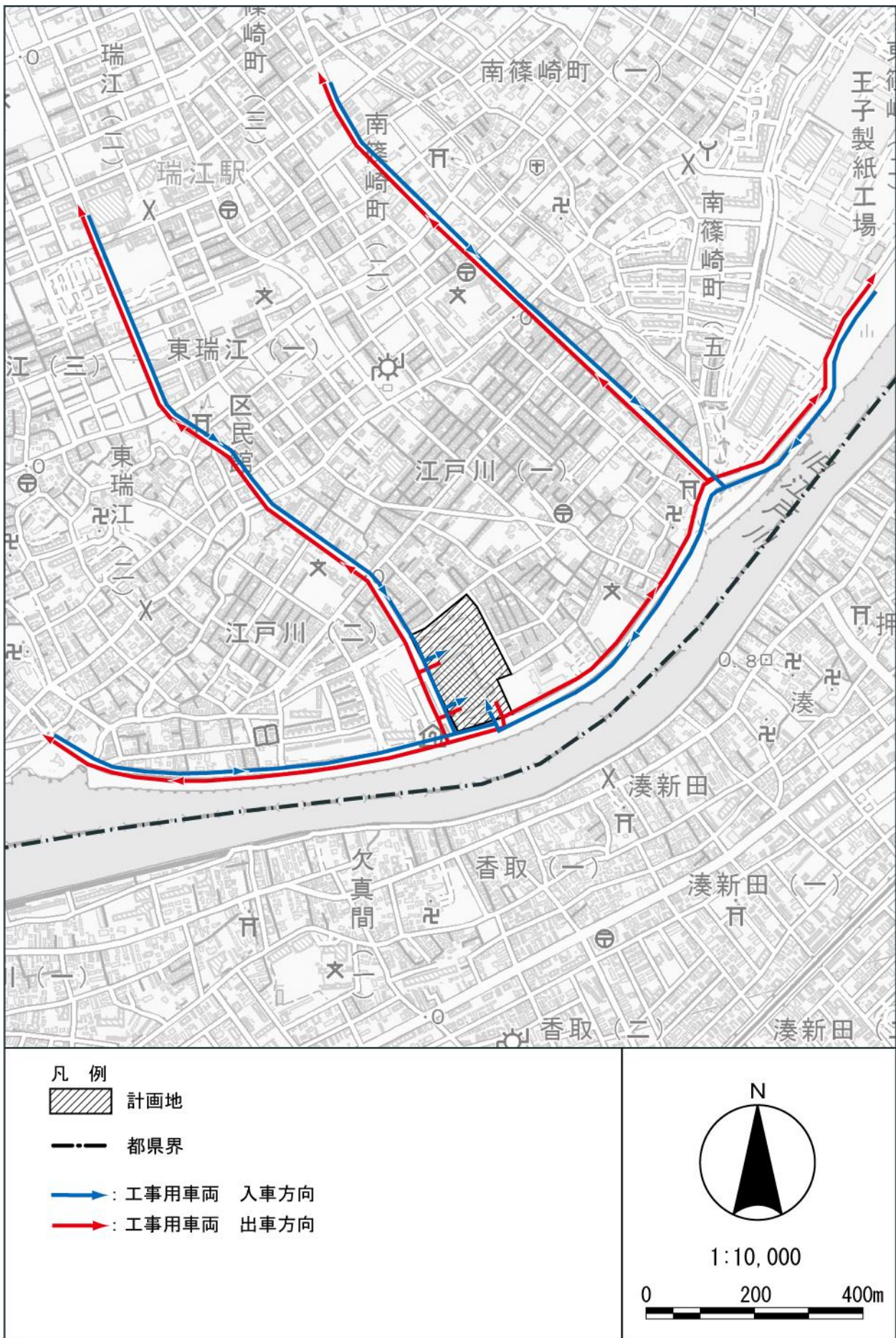


図 6.3-2 工事用車両の主な走行ルート

6 対象事業の目的及び内容

6.3.2 供用計画

(1) ごみ収集車両等計画

ア 運搬計画

(ア) ごみ等の運搬

江戸川区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する。

施設稼働に伴い発生する飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場へ運搬して埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。

(イ) 搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの8時から17時までとする。

(ウ) 走行ルート

ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートについては、現状と同様とし、図 6.3-3及び図 6.3-4に示すとおりである。

(エ) ごみ収集車両等台数

建替え後におけるごみ収集車両等の台数は、定格処理能力である600トン/日稼働の時^{注)}、ごみ収集車両584台/日、灰等運搬車両15台/日、合計599台/日と予測した。

(オ) 時間帯別予測台数

将来のごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別予測台数は、表 6.3-3に示すとおりである。

表 6.3-3 時間帯別予測台数

単位：台

時間帯 \ 車両	ごみ収集車両	灰等運搬車両	合計
8:00～9:00	94	1	95
9:00～10:00	126	4	130
10:00～11:00	107	4	111
11:00～12:00	61	1	62
12:00～13:00	20	0	20
13:00～14:00	117	5	122
14:00～15:00	52	0	52
15:00～16:00	7	0	7
16:00～17:00	0	0	0
合計	584	15	599

注) 時間帯別予測台数は既存施設の実績により按分した。

注) ごみ搬入は月曜日から土曜日までの週6日である。一週間の焼却量を6日で搬入するため、1日あたり700トン(600トン/日×7日÷6日)搬入する条件で台数を算出した。

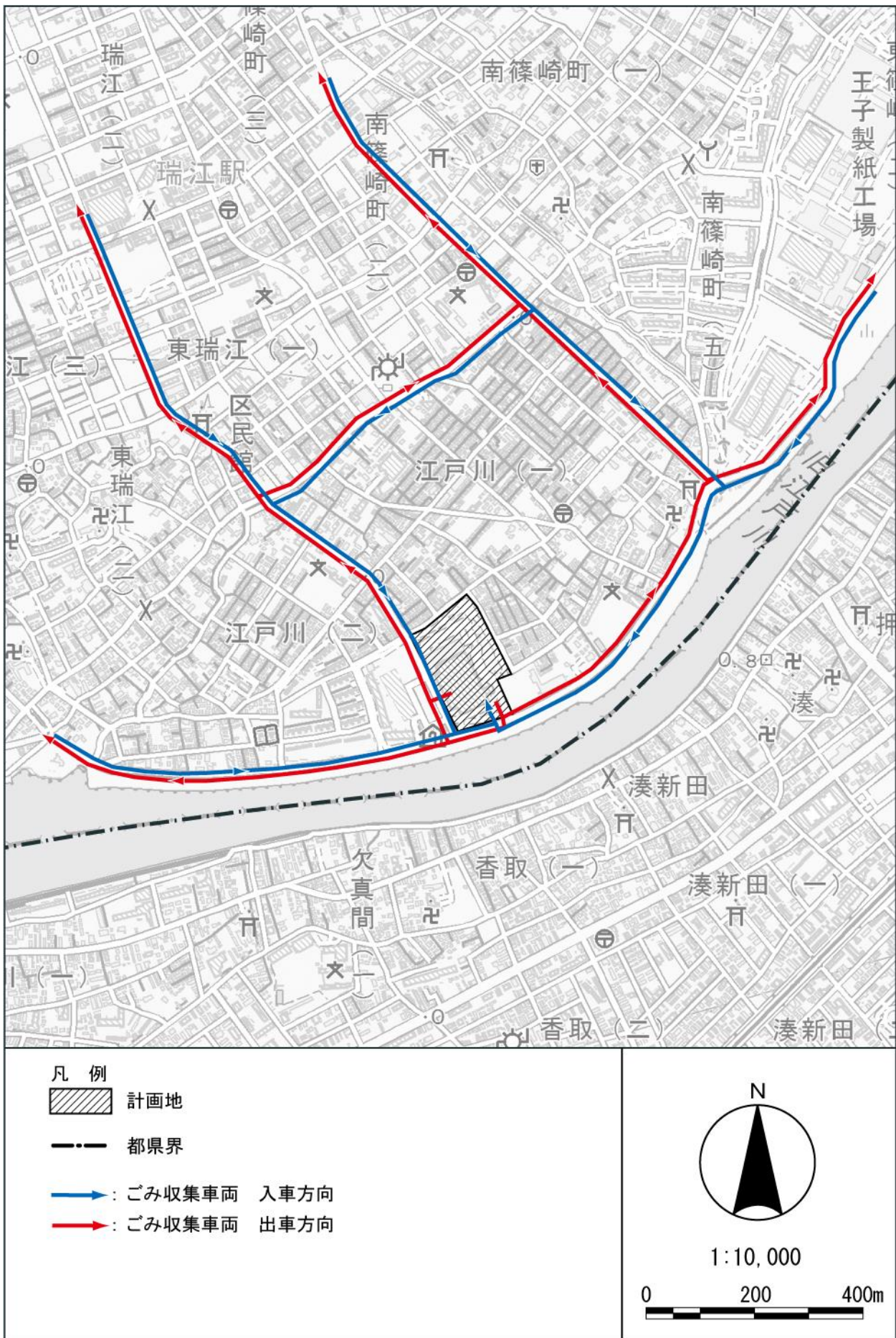


図 6.3-3 ごみ収集車両の主な走行ルート

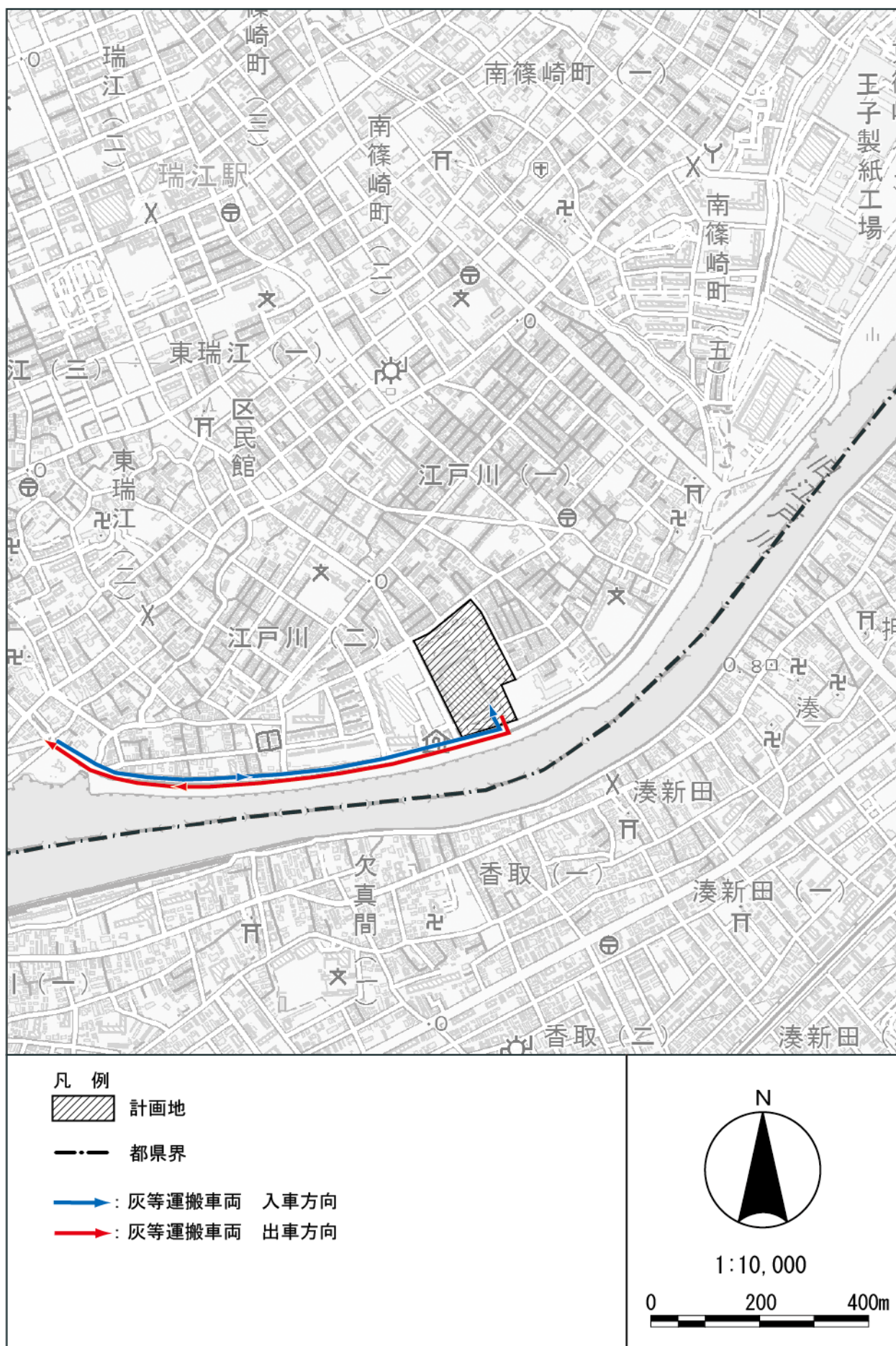


図 6.3-4 灰等運搬車両の主な走行ルート

イ ごみ収集車両等の構造

ごみ収集車両等の外観を図 6.3-5及び図 6.3-6に示す。

ごみ収集車両は、汚水が漏れない密閉構造とする。また、灰等の運搬車両は、天蓋付きとし、灰等が飛散しない構造とする。



図 6.3-5 ごみ収集車両の外観（小型プレス車 4m³）



図 6.3-6 灰等運搬車両の外観（大型ダンプ車天蓋付 10m³）

ウ 計画地周辺道路の将来交通量

(7) 現況交通量及び走行速度

主な走行ルートとして使用されている道路の現況交通量及び走行速度を調査した。現況交通量及び走行速度の調査地点は図 6.3-7に示す5地点とし、調査は平成29年1月17日(火)午前7時から18日(水)午前7時までの24時間連続して行った。

(資料編p.18～p.22参照)

現況交通量の調査結果は、表 6.3-4に示すとおりである。また、走行速度の調査結果は、資料編 (p.22参照) に示すとおりである。

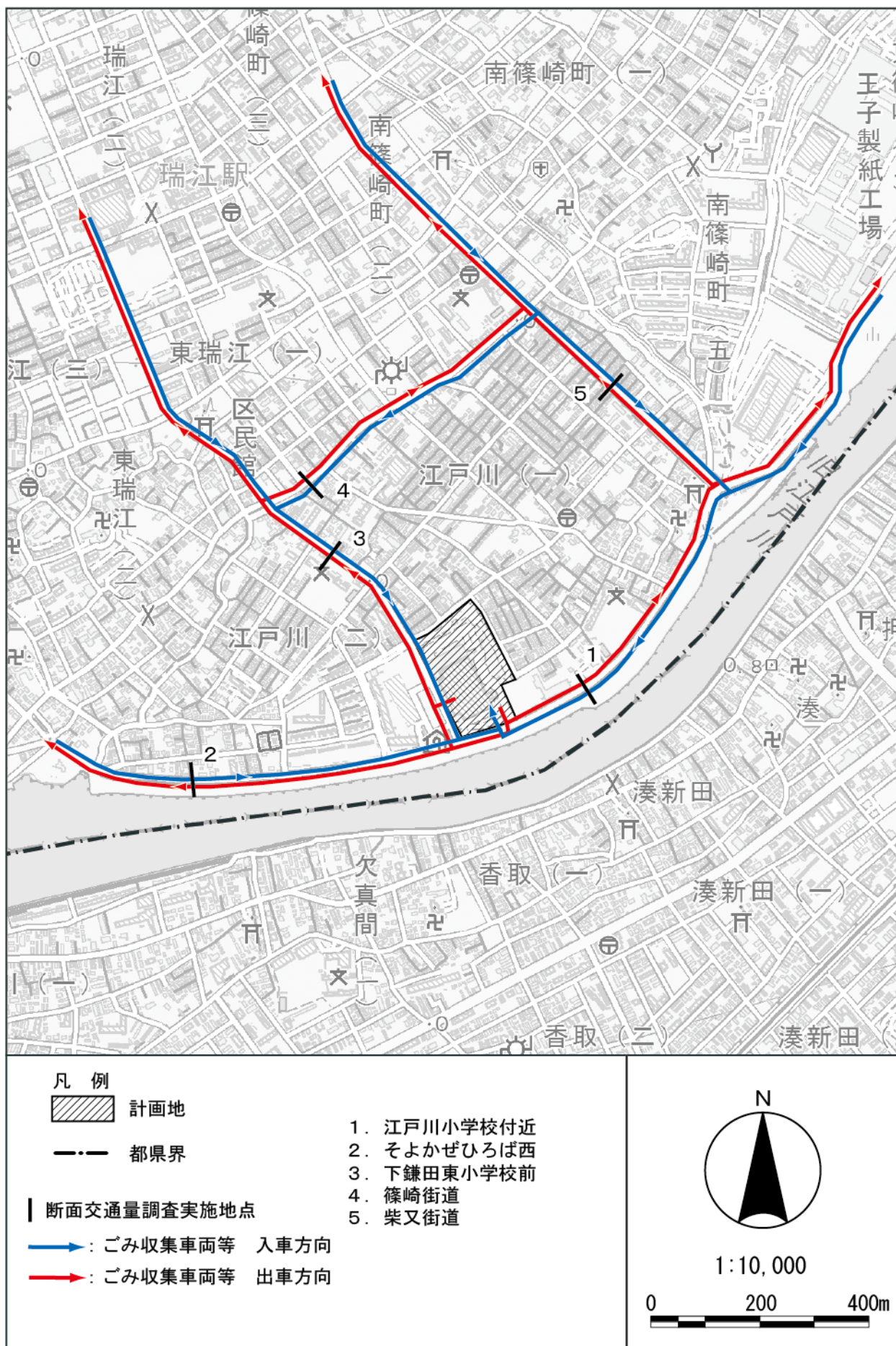


図 6.3-7 交通量調査地点

表 6.3-4 交通量現地調査結果

単位：台/日

調査地点		車種		入車方向	出車方向	断面合計
1	江戸川小学校付近	大型車	一般車両	497	497	994
			ごみ収集車両等	193	193	386
		小型車	一般車両	3,530	3,176	6,706
			ごみ収集車両	3	8	11
		合 計		4,223	3,874	8,097
		ごみ収集車両等割合(%)		4.6	5.2	4.9
大型車混入率(%)		16.3	17.8	17.0		
2	そよかぜひろば西	大型車	一般車両	543	534	1,077
			ごみ収集車両等	235	186	421
		小型車	一般車両	3,265	3,483	6,748
			ごみ収集車両	23	19	42
		合 計		4,066	4,222	8,288
		ごみ収集車両等割合(%)		6.3	4.9	5.6
大型車混入率(%)		19.1	17.1	18.1		
3	下鎌田東小学校前	大型車	一般車両	200	181	381
			ごみ収集車両等	97	114	211
		小型車	一般車両	1,212	1,049	2,261
			ごみ収集車両	2	8	10
		合 計		1,511	1,352	2,863
		ごみ収集車両等割合(%)		6.6	9.0	7.7
大型車混入率(%)		19.7	21.8	20.7		
4	篠崎街道	大型車	一般車両	813	757	1,570
			ごみ収集車両等	13	31	44
		小型車	一般車両	2,994	2,733	5,727
			ごみ収集車両	0	0	0
		合 計		3,820	3,521	7,341
		ごみ収集車両等割合(%)		0.3	0.9	0.6
大型車混入率(%)		21.6	22.4	22.0		
5	柴又街道	大型車	一般車両	160	221	381
			ごみ収集車両等	39	36	75
		小型車	一般車両	891	1,011	1,902
			ごみ収集車両	0	2	2
		合 計		1,090	1,270	2,360
		ごみ収集車両等割合(%)		3.6	3.0	3.3
大型車混入率(%)		18.3	20.2	19.3		

注1) 調査は平成29年1月17日(火)午前7:00から18日(水)午前7:00まで実施した。

注2) 入車方向は、計画地に向かう方向、出車方向は計画地から離れる方向を示す。

注3) 大型車：普通貨物車（トラック、大型特殊、建設機械）、大型ごみ収集車、灰等運搬車、バス
小型車：乗用車、小型貨物車、小型ごみ収集車

注4) 現地調査結果において「ごみ収集車両等」は、江戸川清掃工場に搬出入するごみ収集車両及び灰等運搬車両（午前8:00から午後4:00までに観測されたもの）とした。

注5) 現地調査結果において「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両（一般の車両とその他のごみ収集車両を合わせたもの）とした。

注6) ごみ収集車両等割合は、一般車両も含めた合計交通量に対するごみ収集車両等の大型・小型の和の割合である。

注7) 大型車混入率は、一般車両も含めた合計交通量に対する大型車の一般車両・ごみ収集車両等の和の割合である。

(イ) 将来交通量

将来交通量は、一般車両交通量、工事用車両及びごみ収集車両等の交通量について推計した。また、将来交通量の推計地点は現況交通量調査地点と同様とした。

将来交通量の推計結果は、表 6.3-5に示すとおりである。

「全国道路交通情勢調査」（道路交通センサス 平成11年度～平成27年度）によると、計画地周辺の幹線道路における交通量の伸びはほぼ横ばいの傾向にあることから、工事の施行中及び工事の完了後においても交通量の伸びはないものとし（資料編p.12～p.18参照）、現況交通量（江戸川清掃工場関連を除く）を将来一般交通量とした（資料編p.23～p.28参照）。

表 6.3-5 将来交通量の推計

単位:台/日

推計地点		車種		断面交通量	
				工事の施行中	工事の完了後
1	江戸川小学校付近	大型車	一般車両	994	994
			ごみ収集車両等	0	391
			工事用車両	128	0
		小型車	一般車両	6,706	6,706
			ごみ収集車両	0	44
			工事用車両	8	0
合 計		7,836	8,135		
2	そよかぜひろば西	大型車	一般車両	1,077	1,077
			ごみ収集車両等	0	462
			工事用車両	136	0
		小型車	一般車両	6,748	6,748
			ごみ収集車両	0	48
			工事用車両	8	0
合 計		7,969	8,335		
3	下鎌田東小学校前	大型車	一般車両	381	381
			ごみ収集車両等	0	229
			工事用車両	46	0
		小型車	一般車両	2,261	2,261
			ごみ収集車両	0	24
			工事用車両	2	0
合 計		2,690	2,895		
4	篠崎街道	大型車	一般車両	1,570	1,570
			ごみ収集車両等	0	44
			工事用車両	0	0
		小型車	一般車両	5,727	5,727
			ごみ収集車両	0	0
			工事用車両	0	0
合 計		7,297	7,341		
5	柴又街道	大型車	一般車両	381	381
			ごみ収集車両等	0	82
			工事用車両	54	0
		小型車	一般車両	1,902	1,902
			ごみ収集車両	0	1
			工事用車両	2	0
合 計		2,339	2,366		

注1) 将来交通量の推計において「ごみ収集車両等」は、江戸川清掃工場に搬出入するごみ収集車両及び灰等運搬車両とした。

注2) 将来交通量の推計において「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両（一般の車両とその他のごみ収集車両を合わせたもの）とした。

(2) 施設の監視制御

建替え後の施設では、プラントの運転に必要な情報を収集・管理し、施設の監視制御を24時間連続して行う。主な監視制御内容は、以下のとおりである。

- ① 焼却炉では、ごみ供給量及び各箇所の燃焼空気量等を調整することによって、燃焼温度や一酸化炭素濃度を適正に保ち、ごみの安定的な燃焼を行う。
- ② 洗煙設備における苛性ソーダ水溶液の量や触媒反応塔へのアンモニアの吹き込み量等を制御して、排ガス中の塩化水素、硫黄酸化物及び窒素酸化物等を除去することにより、清掃一組の自己規制値を遵守する。
- ③ 汚水処理設備の pH 値をモニタリングし、pH 調整用薬剤や凝集剤等の添加量を調整することによって排水中の重金属等を除去し、下水排除基準を遵守する。

(3) ダイオキシン類対策

ア 焼却処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、燃焼室中の燃焼ガス温度を800℃以上に保ち、2秒以上滞留することでダイオキシン類の発生を抑制する。

さらに、安定燃焼を図るため、一酸化炭素濃度を基準値以下に制御する等、燃焼管理を行う。

イ 排ガス処理

ろ過式集じん器（バグフィルター）入口の排ガス温度を、200℃以下に下げることにより、排ガス中のダイオキシン類の生成を防止する。

また、ろ過式集じん器（バグフィルター）によって、ばいじんを捕集するとともにダイオキシン類を除去する。さらに、触媒反応塔では触媒反応によりダイオキシン類を分解除去することで、煙突出口でのダイオキシン類濃度を「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める排出基準値（0.1ng-TEQ/m³N^{注1)}）以下にする。

ウ 汚水対策

汚水処理設備では、凝集沈殿及びろ過処理を行うことにより、排水中の重金属類及び粒子状物質を除去する。ダイオキシン類は、水にほとんど溶けず、粒子状物質に付着しているため、この過程で排水中からほとんど除去される。最終的に排水中のダイオキシン類濃度を「下水排除基準」に定める排除基準値（10pg-TEQ/L^{注2)}）以下とし、公共下水道へ放流する。

また、汚水処理過程で発生する脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。

注1) TEQとは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに毒性等価換算したものである。また、1ng（ナノグラム）は10億分の1gである。

注2) 1pg（ピコグラム）は1兆分の1gである。

(4) 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰及び脱水汚泥がある。

飛灰は、重金属類の溶出を防止する安定化处理として薬剤処理等を行い、飛灰処理汚泥とする。飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出しセメント原料化を図る。

なお、主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

6.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業に関連する計画には、「2020年に向けた実行プラン」、「東京都環境基本計画」、「江戸川区基本構想」、「江戸川区基本計画（後期）」、「江戸川区実施計画（平成27年度～29年度）」等があり、これらの計画に基づいて環境へ配慮した事項は表 6.4-1(1)～(5)に示すとおりである。また、清掃一組による主な環境保全に関する配慮内容は以下のとおりである。

(1) 環境負荷の低減

ア 環境保全対策

清掃一組では、可燃ごみを確実に焼却処理することにより区民の衛生環境を維持・向上するよう努めている。また、ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質を燃焼管理により抑制し、削減・無害化して環境負荷を可能な限り低減していく。このため、焼却炉と公害防止設備の管理を最適に行う等、大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、悪臭防止対策、騒音・振動防止対策等の環境保全対策を推進し、あわせて定期的に測定データについてホームページ等を通じ公表していく。

イ 環境マネジメントシステムの活用

清掃工場の操業にあたり、環境関連法令等を遵守し、環境目的・目標を設定して継続的改善に努め、省資源・省エネルギーの推進に努めるため、環境マネジメントシステムISO14001を導入していく。

(2) 地球温暖化防止対策

ア 熱エネルギーの一層の有効利用

化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化防止に寄与するため、清掃工場の建替えにあたって、発電効率の向上を図る等、一層のエネルギー回収を進めていく。

イ 地球温暖化防止対策への適切な対応

地球温暖化防止対策の推進に関する法律等、地球温暖化対策関連の法令に基づき、温室効果ガス排出量の報告や規制を遵守していく。

(3) その他の環境への取組

ア 緑化

構内緑化の推進に加えて清掃工場建物の屋上や壁面を利用し緑化を進め、地面や建物への蓄熱の抑制、冷房負荷の低減に努める。

イ 自然エネルギーの有効活用

屋上、壁面等を活用して太陽光発電パネルを設置し自然エネルギーの有効活用による発電に努める。また雨水の一部は構内道路散水等に利用していく。

表 6.4-1(1) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	配慮事項
都民ファースト でつくる「新しい 東京」～2020年 に向けた実行プ ラン～ (平成28年12 月)	○スマートエネルギー都市 ・LED照明の普及などの省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入促進や水素社会実現に向けた取組の推進により、地球温暖化対策を積極的に進める。	・LED照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。
	○快適な都市環境の創出 ・都市の熱環境を改善するとともに、多様な主体による暑さ対策の取組を社会に定着させる。 ・雨水や下水再生水の利用促進、河川や運河の水質の維持・改善を図り、快適な水環境の創出に取り組む。 ・PM2.5や光化学オキシダント濃度の低減に向けて、揮発性有機化合物(VOC)など大気汚染物質の削減や周辺自治体との広域連携を進め、大気環境の更なる改善を進める。 ・資源ロスの削減、エコマテリアルの利用、廃棄物の循環利用を促進し、持続可能な資源利用を推進する。	・既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・汚水処理設備は、凝集沈殿ろ過方式を採用し、工場からの排水を下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。 ・清掃一組の所有車両は低公害型の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・排ガス処理設備として、ろ過式集じん器、洗煙設備、触媒反応塔等の公害防止設備を設置する。大気物質の排出については、大気汚染防止法の規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守する。 ・仕上工事の内外装塗装にあたっては、低VOC塗料を使用する。 ・主灰の一部は民間のセメント工場へ搬出しセメント原料化を図る。
	○豊かな自然環境の創出・保全 ・公園整備や再開発により連続性・一体性をもった質の高い緑を創出するとともに、森林・丘陵地や農地など貴重な緑を保全することで、自然豊かな都市環境を次世代に継承する。 ・都市空間における生物の生息・生育環境の確保や希少種の保全、環境学習を通じた普及啓発等により、多様な生き物と共生できる都市を実現する。	・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行い、地域との一体性に努める。 ・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。
東京都環境基本 計画 (平成28年3月)	○エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制 ・設備の省エネルギー化、壁や屋根の断熱など、建物の熱負荷抑制性能の向上、自然エネルギーの利用等により、省エネルギーを進める。 ・焼却熱や下水汚泥の焼却排熱の利用による発電、地域冷暖房や公共施設等への熱供給など、エネルギーの有効利用を図る。	・LED照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。
	○環境負荷の少ない交通 ・施設の立地・計画にあたっては、自動車利用の効率化を図ることで、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。	・適正な運行管理によって、工事用車両が特定の時間に集中することを回避するように努める。
	○持続可能な資源利用の推進／廃棄物の適正処理 ・建設工事における廃棄物の発生をできる限り抑える。 ・再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材の使用に努める。 ・建設副産物の分別・再利用に努める。 ・建築物の長寿命化、長期使用に努め、省資源を図り、廃棄物の削減を図る。	・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 ・建設発生土は、受入施設の基準に適合していることを確認した上で「東京都建設発生土再利用センター」等に搬出する。

表 6.4-1(2) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	配慮事項
東京都環境基本計画 (平成 28 年 3 月)	○大気環境の向上 ・施設の稼働に伴う大気汚染物質の排出を極力削減する。	・排ガス処理設備として、ろ過式集じん器、洗煙設備、触媒反応塔等の公害防止設備を設置する。大気物質の排出については、大気汚染防止法の規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守する。
	○化学物質、土壌汚染などによる環境リスクの低減 ・土地利用の履歴等を考慮して、土壌汚染の調査を行い、汚染が判明した場合には、土壌汚染対策を実施する。	・土壌汚染については、土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき、既存建築物の解体の際に、土壌の汚染状況を把握し、適切な措置を講じる。
	○騒音・振動、悪臭対策等 ・周辺地域の土地利用に合わせ、施設の稼働や運搬車両による騒音や振動等による周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・悪臭による周辺への影響を防止する。 ・地域特性や周辺の土地利用に応じて、周辺への日照阻害の防止に努める。 ・煙突などの施設による電波や風への影響に配慮し、障害が生じた場合には対策を講じる。	・設備及び機器の騒音・振動低減対策等により、周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・悪臭防止対策により、周辺への影響を防止する。 ・周辺への日照阻害、電波障害等の影響に配慮し、建物の形状・配置を適切に計画する。
	○生物多様性の確保・緑の創出 ・既存の緑地等が存在する場合は、保全を検討する。 ・建築物上や壁面などでの緑化に努める。	・既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
	○水循環の再生と水辺環境の向上 ・汚水処理の適正化を図り、施設からの排水等による水質汚濁を防止する。 ・地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う。 ・トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。	・汚水処理設備は、凝集沈殿ろ過方式を採用し、工場からの排水を下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。 ・初期雨水以外の雨水は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道へ放流する。また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用するが、余剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道に放流する。
	○暑さ対策 ・緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。	・既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
	○景観形成・歴史的・文化的遺産の保全・再生 ・地域の特性を生かし、周辺の景観との調和に努める。	・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
東京都電力対策緊急プログラム (平成 23 年 5 月)	○工事期間中の配慮 ・工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める。	・低公害型の建設機械を極力使用するとともに、仮囲い等を設置する。 ・工事用車両が集中しないように分散化に努める。 ・排水は下水排除基準に適合するよう適切な処理をし、公共下水道へ排出する。
	○プログラムの基本的考え方 ・過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す。 ・「東京産都市型電力」を確保し、エネルギーの多様化・分散化を図る。 ・これらの取組を実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める。	・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。

表 6.4-1(3) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	配慮事項
地域におけるエネルギー有効利用計画書制度 (平成 22 年 1 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○CO₂削減を推進するため、大規模開発を行う事業者エネルギー有効利用の計画の作成・提出を義務付ける制度 ・建築物の延床面積の合計が 50,000m² 超の大規模開発事業者は、エネルギー有効利用計画書の提出を義務付ける ・清掃工場の排熱やビルからの空調排熱等の未利用のエネルギーの有効利用について、検討を義務付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模開発事業者が、清掃工場の排熱(廃熱)を利用可能エネルギーとして活用する検討をした場合、制度の趣旨を踏まえ、事業者の検討に協力するよう努める。
ヒートアイランド対策取組方針 (平成 15 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都における率先行動(建築物に関すること) ・緑化対策 新築時・増築時の緑化、改修時の緑化 ・人工排熱等対策 排熱の少ない設備機器利用、外装の被覆対策、下水熱利用空調システムの導入、省エネ設計指針見直し検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
ヒートアイランド対策ガイドライン (平成 17 年 7 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○工場・倉庫における対策 ・屋根の高反射率化 ・屋上緑化 ・壁面緑化 ・敷地内の自然被覆化(保水性舗装、芝ブロック、保水性建材等) ・敷地内の樹木緑化 ・人工排熱(顕熱)の削減 	
東京都資源循環・廃棄物処理計画 (平成 28 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進 ・建設工事におけるエコマテリアルの利用促進 ○廃棄物の循環的利用の更なる促進(高度化・効率化) ・焼却灰のリサイクル促進 ・エネルギー利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 ・主灰の一部は民間のセメント工場へ搬出しセメント原料化を図る。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。
東京都建設リサイクル推進計画 (平成 28 年 4 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○建設発生土を活用する ・建設発生土の活用 ・適正処理の確保 ・土壌汚染対策 ○廃棄物を建設資材に活用する ・一般廃棄物焼却灰 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土は、受入施設の基準に適合していることを確認した上で「東京都建設発生土再利用センター」等に搬出する。 ・主灰の一部は民間のセメント工場へ搬出しセメント原料化を図る。
東京地域公害防止計画 (平成 24 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○東京湾の水質汚濁、横十間川のダイオキシン類汚染の防止 ・東京湾の COD に係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。 ・横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・污水处理設備は、凝集沈殿ろ過方式を採用し、工場からの排水を下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成 25 年 7 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減 ・自動車単体対策の強化等 ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進 ・低公害車・低燃費車の普及拡大 ・エコドライブの普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃一組の所有車両は低公害型車両の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・工事用車両及び施設内を走行するごみ収集車両等のアイドリング・ストップの推奨に努める。
「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針 (平成 19 年 6 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる工夫による緑の創出と保全 ・屋上・壁面、鉄道敷地・駐車場、その他あらゆる都市空間の緑化で合計 400ha の緑を創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
「緑の東京 10 年プロジェクト」の施策化状況 2012 (平成 24 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる工夫による緑の創出と保全 ・あらゆる都市空間の緑化 ・緑の保全 ・緑の仕組みづくり 	

表 6.4-1(4) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	配慮事項
緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～ (平成 24 年 5 月)	○【まもる】～緑の保全強化～ ・緑の量の確保 (既存の緑の保全) ・希少種・外来種対策の推進 ・水環境の保全・回復	・既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
東京都景観計画 (平成 23 年 4 月、平成 28 年 8 月一部改定)	○美しく風格のある首都東京の再生 ・東京らしい景観の形成 ・景観法の活用による新しい取組 ・都市づくりと連携した景観施策の展開	・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
長期計画「えどがわ新世紀デザイン」 (平成 14 年 7 月)	○基本構想、基本計画、実施計画から構成される (下記参照)。	・排ガス処理設備として、ろ過式集じん器、洗煙設備、触媒反応塔等の公害防止設備を設置する。大気物質の排出については、大気汚染防止法の規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守する。 ・污水处理設備は、凝集沈殿ろ過方式を採用し、工場からの排水を下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。
江戸川区基本構想 (平成 14 年 7 月)	○区民参加による環境づくり ・環境啓発・環境教育 ・資源循環(ごみの減量と資源リサイクル) ・自然との共生・ふれあい ・都市環境問題・有害化学物質への対応 ・地球環境への配慮	
江戸川区基本計画(後期) (平成 24 年 2 月)	○環境啓発・環境教育 ・環境にやさしいエコタウンづくり ○資源循環(ごみの減量と資源リサイクル) ・ライフスタイルの見直しによるごみの大幅な減量化 ○都市環境問題・有害化学物質への対応 ・生活環境の改善・保全と新たな環境汚染問題への対応	・既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・清掃一組の所有車両は低公害型車両の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。
江戸川区実施計画(平成 27 年度～29 年度) (平成 27 年 3 月)	○環境にやさしいエコタウンづくり ・公共施設の屋上緑化 ・再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入促進 ・環境教育の推進 ○ライフスタイルの見直しによるごみの大幅な減量化 ・ごみ収集車両における低公害車の導入 ・産業廃棄物、建築副産物の排出抑制と再利用の促進 ○生活環境の改善・保全と新たな環境汚染問題への対応 ・アスベスト飛散防止対策の推進 ・土壌汚染対策の推進 ・適正管理化学物質対策の推進	・LED照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。 ・解体工事前までにアスベストの調査を行い、アスベストの使用の有無を確認した上で、解体・除去等については、法令等に基づき適切に処理する ・土壌汚染については、土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき、既存建築物の解体の際に、土壌の汚染状況を把握し、適切な措置を講じる
エコタウンえどがわ推進計画 (江戸川区地域エネルギービジョン) (平成 20 年 2 月、平成 27 年 3 月一部改定)	○事業者の省エネの着眼点 ・無駄を排除(照明、空調、外気取り入れ等) ・快適さを保ちつつ節約 (室内温度、照明、外気導入量、節水器具) ・建物・設備からのエネルギーロスの抑制 (外壁の断熱、窓の日射調整、配管の断熱) ・廃熱を回収(全熱交換器、熱回収ヒートポンプ) ・エネルギー供給会社との需給供給契約の見直し(夜間電力、蓄熱調整、ピーク時間調整等)	・既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。
江戸川区街づくり基本プラン (都市マスタープラン) (平成 11 年 2 月)	○水と緑の整備方針 ・水と緑の拠点、軸、ネットワークの形成 ・緑の充実 ・地域の特徴を活かした個性ある景観の形成 ・レクリエーション環境の充実 ・防災の視点に立った水と緑の整備 ・コミュニティの視点に立った水と緑の整備	・既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。

表 6.4-1(5) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	配慮事項
江戸川区みどりの基本計画 (平成 25 年 4 月)	○公共用地や民有地の緑化を進めます ・緑化指針による学校や公共施設の緑化 ・緑化の充実	・既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
江戸川区景観計画 (平成 23 年 4 月)	○大河川景観軸の景観形成基準 (配置) ・河川や河川沿いの道路に面する場合は、河川敷等を歩く歩行者が水辺を楽しめるよう、水辺側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置に配慮する。 ・河川側に建築物の顔を向けるなど河川に配慮した配置とする。 ・橋詰の広場などに接する場合は、橋や河川などからのアイストップを設けるなど、ゆとりあるまちなみに配慮した配置とする。 (高さ規模) ・建築物は、河川堤防、橋や水上などからの見え方に配慮する。 (形態・意匠・色彩) ・色彩・素材は、河川や街路樹の緑との調和を図る。 (公開空地・外構・緑等) ・河川に過度な明るさの照明は向けないよう配慮する。	・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行い、地域との一体性に努める。
Edogawa ごみダイエットプラン (江戸川区一般廃棄物処理基本計画) (平成 18 年 3 月、平成 28 年 3 月中間改定)	○収集運搬 ・清掃車両の環境負荷の低減 ○適正な中間処理、最終処分場の延命 ・清掃一組による共同処理体制の維持し、環境負荷の少ない中間処理を実施 ・清掃工場での熱回収、中間処理段階での資源化	・清掃一組の所有車両は低公害型車両の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・ごみ質やごみ量の変化に的確に対応した運転・監視や日常的な点検、予防保全などにより、故障の少ない安定的な施設の稼働を図る。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。 ・主灰の一部は民間のセメント工場へ搬出しセメント原料化を図る。

6.5 事業計画の策定に至った経過

本事業は、清掃一組が実施する事業であり、事業計画の策定に至った経緯は以下のとおりである。

(1) 事業計画の策定

既存の江戸川清掃工場は、可燃ごみの焼却施設として平成9年1月に東京都により建設され、平成30年3月時点で、建設後21年が経過している。

平成12年4月1日に、「地方自治法等の一部を改正する法律」が施行され、それまで東京都が行ってきた区部の一般廃棄物にかかる清掃事業は特別区に移管された。

移管後は、ごみの収集・運搬を各区が実施することとしたが、ごみの中間処理は効率的な処理を行うという理由から、特別区が共同で処理するため、23区の総意により清掃一組が設立された。

なお、最終処分は東京都に委託し、埋立処分をすることとした。

清掃一組は、設立と同時に一廃計画を策定した。この一廃計画は、東京都が実施してきた清掃事業を円滑に引継ぐという趣旨から、東京都が平成9年12月に策定した「東京都一般廃棄物処理基本計画（東京スリムプラン21）」を原則として継承した。

その後、平成18年1月、平成22年2月及び平成27年2月に一廃計画を改定し、現計画では江戸川清掃工場について、令和2年度から施設整備を行う予定としている。

本事業は、この一廃計画に基づき、江戸川清掃工場の建替えを実施するものである。

(2) 地域住民との取組

平成28年1月、江戸川清掃工場の建替事業を開始するにあたり、地域住民に対する説明会を開催し、一廃計画や事業全体の概要について説明した。

その後、建替計画の策定に係る調査を実施し、平成29年2月に「建替計画素案」を取りまとめて地域住民に対する住民説明会を行い、平成29年3月に「江戸川清掃工場建替計画」を策定した。

新しい江戸川清掃工場は、基本コンセプトを「水とみどりに調和した、地域にやさしい清掃工場」とし、施設計画の方針として「水とみどりの調和」、「環境との共生」、「エネルギーの有効活用」、「施設の強靱化」を掲げ、地域と共生する身近で親しまれる清掃工場を目指していく。

7 環境影響評価の項目

7 環境影響評価の項目

7.1 選定した項目及びその理由

7.1.1 選定した項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 7-1に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することにより、表 7-1及び表 7-2に示すとおりとした。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの12項目である。

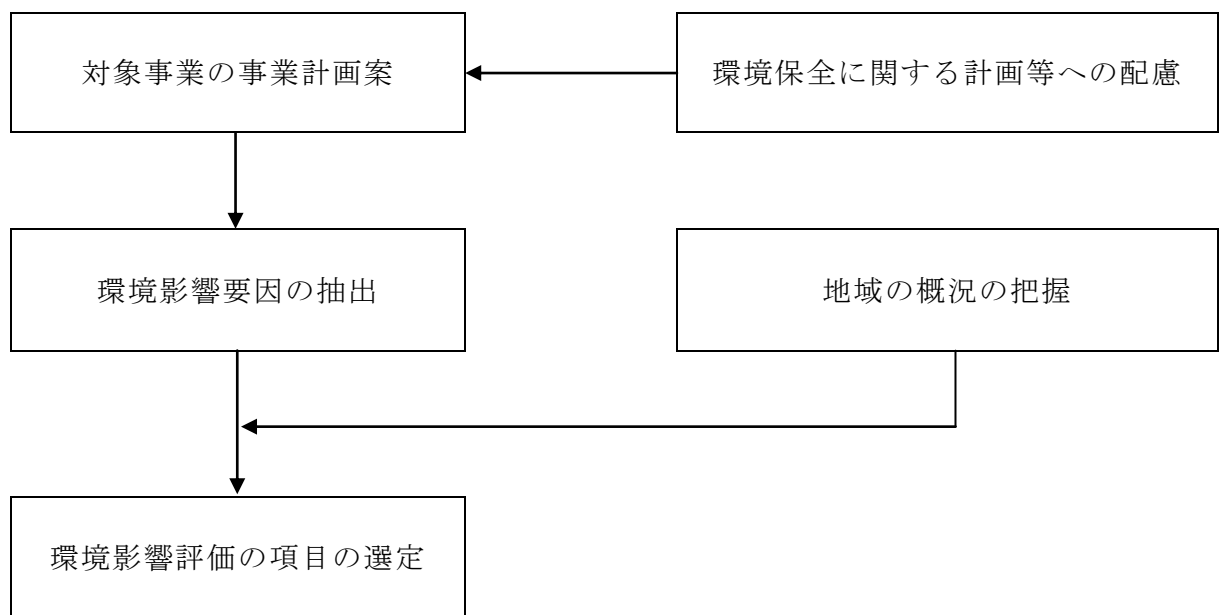


図 7-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 7-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価の項目 区分		環境影響要因		大気汚染	悪臭	騒音・振動 (低周波音を除く)	水質汚濁	土壌汚染	地盤	地形・地質	水循環	生物・生態系	日影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス	
		環境影響要因		大気汚染	悪臭	騒音・振動 (低周波音を除く)	水質汚濁	土壌汚染	地盤	地形・地質	水循環	生物・生態系	日影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス	
工事の 施行中	施設の建設等							○	○		○								○	○	
	建設機械の稼働	○		○																	
	工事用車両の走行	○		○																	
工事の 完了後	施設の存在								○		○		○	○		○		○			
	施設の稼働	○	○	○															○	○	
	ごみ収集車両等の走行	○		○																	

注1) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

注2) 地盤及び水循環における工事完了後とは地下く体工事完了後を示す。

表 7-2 大気汚染に係る予測・評価小項目

環境影響評価の項目 区分		環境影響要因		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	ダイオキシン類	塩化水素	水銀
		環境影響要因		(SO ₂)	(SPM)	(NO ₂)	(DXNs)	(HCl)	(Hg)
工事の 施行中	建設機械の稼働				○	○			
	工事用車両の走行				○	○			
工事の 完了後	施設の稼働	○		○	○	○	○	○	○
	ごみ収集車両等の走行				○	○			

注) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

7.1.2 選定した理由

(1) 大気汚染

ア 工事の施行中

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、建設機械及び工事用車両の排出ガスを考慮して、表7-2に示すとおり浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

なお、微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目としない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目としない。

イ 工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排出ガス及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、表7-2に示すとおり、施設の稼働については処理対象物質及び処理工程等を考慮して、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀とし、ごみ収集車両等の走行については、排出ガスを考慮して浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

なお、微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目としない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目としない。

(2) 悪臭

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排出ガス及びごみバンカからの臭気の拡散による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、解体工事に先立ち、ごみバンカの清掃を行い、付着した堆積物を取り除くことにより、解体工事中にごみバンカからの臭気の拡散による影響はないと考えられるため、工事の施行中の悪臭については予測・評価項目としない。

(3) 騒音・振動

ア 工事の施行中

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、建設機械から発生する低周波音については、使用する建設機械が市街地の建設工事で一般的に使用されている低騒音型であり、通常問題になることはないと考え

ることから予測・評価項目としない。

イ 工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、低周波音については、既存施設における低周波音（G特性及び平坦特性の音圧レベル）では、卓越した周波数が認められない上、周辺へ影響を及ぼすとされる指標を下回っている。また、計画施設の主要な機器構成及び配置は、既存施設と大きな差異はない（資料編p.29～37参照）。以上のことから、施設の稼働に伴い発生する低周波音については、予測・評価項目としない。

(4) 土壌汚染

工事の施行中においては、掘削工事により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出される。施設稼働中に可能な範囲で現況調査を行い、汚染は認められなかったが、調査出来ない範囲が存在することから、土壌の取扱いに慎重を期すために、予測・評価項目とする。

工事の完了後においては、工事の施行中に新たに土壌の汚染が認められた場合は関係法令等に基づき適切に対策を講じることから、汚染土壌が敷地外へ搬出されることはない。また、灰等の運搬にあたっては、天蓋付きの運搬車両（p.43参照）を使用するとともに、建物内の閉め切った空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することはない。さらに、プラント排水については、下水排除基準に適合するように処理したのち、公共下水道に放流するとともに、排出ガス中の有害物質等についても大気汚染防止法、東京都環境確保条例及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準以下の濃度に処理して排出する。このため、工事の完了後については土壌汚染を予測・評価項目としない。

なお、敷地内南側地下2.0m (A. P. +0.5m) 及び敷地内東側地下1.5m (A. P. +1.0m) には、既存の江戸川清掃工場建設時に発生した汚染土壌が、厚さ30cmのSMW又は厚さ1.5mmの防水シートを内張した鋼矢板で遮水された槽内に封じ込められている。その封じ込め槽については現時点では改変する計画はない。今後、本事業で封じ込め槽近辺の土地が改変の対象となった場合は関係法令に基づき適切に対策を講じるとともに、東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせてその内容を明らかにする。したがって、工事の施行中及び工事の完了後において有害物質等が流出するおそれはないことから、封じ込め槽を予測・評価の対象としない。

(5) 地盤

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、地下構造物の設置により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下への影響が考えられることから予

測・評価項目とする。

(6) 水循環

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、地下構造物等の存在に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられること、並びに地表構造物の設置により雨水の表面流出量への影響が考えられることから、予測・評価項目とする。

(7) 日影

工事の完了後においては、工場棟等による日影の状況の変化による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

(8) 電波障害

工事の完了後においては、工場棟等建替えによる形状の変更により、計画地周辺地域に、テレビ電波（地上デジタル波・衛星放送）の遮へい障害が生じると考えられることから予測・評価項目とする。

なお、地上デジタル波によるテレビ電波は、反射波等の障害に強い伝送方式を採用しており、この地域の電界強度が強いため反射障害はほとんど起こらないと考えられることから、地上デジタル波による受信障害は遮へい障害のみとした。

(9) 景観

工事の完了後においては、工場棟等の建替えによる色彩や形状の変更により、計画地周辺地域の景観に変化が生じると考えられることから予測・評価項目とする。

(10) 自然との触れ合い活動の場

計画地内の緩衝緑地は終日開放され、周辺住民の散策等に広く利用されている。

工事の施行中においては、計画地内緩衝緑地の整備及び施設の解体、建設による利用制限が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、緩衝緑地の整備による変化が考えられることから予測・評価項目とする。

(11) 廃棄物

工事の施行中においては、既存施設の解体及び計画施設の建設により廃棄物、建設発生土が発生することから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生することから予測・評価項目とする。

(12) 温室効果ガス

工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出に

7 環境影響評価の項目

よる影響が考えられることから予測・評価項目とする。

7.2 選定しなかった項目及びその理由

7.2.1 選定しなかった項目

選定しなかった項目は、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境及び史跡・文化財の5項目であり、その選定しなかった理由は、以下に示すとおりである。

なお、これらの項目の中で、今後の具体的な事業計画により新たに環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、該当する項目について改めて環境影響評価の項目として選定する。

7.2.2 選定しなかった理由

(1) 水質汚濁

ア 工事の施行中

既存施設の解体工事において洗浄などにより発生する排水は、既存施設の污水处理設備又は仮設の污水处理設備へ送り、凝集沈殿方式等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、公共下水道へ排出する。

なお、解体のための仮設テント等の周辺部の舗装面等に降った雨水については、公共下水道へ排出する。

建築物等解体工事完了後に行われる建設工事において発生する排水は、沈砂槽等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、公共下水道へ排出する。

したがって、本事業による水質汚濁への影響はないと考える。

また、今後行われる土壌汚染の調査等により、土壌汚染が確認されるなど、地下水汚染が考えられる場合には、東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせ、その内容を明らかにする。

なお、本事業に先立ち既存施設の操業停止時に行う清掃により発生する污水についても既存施設の污水处理設備又は仮設の污水处理設備で処理する。

イ 工事の完了後

計画施設の排水計画は、以下に示すとおりである。

プラント排水は、污水处理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理した後、公共下水道に放流する。

污水处理設備では、各処理段階でpHを常時監視するほか、巡回点検により污水の処理状況を確認する。pH等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、污水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路等に降った雨水は、初期雨水を污水处理設備へ送り、処理後、公共下水道へ放流し、初期雨水以外の雨水は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道へ放流する。また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用し、余剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道に放流する。

新設工場の污水处理設備には自動制御システムを採用し常時監視を行うため、運転中に貯槽から污水が溢れることはない。また、污水处理設備の配管等は露出として設置するため、容易に点検が可能で、正常な運転状態を保つことができる。さらに、万一漏洩

7 環境影響評価の項目

するようなことがあったとしても、汚水処理設備室内の側溝で集水し、汚水処理系統に戻すと共に、汚水処理設備は全て防水構造とすることから、建物外部に汚水が流出することはない。主灰及び飛灰の処理についても、専用の灰等運搬車両（p. 43参照）により搬出されるため、一般環境中に漏れ出ることはない。汚水処理設備及び灰処理設備とも閉鎖処理系統のため、排水、主灰及び飛灰に起因する地下水汚染は起こらない。

したがって、本事業による水質汚濁への影響はないと考える。

(2) 地形・地質

掘削工事に伴う掘削深さは、最大でGL-20.7m程度である。工事に際しては、山留めの緩みや崩壊に強く、高い止水性を有するSMW工法によるソイルセメント柱列壁を採用し、周辺の地盤を保全することから、本事業による敷地外の土地の安定性への影響はないと考える。

(3) 生物・生態系

計画地はすでに清掃工場として使用されており、本事業はこの清掃工場の建替えである。計画地は計画的に植栽管理されており、現存する動物・植物についても市街地に普通に見られるものである。建替え後については既存の樹木を可能な限り活用することから、本事業による生物・生態系への影響はないと考える。

(4) 風環境

建替え後の建物の最高高さは、地上26.4mであり、敷地地盤をかさ上げしても周辺地盤からの高さは既存工場と同様とする。一般に風害が発生するといわれる地上約50～60m以上の高い建築物ではないため、風の吹く方向や風の速度が変化し、強風の発生や通風の阻害等、生活環境に影響を及ぼす様な、風圧、風速の変化は小さい。また、煙突の高さや形状等は、既存とほぼ変わらない。

したがって、本事業による風環境への影響はないと考える。

(5) 史跡・文化財

計画地周辺には、南西側約400mの位置に市川市の指定文化財があるが、計画地内には存在しない。本事業は計画地内の施設の建替えを行うものであり、本事業により周知の史跡・文化財等への影響はないと考える。

なお、埋蔵文化財については、事前に江戸川区教育委員会に相談・照会を行うとともに、工事中に発見された場合には、文化財保護法及び東京都文化財保護条例等に基づき適正に処置する。

7.3 (参考)地域の概況

地域の概況の調査項目は、表 7.3-1に示す9項目とした。

計画地は、東京都江戸川区に位置している。

地域の概況の調査範囲は、計画地及びその周辺地域とし、調査項目ごとに江戸川区及び市川市内の適切な範囲を設定した。

表 7.3-1 地域の概況の調査項目

大項目	小項目
7.3.1 一般項目	(1)人口
	(2)産業
	(3)交通
	(4)土地利用
	(5)水域利用
	(6)気象
	(7)関係法令の指定・規制等
	(8)環境保全に関する計画等
	(9)公害に関する苦情件数

7.3.1 一般項目

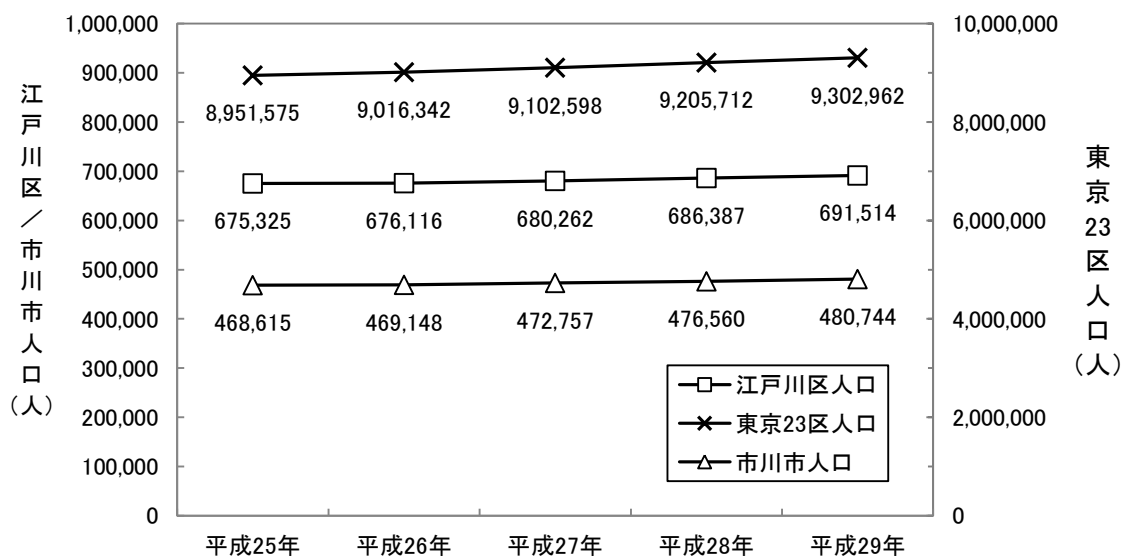
(1) 人口

ア 人口及び人口密度

計画地の位置する江戸川区、東京23区及び市川市における平成25年から平成29年までの人口の推移を図 7.3-1に示す。

平成29年現在、江戸川区の人口は691,514人である。また、平成25年以降は増加の傾向が続いている。また、市川市の人口は480,744人、平成25年以降は増加の傾向が続いている。

なお、平成29年現在、江戸川区の世帯数は333,759世帯であり、市川市の世帯数は235,660世帯である。



資料) 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口 (平成 29 年 1 月)」
 (平成 29 年 1 月、東京都総務局統計部人口統計課)
 「町丁別人口 (住民基本台帳) (平成 24~28 年 12 月 31 日現在)」 (市川市総務部総務課)

図 7.3-1 人口の推移

平成29年における人口密度を表 7.3-2示す。江戸川区の人口密度は13,858人/km²であり、東京23区平均の14,844人/km²より低くなっている。市川市の人口密度は8,525人/km²となっている。

表 7.3-2 人口密度

単位：人/km ²			
年	江戸川区	東京 23 区	市川市
平成 29 年	13,858	14,844	8,525

注) 平成 29 年 1 月 1 日 (市川市は平成 28 年 12 月 31 日現在)
 資料) 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口 (平成 29 年 1 月)」
 (平成 29 年 1 月、東京都総務局統計部人口統計課)
 「町丁別人口 (住民基本台帳) (平成 28 年 12 月 31 日現在)」
 (市川市総務部総務課)

イ 人口動態

計画地が位置する江戸川区、東京23区及び市川市における人口動態を表 7.3-3に示す。江戸川区の人口は、他道府県との移動、自然動態及びその他が増加、都内間の移動が減少しており、合計で5,127人の人口増となっている。

また、市川市の人口は他都道府県との移動、自然動態が増加及び県内間の移動が減少しており、合計で4,184人の人口増となっている。

表 7.3-3 人口動態

単位：人

地域名	増減人口	他都道府県との移動			都／県内間の移動増減数	自然動態			その他の増減
		社会増減	転入	転出		自然増減	出生	死亡	
江戸川区	5,127	1,874	22,244	20,370	-228	536	6,005	5,469	2,945
東京23区	97,250	55,698	337,185	281,487	-1,012	5,518	83,446	77,928	37,046
市川市	4,184	4,590	24,480	19,890	-1,384	978	4,493	3,515	-

注1) 平成28年の数値である。

注2) 「その他の増減」とは、出国、入国並びに帰化、国籍離脱及び実態調査等職権による記載、消除及び補正による増減等である。

注3) 「社会増減」とは、他都道府県との移動の増減数をいう。

資料) 「人口の動き(平成28年中)」(東京都総務局ホームページ)

「市川市 統計資料 出生・死亡・転入・転出数(人口動態)」(市川市ホームページ)

ウ 町丁別人口

江戸川清掃工場が位置する江戸川二丁目に隣接する町丁別人口を図 7.3-2に示す。計画地の位置する江戸川二丁目は人口6,157人である。計画地周辺で最も人口が多いのは、江戸川二丁目であり、次いで江戸川一丁目の5,148人である。

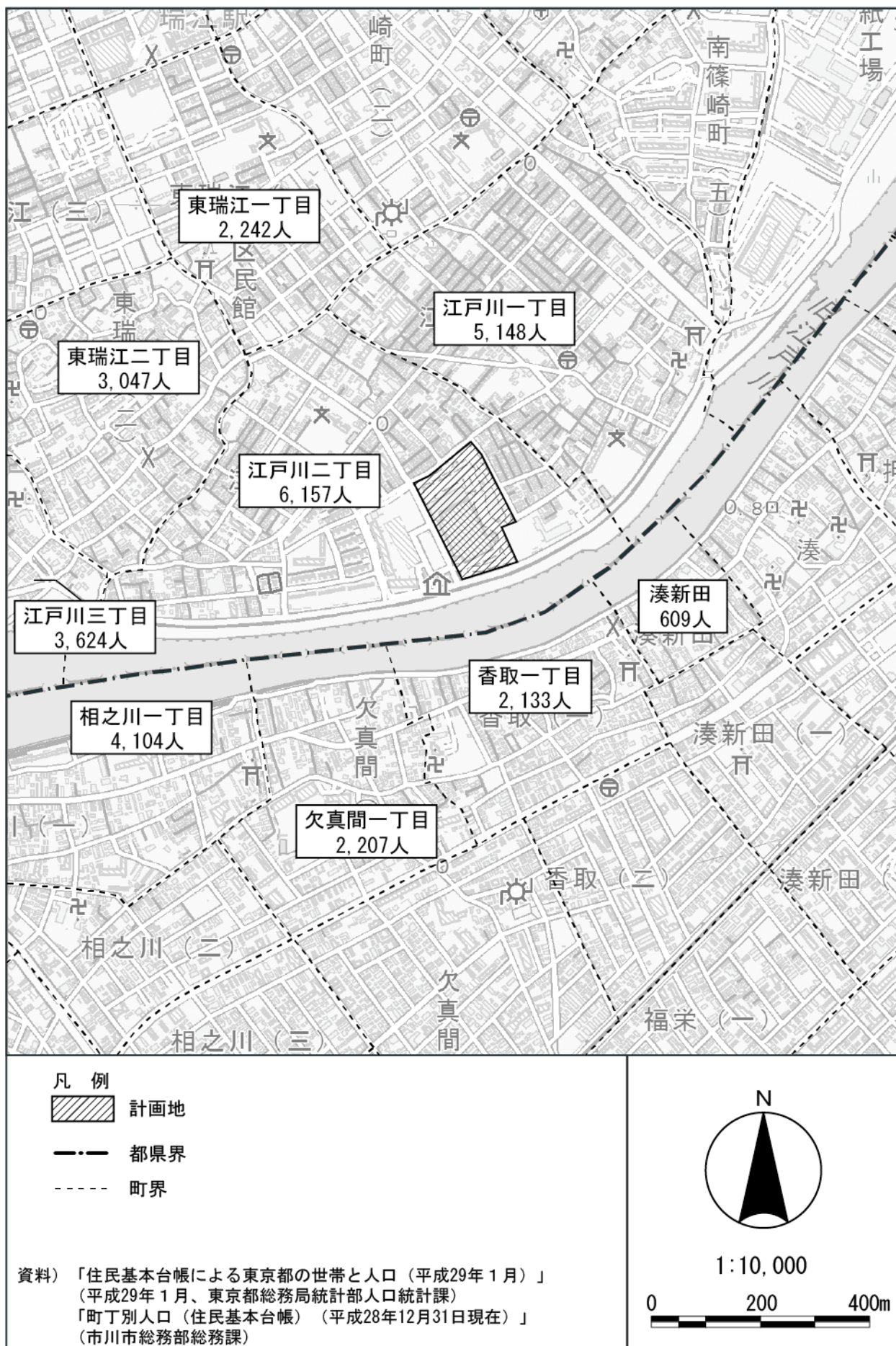


図 7.3-2 計画地周辺の町丁別人口

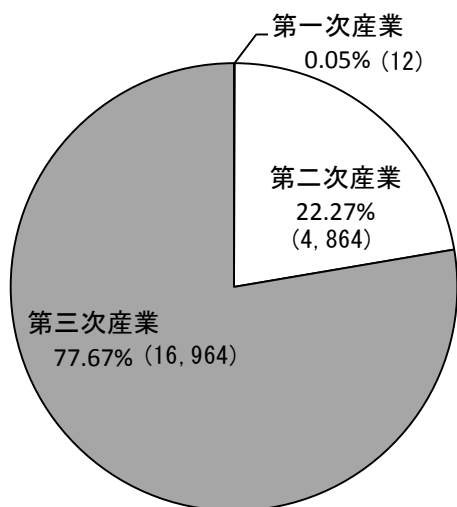
(2) 産業

計画地の周辺に位置する江戸川区及び市川市における産業別事業所数及び従業者数の構成割合を図 7.3-3(1)及び(2)に示す。

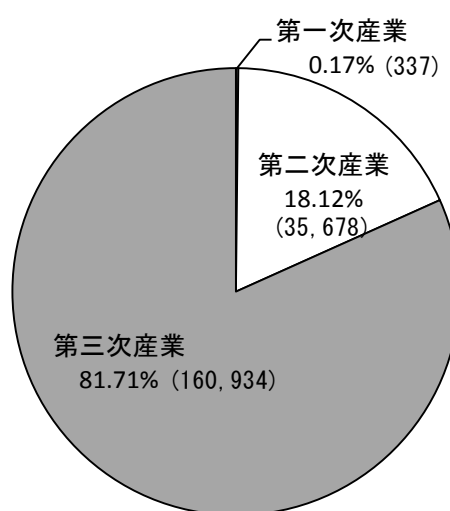
江戸川区における事業所数及び従業者数は、第三次産業が最も多く全体の約78%及び約82%を占めており、次いで第二次産業が約22%及び約18%となっており、第一次産業が全体の0.1%以下及び0.2%以下とごくわずかとなっている。

また市川市における事業所数及び従業者数は、第三次産業が最も多く全体の約86%及び約85%を占めており、次いで第二次産業が約14%及び約15%となっており、第一次産業がともに全体の0.1%以下とごくわずかとなっている。

【事業所数】



【従業者数】



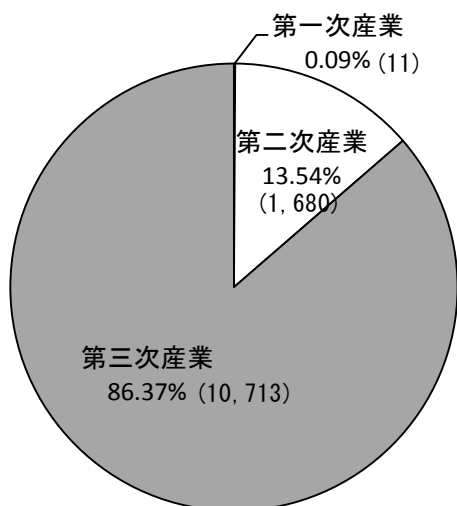
注1) 平成26年7月1日現在

注2) カッコ内は実数を示す。

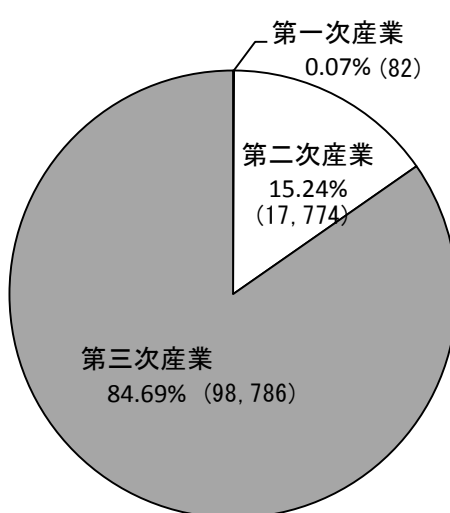
資料) 「平成28年 統計江戸川」(江戸川区ホームページ)

図 7.3-3(1) 産業別事業所数及び従業者数構成割合 (江戸川区)

【事業所数】



【従業者数】



注1) 平成26年7月1日現在

注2) カッコ内は実数を示す。

資料) 「平成29年 市川市統計年鑑」(市川市ホームページ)

図 7.3-3(2) 産業別事業所数及び従業者数構成割合 (市川市)

(3) 交通

ア 道路交通状況

計画地周辺の主要な道路を図 7.3-4に示す。

計画地周辺の主要道路としては、高速自動車国道である高速7号小松川線、一般国道である国道14号（京葉道路）ほか、主要地方道である環状7号線、王子金町江戸川線、東京市川線、市川浦安線が挙げられる。その他、一般都道である新荒川葛西堤防線、江戸川堤防線が走っている。

計画地は、一般都道新荒川葛西堤防線の北側に位置している。

計画地周辺の交通量及び大型車混入率を表 7.3-4(1)及び(2)に、交通量調査地点を図 7.3-4に示す。

平成27年度において最も交通量が多かったのは、図中番号⑦の一般国道14号（京葉道路）（篠崎IC）であり、平日自動車類12時間交通量は76,526台、昼間12時間大型車混入率は20.6%となっている。また、計画地に近い道路として、図中番号⑰の新荒川葛西堤防線（江戸川区東葛西三丁目13）における平日自動車類12時間交通量は7,656台、昼間12時間大型車混入率は12.3%となっている。

表 7.3-4(1) 計画地周辺の交通量

No.	路線名	観測地点名	平日自動車類 12 時間交通量 (台)		
			平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
1	高速 7 号小松川線	一之江出入口～小松川出入口	30,613	36,560	37,585
2	高速 7 号小松川線	京葉道～一之江出入口	30,613	31,400	31,657
3	一般国道 14 号 (京葉道路)	江戸川区大杉一丁目 11	33,185	31,320	28,779
4	一般国道 14 号 (京葉道路)	江戸川区大杉三丁目 (起点部)	-	37,357	33,315
5	一般国道 14 号 (京葉道路)	江戸川区篠崎八丁目	-	45,459	40,335
6	一般国道 14 号 (京葉道路)	江戸川区一之江	86,935	30,706	30,793
7	一般国道 14 号 (京葉道路)	江戸川区篠崎町 (篠崎 IC)	86,935	80,512	76,526
8	一般国道 14 号	江戸川区南小岩五丁目 13	14,088	13,000	12,455
9	東京浦安線	江戸川区東葛西三丁目 17	20,071	22,393	21,066
10	東京市川線	江戸川区江戸川三丁目 54	17,904	21,039	22,424
11	王子金町江戸川線	江戸川区南小岩三丁目 29	10,063	9,148	8,451
12	千住小松川葛西沖線	江戸川区中央四丁目 1-13	12,183	11,874	9,978
13	環状 7 号線	江戸川区西瑞江五丁目	30,377	27,522	24,618
14	市川浦安線	市川市香取二丁目 1-16	17,862	15,820	15,452
15	東京浦安線	浦安市猫実五丁目 11-14	20,071	21,987	20,646
16	東京市川線	市川市新井一丁目 1-21	19,418	18,913	18,764
17	新荒川葛西堤防線	江戸川区東葛西三丁目 13	5,637	6,353	7,656
18	江戸川堤防線	江戸川区篠崎町一丁目 95	10,487	9,146	9,031
19	本八幡停車場線	市川市八幡二丁目 6-12	3,370	3,129	2,914
20	浦安停車場線	浦安市猫実三丁目 28-30	16,970	16,999	15,700
21	若宮西船市川線	市川市鬼高三丁目 27	11,822	12,431	11,739

資料) 「平成 17 年度、平成 22 年度、平成 27 年度道路交通センサス (全国道路交通情勢調査)」 (国土交通省)

表 7.3-4(2) 計画地周辺の大型車混入率

No.	路線名	観測地点名	平日昼間 12 時間大型車混入率 (%)		
			平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
1	高速 7 号小松川線	一之江出入口～小松川出入口	19.6	10.5	6.0
2	高速 7 号小松川線	京葉道～一之江出入口	19.6	13.2	19.6
3	一般国道 14 号 (京葉道路)	江戸川区大杉一丁目 11	19.4	16.1	15.6
4	一般国道 14 号 (京葉道路)	江戸川区大杉三丁目 (起点部)	-	19.8	27.2
5	一般国道 14 号 (京葉道路)	江戸川区篠崎八丁目	-	18.2	25.3
6	一般国道 14 号 (京葉道路)	江戸川区一之江	13.7	9.1	15.4
7	一般国道 14 号 (京葉道路)	江戸川区篠崎町 (篠崎 IC)	13.7	14.5	20.6
8	一般国道 14 号	江戸川区南小岩五丁目 13	10.7	12.8	14.2
9	東京浦安線	江戸川区東葛西三丁目 17	16.8	17.0	15.5
10	東京市川線	江戸川区江戸川三丁目 54	15.8	19.5	18.1
11	王子金町江戸川線	江戸川区南小岩三丁目 29	14.1	14.2	17.7
12	千住小松川葛西沖線	江戸川区中央四丁目 1-13	11.5	12.1	14.2
13	環状 7 号線	江戸川区西瑞江五丁目	27.0	25.7	27.6
14	市川浦安線	市川市香取二丁目 1-16	13.1	19.7	16.3
15	東京浦安線	浦安市猫実五丁目 11-14	16.8	15.4	15.1
16	東京市川線	市川市新井一丁目 1-21	13.8	20.9	20.6
17	新荒川葛西堤防線	江戸川区東葛西三丁目 13	14.3	12.9	12.3
18	江戸川堤防線	江戸川区篠崎町一丁目 95	20.6	22.3	21.5
19	本八幡停車場線	市川市八幡二丁目 6-12	19.1	23.9	24.5
20	浦安停車場線	浦安市猫実三丁目 28-30	19.3	19.2	19.5
21	若宮西船市川線	市川市鬼高三丁目 27	15.7	12.8	8.0

資料) 「平成 17 年度、平成 22 年度、平成 27 年度道路交通センサス (全国道路交通情勢調査)」 (国土交通省)

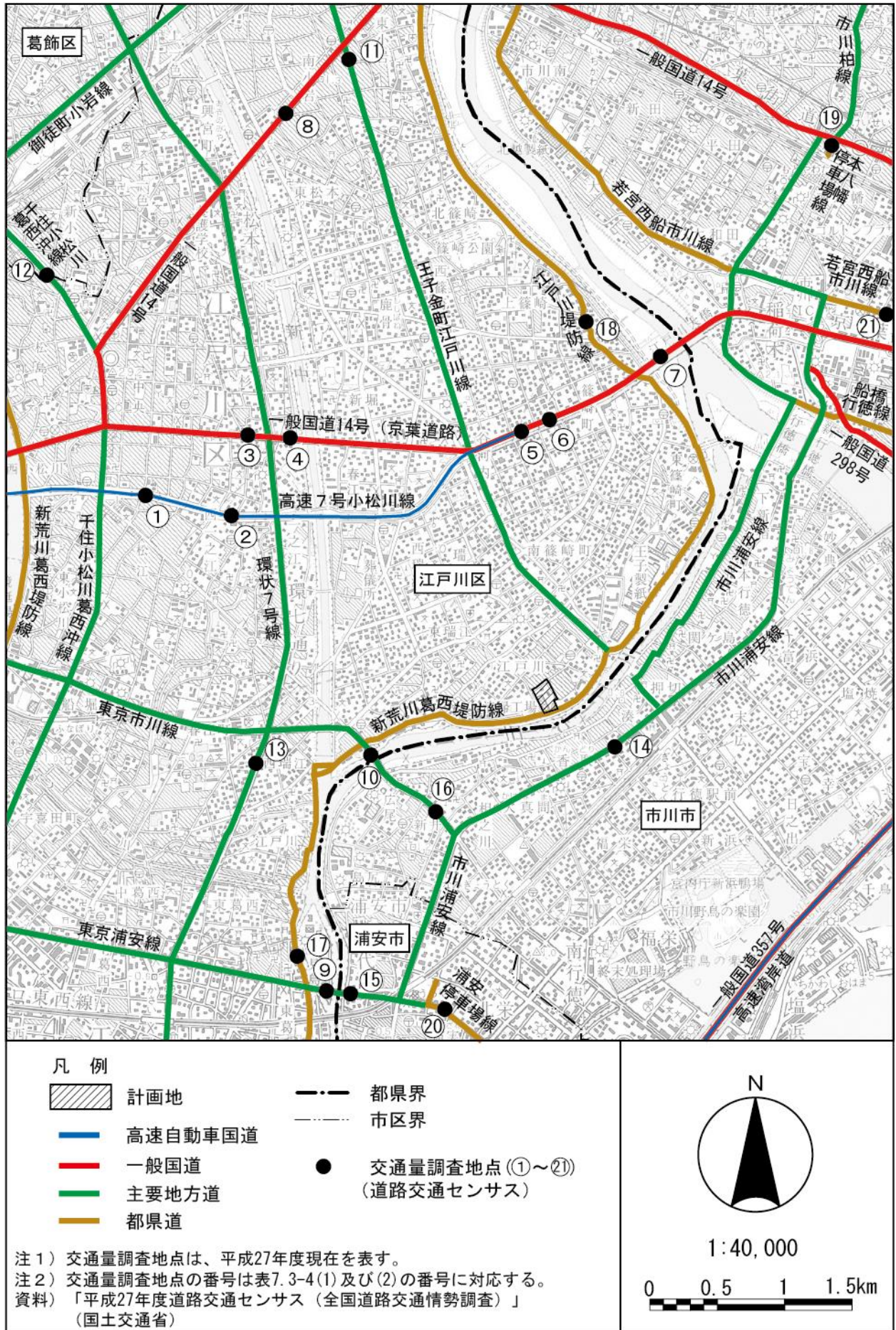


図 7.3-4 計画地周辺の主要な道路及び交通量調査地点

イ 鉄道の状況

計画地周辺の鉄道路線を図 7.3-5に示す。

計画地周辺においては、南東方向約0.8kmに東京メトロ東西線が南西方向から北東方向に走っており、北西方約1.0kmに都営新宿線が南西から北東方向に走っている。

なお、計画地の最寄り駅は、都営新宿線瑞江駅である。「平成28年 統計江戸川」(江戸川区ホームページ)によると、瑞江駅における平成27年度の1日平均の乗降者人員は、乗車が27,224人、降車が27,040人である。

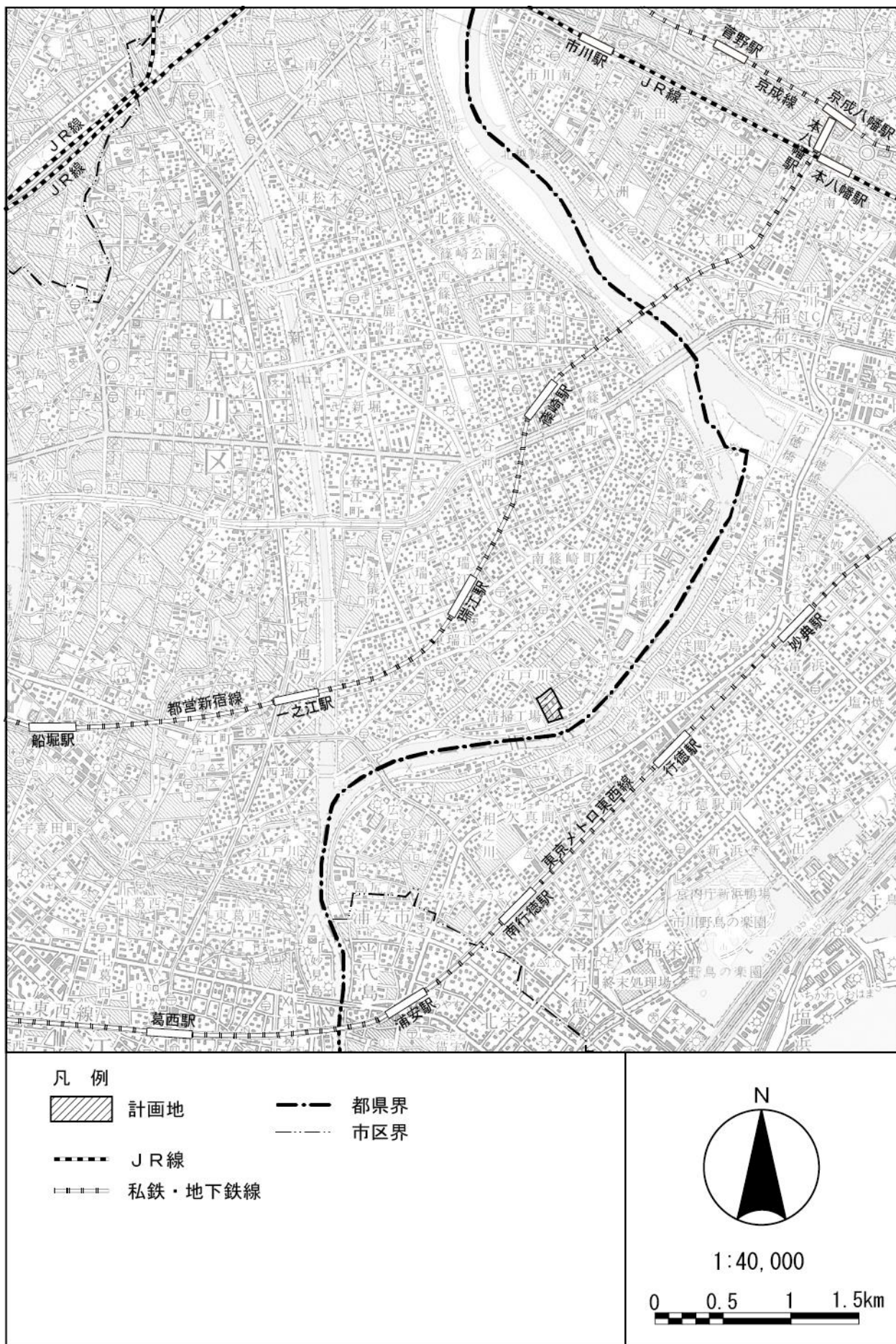


図 7.3-5 計画地周辺の鉄道路線

(4) 土地利用

ア 地目別土地面積

計画地の位置する江戸川区及び市川市における地目別面積を表 7.3-5(1)及び(2)に示す。

江戸川区では宅地が多く、全体の約97%を占めている。

また、市川市においても宅地が多く、全体の約49%を占めている。

表 7.3-5(1) 地目別土地面積（江戸川区）

単位:面積 ha

項目	総数	宅地					田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	免税点 未満
		計	商業 地区	工業 地区	住宅 地区	その他							
面積	2,490.00	2,332.51	33.80	118.59	2,179.84	0.28	0.04	48.20	—	—	0.84	26.56	0.84
(割合)	(100.0%)	(96.8%)	(1.4%)	(4.9%)	(90.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(2.0%)	(-%)	(-%)	(0.0%)	(1.1%)	(0.0%)

注1) 平成28年1月1日現在

注2) 数値は、固定資産税の対象となる評価面積である。このため河川、学校用地、公立グラウンド等の公有地及び神社、仏閣の敷地等の面積は含まれない。

注3) 宅地のその他は、村落又は観光地区(市、郡、島部)、農業用施設の用に供する宅地及び生産緑地区内の宅地である。

注4) 「雑種地」とは、宅地、田、畑、山林、原野、池沼以外の土地で野球場、テニスコート、ゴルフ場、運動場、高圧鉄塔敷地、軌道用地等をいう。

注5) 「免税点未満」とは、土地に対して課する固定資産の課税標準となるべき額が30万円に満たないものである。

資料) 「東京都統計年鑑 平成27年」(平成29年4月、東京都総務局統計部)

表 7.3-5(2) 地目別土地面積（市川市）

単位:面積 ha

項目	総数	宅地					田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	その他
		計	商業 地区	工業 地区	住宅 地区	その他							
面積	5,639.0	2,778.0	53.7	455.9	1,965.7	302.7	123.6	533.2	122.7	7.6	42.3	616.4	1415.2
(割合)	(100.0%)	(49.3%)	(1.0%)	(8.1%)	(34.9%)	(5.4%)	(2.2%)	(9.5%)	(2.2%)	(0.1%)	(0.8%)	(10.9%)	(25.1%)

注1) 数値は、平成28年1月1日現在で市町村の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地の地積に非課税地の地積を加えたものである。

注2) 「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であるものをいう。

資料) 「平成29年 市川市統計年鑑」(市川市ホームページ)

イ 土地利用現況

計画地周辺における土地利用現況図を図 7.3-6(1)及び(2)に、土地利用の面積を表 7.3-6に示す。

計画地の位置する江戸川二丁目における土地利用は、住宅用地が最も多く、次いで河川等、交通、公共用地が見られる。計画地の北東側に接する江戸川一丁目は、住宅用地が最も多く、次いで、交通、河川等、公共用地が見られる。

なお、計画地は、供給処理施設となっている。

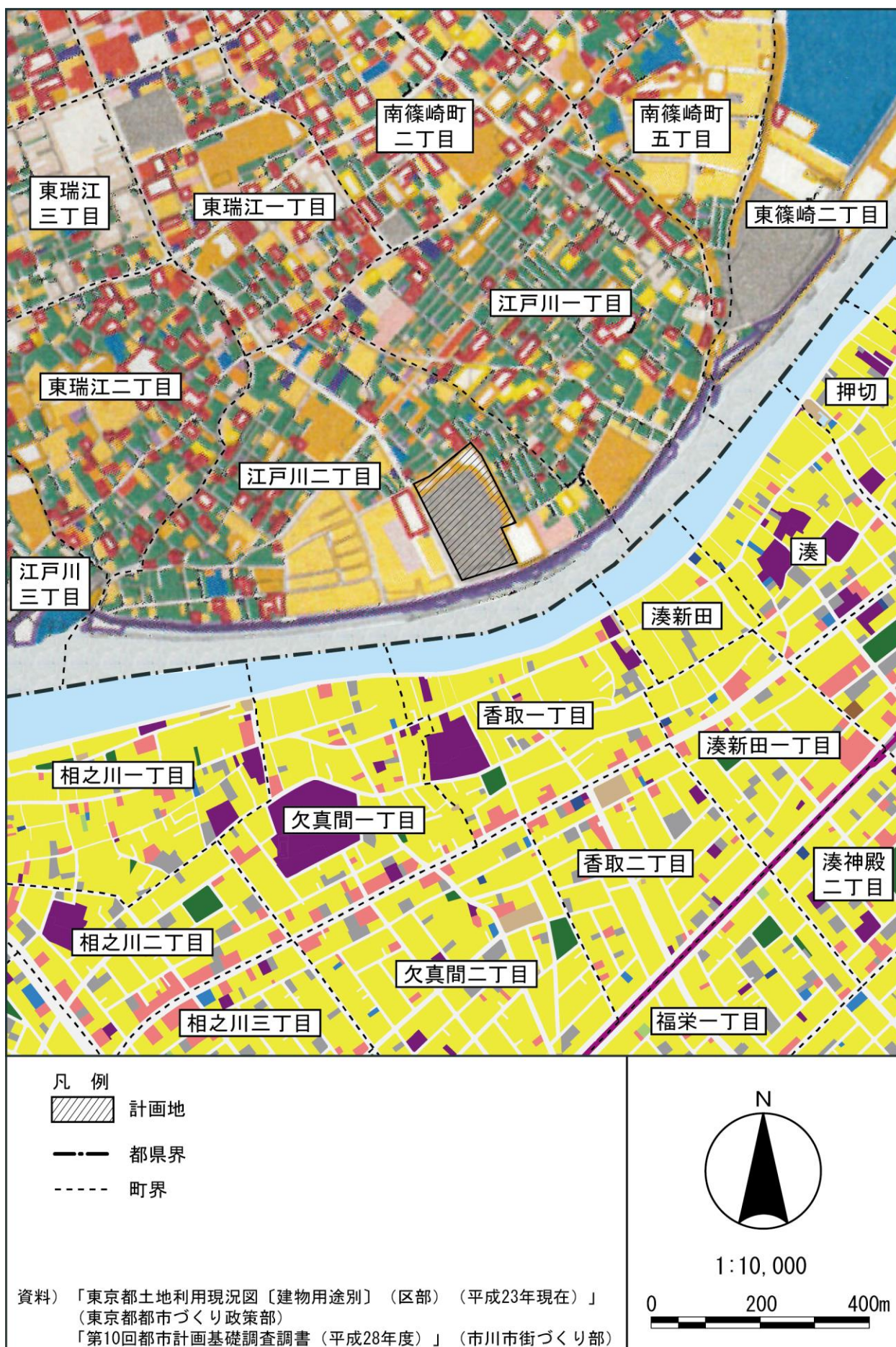




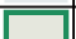























図 7.3-6(1) 土地利用現況図

凡例（江戸川区）					
	公共系	官公庁施設		空地系	屋外利用地・仮設建物
		教育施設			公園、運動場等
		厚生医療施設			未利用地等
		供給処理施設		道路	
	商業系	事務所建築物		鉄道・港湾等	
		専用商業施設		農業系	農林漁業施設
		住商併用建物			田
		宿泊・遊興施設			畑
	スポーツ・興行施設		樹園地		
	住宅系	独立住宅		採草放牧地	
		集合住宅		水面・河川・水路	
	工業系	専用工場		林野系	森林
		住居併用工場			原野
		倉庫・運輸関係			その他

資料）「東京都土地利用現況図〔建物用途別〕（区部）（平成23年現在）」（東京都都市づくり政策部）

凡例（市川市）			
	農地（田）		文教・厚生用地
	農地（畑）		オープンスペースA（公園・緑地等）
	農地（採草放牧地）		オープンスペースB（ゴルフ場等）
	農地（荒地、耕作放棄地、低湿地）		その他の空地（未建築宅地）
	山林		その他の空地（用途変更中の土地）
	水面		その他の空地（屋外利用地）
	その他自然地		防衛用地
	住宅用地		道路用地
	商業用地		鉄道用地
	工場用地		都市計画区域
	運輸施設用地		市街化区域
	公共施設用地		

資料）「第10回都市計画基礎調査調書（平成28年度）」（市川市街づくり部）

図 7.3-6(2) 土地利用現況図の凡例

表 7.3-6 計画地周辺における土地利用

単位:面積 ha

町丁名	土地面積	宅 地				空地系		公園・ 運動場 等	農用地 等	森林・ 原野	河川 等	交通	その他
		公共 用地	商業 用地	住宅 用地	工業 用地	屋外 利用地	未利 用地等						
江戸川一丁目	30.2	2.0	1.5	13.9	0.6	1.9	0.7	0.7	0.8	0.2	2.1	6.0	0.0
江戸川二丁目	38.3	3.9	1.0	15.4	1.2	1.2	0.1	1.1	0.1	0.8	7.0	6.5	0.0

資料) 「市街地実態動向調査(江戸川区土地利用現況調査に関する業務)」(平成25年3月、江戸川区)より作成

ウ 都市計画法に基づく指定の状況

計画地周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定を図 7.3-7(1)及び(2)に示す。

計画地の位置する江戸川区は、全域が都市計画区域に指定されている。計画地は準工業地域に指定されるとともに、第二種高度地区に指定されている。計画地周辺は第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び準工業地域に指定されている。

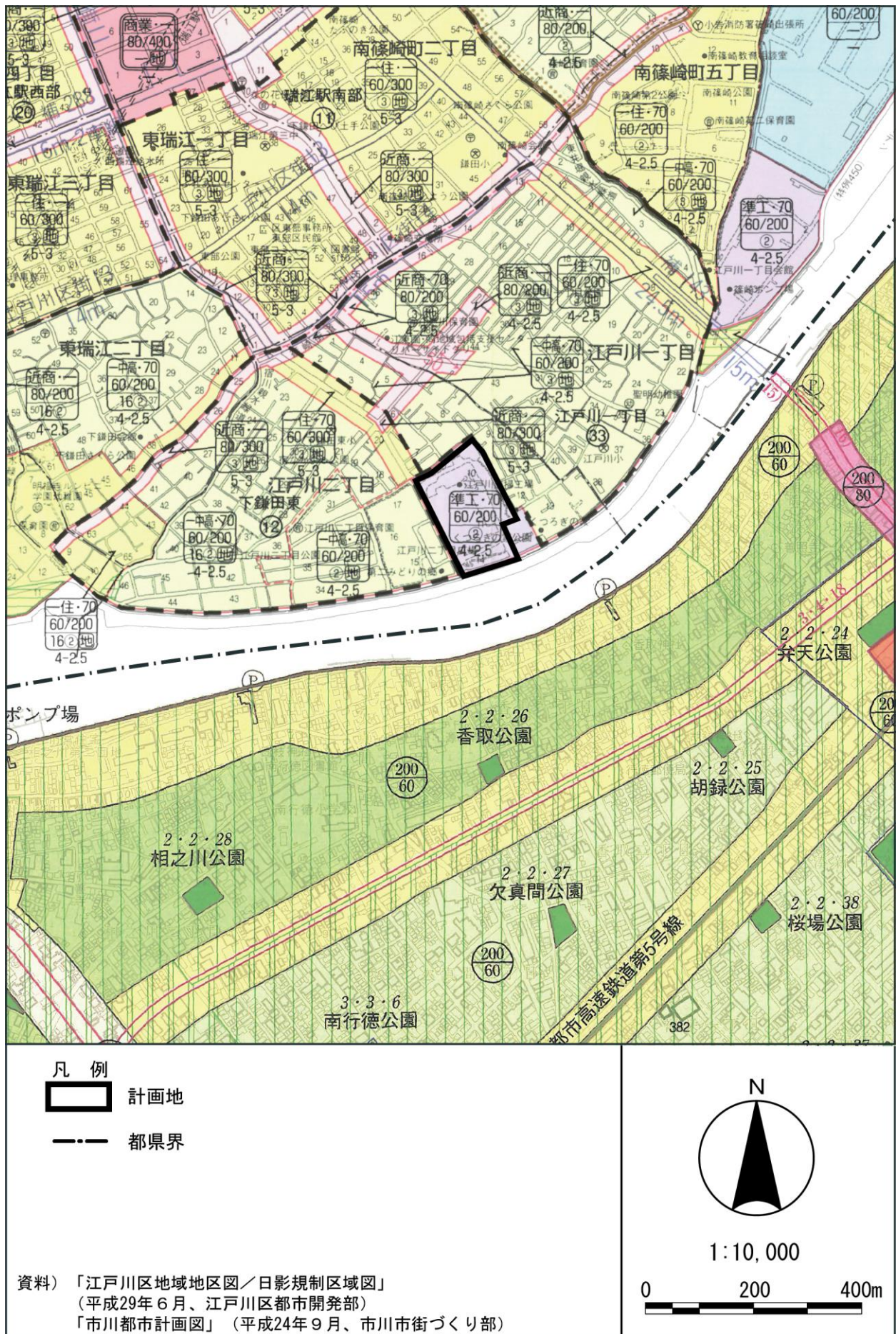


図 7.3-7(1) 用途地域図

用途地域図の記号及び凡例（江戸川区）

一中高・70
60/150
16(2)地
4-2.5

- 用途地域（種別及び略は下記参照）
- 敷地面積の最低限度(m²)〔建築基準法第53条の2〕
- 建ぺい率(%)／容積率(%)
- 高度地区（種別及び略は下記参照）
※()内は最高高さ(m)〔建設基準法第55条第1項〕
- 地区計画がある地域
- 都または区条例により規制される日影時間
敷地境界から 敷地境界から
5mを超え10m以内 - 10mを超える範囲
(時間以上) (時間以上)
測定面：無記載は4m、その他は別途記載

＜用途地域図＞

一低	第一種低層住居専用地域
一中高	第一種中高層住居専用地域
二中高	第二種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	特別工業地区(準工業地域)
特業	特別業務地区(準工業地域)
工業	工業地域

＜高度地域＞

①	第一種高度地域
②	第二種高度地域
16(2)	16m第二種高度地区(絶対高さ16m)
③	第三種高度地区
⑦	最低限高度地区7m

防火指定なし

- 準防火地域
- 防火地域

資料)「江戸川区地域地区図／日影規制区域図」(平成29年6月、江戸川区都市開発部)

用途地域図の記号及び凡例（市川市）

区 分	表 示	容積率% 建ぺい率%	区 分	表 示
市街化区域			高度地区	第1種高度地区
市街化調整区域		(80/40)	高度地区	第2種高度地区
		(200/60)	高度利用地区	
	上記の区域を除く区域	(100/50)	防火地域	防火地域
用途地域	第一種低層住居専用地域	(80/40) (100/50)	防火地域	準防火地域
	第二種低層住居専用地域	(80/40) (100/50) (200/60)	風致地区	
	第一種中高層住居専用地域	(200/60)	特別緑地保全地区	
	第二種中高層住居専用地域	(200/60)	生産緑地地区	
	第一種住居地域	(200/60)	都市施設	都市計画道路
	第二種住居地域	(200/60)		公園・緑地
	近隣商業地域	(200/80) (300/80) (400/80)		都市高速道路
	商業地域	(400/80) (500/80) (600/80)	ポンプ場	
	準工業地域	(200/60)	地区計画	
	工業地域	(200/60)		
工業専用地域	(200/60)			

資料)「市川都市計画図」(平成24年9月、市川市街づくり部)

図 7.3-7(2) 用途地域図の凡例

エ 公共施設等

江戸川区、市川市及び計画地周辺における公共施設等のうち、学校、保育所、病院、福祉施設等の施設数を表 7.3-7に、計画地周辺における公共施設の分布状況を表 7.3-8(1)、(2)及び図 7.3-8にそれぞれ示す。

計画地周辺には、学校 9 か所、保育所 15 か所、病院 2 か所、福祉施設等（保育所を除く）19 か所、図書館 2 か所が存在している。

表 7.3-7 江戸川区、市川市及び計画地周辺の公共施設の施設数

内訳		計画地周辺	江戸川区	市川市
学校	幼稚園	4	42	39
	小学校	4	71	41
	中学校	1	35	20
	高等学校	—	10	14
	特別支援学校	—	2	5
	短期大学	—	1	2
	大学	—	—	3
保育所		15	121	72
病院		2	22	13
福祉施設等（保育所を除く）		19	234	217
図書館		2	12	6
合 計		47	550	432

注 1) 「—」は皆無または該当数値のないものを示す。

注 2) 「保育所」とは「認可保育園」、「認証保育園」及び「幼保連携型認定こども園」を示す。

注 3) 「病院」とは患者 20 人以上の収容施設を有するものをいう。

注 4) 「福祉施設」とは「社会福祉施設等一覧（東京都）」及び「社会福祉施設等一覧表（千葉県）」に掲載されている施設を示す。

資料) 「学校基本調査報告 平成 28 年度（速報）」（平成 28 年 9 月、東京都総務局）

「平成 28 年度学校基本統計速報」（平成 28 年 8 月、千葉県総合企画部）

「社会福祉施設等一覧 平成 28 年度版」（東京都福祉保健局ホームページ）

「社会福祉施設等一覧表 平成 28 年度」（千葉県ホームページ）

「医療機関届出情報」（医療介護情報局ホームページ）

表 7.3-8(1) 計画地周辺の公共施設等（江戸川区）

種別	図 No.	名 称	所在地
幼稚園	1	聖明幼稚園	江戸川 1-24
	2	明福寺ルンビニー学園幼稚園	江戸川 3-8
小学校	3	江戸川小学校	江戸川 1-37
	4	下鎌田東小学校	江戸川 2-21
	5	鎌田小学校	南篠崎町 2-45-18
中学校	6	瑞江第三中学校	東瑞江 1-38-33
保育所	7	江戸川保育所	江戸川 1-46
	8	みどりの郷保育園	江戸川 2-15-22
	9	江戸川二丁目保育園	江戸川 2-31
	10	ルンビニー保育園	江戸川 3-8
	11	瑞江ホーム東部認証保育所	東瑞江 1-18-5
	12	若葉インターナショナル幼保園瑞江園	東瑞江 3-55-21
	13	篠崎保育所	南篠崎町 1-1-24
	14	なの花保育所	南篠崎町 2-9-5
	15	篠崎第二保育所	南篠崎町 5-11-1
病院	16	江戸川共済病院	南篠崎町 1-2-16
福祉施設等	17	江東園	江戸川 1-46
	18	リバーサイドグリーン	江戸川 1-46
	19	江戸川区立くつろぎの家	江戸川 2-13
	20	特別養護老人ホーム第二みどりの郷	江戸川 2-15-22
	21	江東園さわやか相談室 宙	東瑞江 1-11-5
	22	スタジオ p l u s + 瑞江教室	東瑞江 3-41-6
	23	スマートキッズプラス瑞江	東瑞江 3-55-18
	24	ファーストドリーム瑞江	南篠崎町 2-9-2
	25	ぷらっつ	南篠崎町 2-11-2
	26	スマートキッズプラス南篠崎	南篠崎町 2-16-2
	27	元明館	南篠崎町 2-34-6
	28	アリス・ケア	南篠崎町 5-2-5
	図書館	29	江戸川区立東部図書館

表 7.3-8(2) 計画地周辺の公共施設等（市川市）

種別	図 No.	名 称	所在地
幼稚園	30	和光幼稚園	相之川 2-12-28
	31	南行徳幼稚園	欠真間 1-6-15
小学校	32	南行徳小学校	欠真間 1-6-38
保育所	33	グローバルキッズ南行徳園	欠真間 1-4-7
	34	市川市立欠真間保育園	欠真間 2-25-8
	35	市川市立香取保育園	香取 2-6-25
	36	キッド・ステイ南行徳保育園	香取 2-19-10
	37	保育ルームフェリーチェ行徳園	湊 3-1
	38	湊新田保育園	湊新田 2-8-3
病院	39	安藤病院	行徳駅前 2-20-18
福祉施設等	40	市川市相之川こども館	相之川 1-3-7
	41	ガーデンテラス南行徳	相之川 1-13-20
	42	あいむほーむ	欠真間 1-10-12
	43	いきいきセンター南行徳	香取 1-17-18
	44	ぼれぼれ	福栄 1-10-20
	45	パレット行徳	湊 15-8
	46	未来倶楽部行徳	湊新田 2-7-10
図書館	47	南行徳図書館	相之川 1-2-4

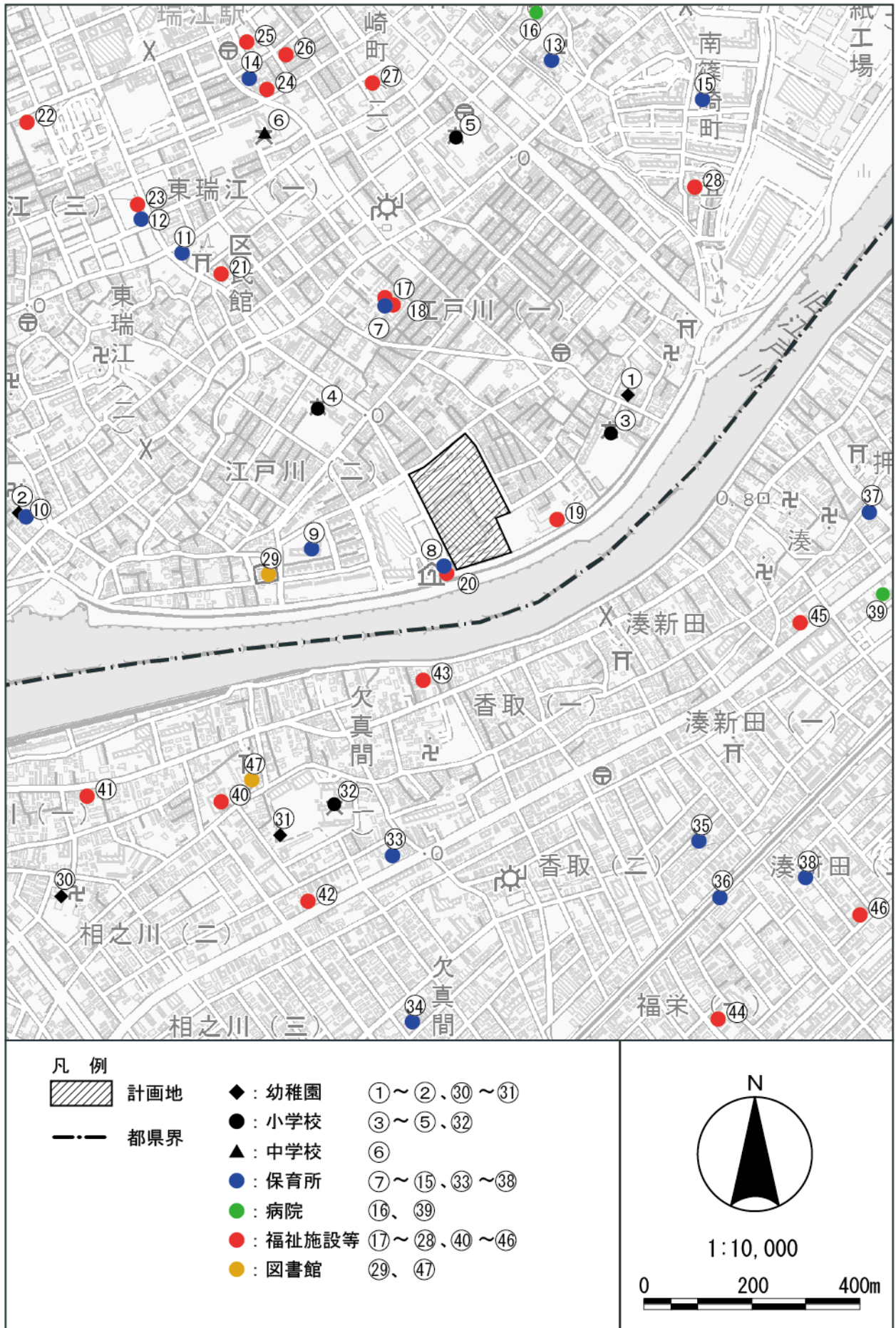


図 7.3-8 計画地周辺の公共施設等

オ 公園等

計画地周辺における公園等の分布状況を表 7.3-9(1)～(3)及び図 7.3-9に示す。
計画地周辺には、公園等、児童遊園及び緑道が整備されている。

表 7.3-9(1) 計画地周辺の公園等（江戸川区）

種別	図 No.	名称	所在地
公園等	1	旧江戸川広場	江戸川一丁目地先
	2	江戸川一丁目公園	江戸川 1-18-9
	3	江戸川一丁目東公園	江戸川 1-42-6
	4	江戸川中央公園	江戸川 1-43-4
	5	江戸川一丁目南児童遊園	江戸川 1-43-7
	6	くつろぎの家公園	江戸川 2-14-19
	7	江戸川二丁目広場	江戸川 2-15-21
	8	宿なかよし公園	江戸川 2-30-1
	9	下鎌田東公園	江戸川 2-31-1
	10	江戸川二丁目そよかぜひろば	江戸川 2-34-1
	11	宿川はしどひろば	江戸川 2-39-3
	12	宿うめの木ひろば	江戸川 2-39-15
	13	当代橋児童遊園	江戸川 3-10 先
	14	今井児童交通公園	江戸川 4-10-5
	15	瑞江公園	西瑞江 3-1-1
	16	西瑞江みのり公園	西瑞江 3-10-12
	17	前野公園	東篠崎 2-1-3
	18	東篠崎二丁目広場	東篠崎 2-2
	19	水辺のスポーツガーデン	東篠崎 2-3 先
	20	東部公園	東瑞江 1-18-10
	21	下鎌田あじさい公園	東瑞江 1-38-4
	22	下鎌田へび土手公園	東瑞江 1-38-23
	23	下鎌田広場	東瑞江 1-43
	24	下鎌田さくら公園	東瑞江 2-61-1
	25	瑞穂の里公園	東瑞江 3-43-10
	26	みずえ中央公園	瑞江 2-40-10
	27	みずえの森公園	瑞江 4-29-1
	28	南篠崎一丁目児童遊園	南篠崎町 1-11-6
	29	南篠崎たいよう公園	南篠崎町 2-27-1
	30	南篠崎たぶのき公園	南篠崎町 2-36-7
	31	南篠崎さくら公園	南篠崎町 2-47-2
	32	東部フレンド公園	南篠崎町 3-8-1
	33	南篠崎つつじ公園	南篠崎町 3-30-8
	34	南篠崎五丁目公園	南篠崎町 5-13-40
	35	南篠崎第2公園	南篠崎町 5-8-16
	36	南篠崎公園	南篠崎町 5-11-2
	37	西瑞江三丁目第三児童遊園	西瑞江 3-31-5

注) 「公園等」において「児童遊園」を含む名称の施設は、過去に私有地に設置された児童遊園のうち、土地が公有化され区分が公園となった施設である。

資料) 「江戸川区立公園・児童遊園・広場・手洗所等配置図」(平成 28 年 7 月、江戸川区土木部)

表 7.3-9(2) 計画地周辺の公園等（江戸川区）

種 別	図 No.	名 称	所在地
児童遊園	38	江戸川一丁目第二児童遊園	江戸川 1-5-7
	39	江戸川一丁目児童遊園	江戸川 1-16
	40	江戸川二丁目児童遊園	江戸川 2-37
	41	第二江戸川児童遊園	江戸川 3-1
	42	江戸川三丁目児童遊園	江戸川 3-24
	43	江戸川三丁目第二児童遊園	江戸川 3-28-1
	44	今井北児童遊園	江戸川 3-49
	45	東瑞江二丁目第二児童遊園	東瑞江 2-37
	46	東瑞江児童遊園	東瑞江 2-49
	47	南篠崎二丁目児童遊園	南篠崎町 2-58-5
	48	南篠崎第二児童遊園	南篠崎町 5-4-1
49	南篠崎児童遊園	南篠崎町 5-5-7	
緑道	50	東井掘親水緑道	江戸川一丁目
	51	宿川親水緑道	江戸川二丁目
	52	鎌田川親水緑道	江戸川三丁目
	53	篠田堀親水緑道	下篠崎町から南篠崎町五丁目

資料) 「江戸川区立公園・児童遊園・広場・手洗所等配置図」(平成 28 年 7 月、江戸川区土木部)

表 7.3-9(3) 計画地周辺の公園等（市川市）

種別	図 No.	名称	所在地
公園等	54	はこべ公園	相之川 1-862-4
	55	ムクゲ公園	相之川 1-864-3
	56	今井橋公園	相之川 1-900-4
	57	相之川西公園	相之川 1-900-9
	58	相之川前公園	相之川 1-1077-11
	59	相之川公園	相之川 2-3
	60	ほおずき公園	相之川 3-14-34
	61	南行徳公園	相之川 4-1
	62	蟹田公園	新井 2-11
	63	押切公園	押切 204
	64	けやき公園	欠真間 1-151-2
	65	欠真間公園	欠真間 2-4
	66	柳形公園	欠真間 2-16-71
	67	香取公園	香取 1-5
	68	あじさい公園	香取 2-11-18
	69	つきみそう公園	行徳駅前 1-9-25
	70	南根公園	行徳駅前 1-15
	71	弁天公園	行徳駅前 2-19-1
	72	南沖公園	行徳駅前 3-4-3
	73	東根公園	行徳駅前 4-4
	74	東沖公園	末広 1-4
	75	根通公園	関ヶ島 111-26
	76	モクレン公園	関ヶ島 113-10
	77	エンジュ公園	広尾 1-7-44
	78	広尾公園	広尾 1-13
	79	広尾防災公園	広尾 2-36-1
	80	のぎく公園	福栄 1-2-17
	81	桜場公園	福栄 1-4
	82	東場公園	福栄 1-20
	83	湊新田公園	福栄 2-14
84	常夜灯公園	本行徳 10-2 先	
85	三町畑公園	本塩 54	
86	胡録公園	湊新田 1-11	
87	駅前公園	湊新田 2-4	
88	きぼうし公園	南行徳 1-6-15	
89	御手浜公園	南行徳 1-7	
90	つつじ公園	南行徳 1-10-15	
児童遊園	91	伊勢宿豊受神社児童遊園地	伊勢宿 45
	92	押切児童遊園地	押切 61
	93	行徳駅四丁目児童遊園地	行徳駅前 4-20-1
	94	関ヶ島胡録神社児童遊園地	関ヶ島 40
	95	行徳三丁目八幡宮児童遊園地	本行徳 149
	96	行徳四丁目神明神社児童遊園地	本行徳 17
	97	湊新田二丁目児童遊園地	湊新田 2-6-1

資料) 「市川市公園ガイドマップ」(市川市ホームページ)

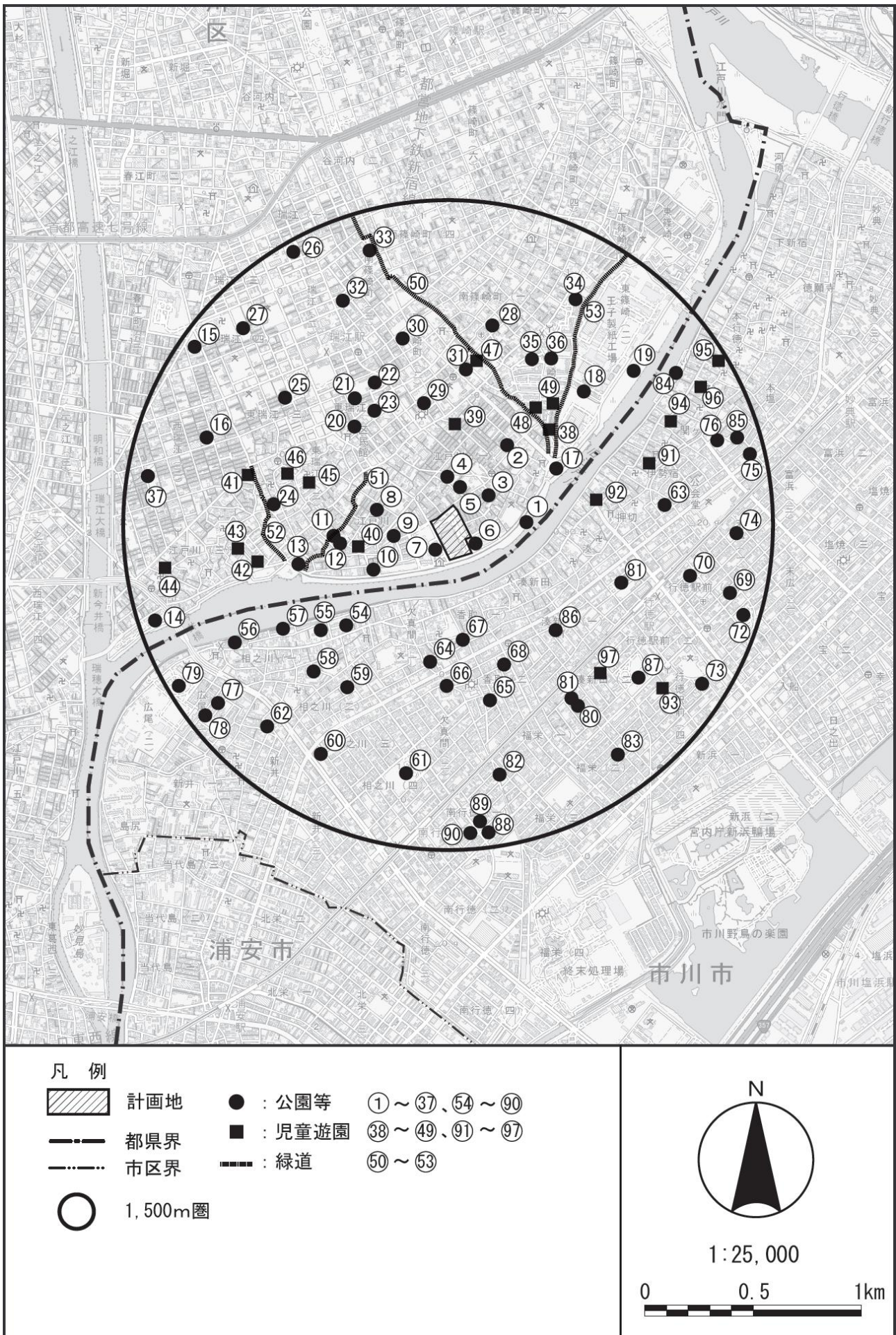


図 7.3-9 計画地周辺の公園等

(5) 水域利用

ア 河川の状況

計画地周辺における一級河川を図 7.3-10に示す。計画地周辺には旧江戸川、新中川、江戸川等の一級河川がある。

旧江戸川は、江戸川の江戸川水閘門から分派し、江戸川区江戸川で新中川に合流し、東京湾に注ぐ、延長約9.4kmの利根川水系の一級河川である。

江戸川は、茨城県五霞町・千葉県野田市で利根川から分かれ、茨城県・千葉県・埼玉県・東京都の境を南下して東京湾に注ぐ、流路延長約60km、流域面積約200km²の一級河川である。

新中川は、葛飾区高砂付近で中川から分派し、葛飾区、江戸川区をほぼ直線状に流下し、江戸川区今井付近で旧江戸川に合流する、延長約7.9kmの利根川水系の一級河川である。

計画地周辺を流れる一級河川である旧江戸川及び新中川の本流である江戸川及び中川の概要を表 7.3-10に示す。

表 7.3-10 計画地周辺を流れる一級河川の概要

河川名	種別	水源	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)
江戸川 (旧江戸川本流)	一級河川	千葉県野田市(利根川から分派)	60	200
中川 (新中川本流)	一級河川	埼玉県羽生市	81	811

資料) 「日本の川」 (国土交通省ホームページ)



図 7.3-10 計画地周辺の一級河川

イ 水域の利用状況

江戸川の水利用は、首都圏760万人の水道用水、140社以上の工業用水、5,700haを灌漑する農業用水として高度に利用されている。江戸川の水利用内訳を表 7.3-11に示す。平成16年度の水利権量等の合計は、江戸川全体で約70m³/sとなっている。その内、水道（上水）が全体の約7割を占める。

旧江戸川及び江戸川には、しじみ、えむし、こい、ふな、うなぎの漁業権が設定されている。新中川には、しじみ、えむしの漁業権が設定されている。

旧江戸川では、プレジャーボートが多く見られ、河口部では遊漁船が多く見られる。また、作業船や小型タンカーなども航行している。

江戸川区における一定規模以上の揚水施設（揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設）による地下水揚水量を表 7.3-12に示す。江戸川区内の揚水量は全体で1,056m³/日であり、そのうち工場が84m³/日、指定作業場等が902m³/日、上水道等が70m³/日となっている。

表 7.3-11 江戸川の水利権量内訳（平成16年度）

水利権等	上水	農水	工水	維持流量	合計
水利権量(m ³ /s)	46.8	10.77	2.78	9.27	69.62
(割合)	(67.2%)	(15.5%)	(4.0%)	(13.3%)	(100.0%)

資料) 「江戸川河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】」
(平成24年3月、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所)

表 7.3-12 地下水揚水状況（江戸川区、平成27年）

事業所の種類	事業所数	井戸本数	揚水量(m ³ /日)
工場	22	23	84
指定作業場等	67	69	902
上水道等	53	53	70
合計	142	145	1,056

資料) 「平成27年都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）」
(平成29年3月、東京都環境局)

ウ 下水道普及状況

東京都の区部においては、東京都が下水道事業を行っている。「事業概要平成28年版」（平成28年9月、東京都下水道局）によると、計画地周辺の地域は、葛西処理区域に含まれており、葛西水再生センターで下水処理が行われている。

なお、江戸川区の下水道は、全域が合流式となっており、下水道普及率はほぼ100%となっている。

江戸川区における下水道普及状況を表 7.3-13に示す。

表 7.3-13 下水道普及状況（江戸川区）

全体人口	普及人口	普及率(%)
687,856	686,729	100

注1) 平成28年3月31日現在

注2) 普及率は99.5%以上のため100%概成となっている。

資料) 「事業概要平成28年版」（平成28年9月、東京都下水道局）

(6) 気象

計画地周辺で風向、風速、気温、降水量等の観測を行っている観測所は、江戸川臨海地域気象観測所（計画地の南西、約6.3km）である。

また、計画地周辺で風向及び風速の観測を行っている一般環境大気測定局は、江戸川区鹿骨測定局（計画地の北北西、約3.2km）、江戸川区春江町測定局（計画地の西、約2.4km）、市川行徳駅前測定局（計画地の南東、約1.1km）及び浦安猫実測定局（計画地の南、約3.3km）の4か所である。

気象観測地点の位置を図 7.3-12に示す。

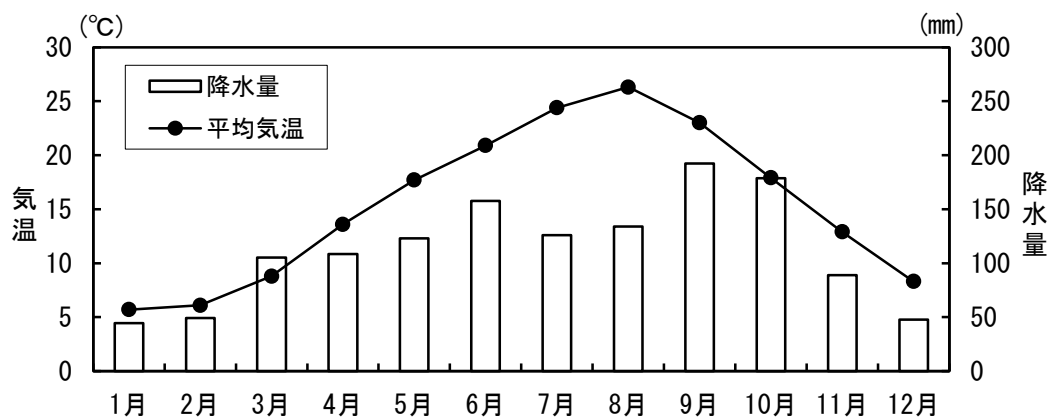
江戸川臨海地域気象観測所の主要な気象要素を表 7.3-14に、平均気温及び降水量の月別推移を図 7.3-11にそれぞれ示す。

江戸川臨海地域気象観測所における昭和56（1981）年から平成22（2010）年までの30年間の平年値は、平均気温が15.5℃、日最高気温が19.2℃、日最低気温が12.3℃、年間降水量が1,348.2mmであった。

表 7.3-14 主要な気象要素（江戸川臨海地域気象観測所）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
気温	平均(℃)	5.7	6.1	8.8	13.6	17.7	20.9	24.4	26.3	23.0	17.9	12.9	8.3	15.5
	日最高(℃)	9.5	9.9	12.7	17.6	21.5	24.4	28.0	30.0	26.4	21.3	16.5	12.1	19.2
	日最低(℃)	2.2	2.5	5.0	10.0	14.5	18.1	21.9	23.8	20.4	14.8	9.4	4.7	12.3
降水量 (mm)	44.4	49.3	105.2	108.4	123.0	157.7	126.0	133.9	192.3	178.8	88.9	47.6	1,348.2	

注) 昭和56（1981）年から平成22（2010）年までの30年間の平年値
資料) 「気象統計情報」（気象庁ホームページ）



資料) 「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

図 7.3-11 平均気温及び降水量の月別推移（江戸川臨海地域気象観測所）

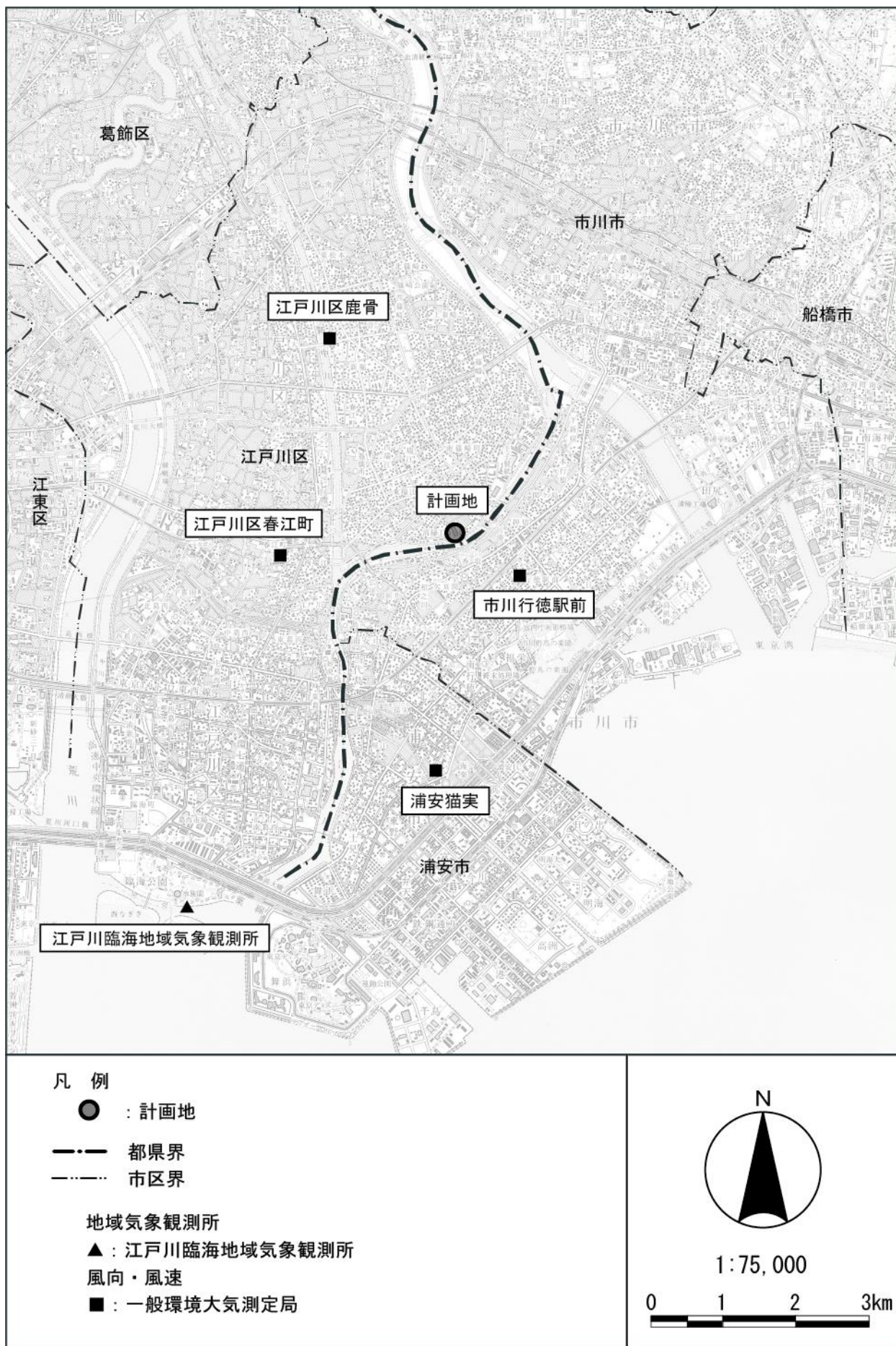


図 7.3-12 気象観測地点の位置

計画地周辺の一般環境大気測定局における平成28年度の風向及び風速の状況は、表 7.3-15及び図 7.3-13に示すとおりである。

風向については、春から夏にかけて南系の風の頻度が多く、秋から冬にかけて北系の風の頻度が多くなっている。風速については、年間平均で2.0~2.6m/sとなっている。

表 7.3-15 風向・風速調査結果（平成28年度）

測定局	調査期間	春	夏	秋	冬	年間	観測高さ
江戸川区 鹿骨	最多風向	S	S	NNW	NNW	NNW	地上 9.5m
	平均風速	2.2m/s	2.0m/s	1.7m/s	2.0m/s	2.0m/s	
江戸川区 春江町	最多風向	NNW	SSE, SSW	NNW	NNW	NNW	地上 20.5m
	平均風速	2.5m/s	2.3m/s	1.9m/s	2.3m/s	2.3m/s	
市川 行徳駅前	最多風向	SSW	SSW	NNW	NNW	NNW	地上 11.5m
	平均風速	2.4m/s	2.2m/s	1.9m/s	2.4m/s	2.2m/s	
浦安猫実	最多風向	SSW	SSW	N	NNW	N	地上 10m
	平均風速	2.8m/s	2.7m/s	2.3m/s	2.7m/s	2.6m/s	

資料) 「大気環境月報（平成28年度）」（東京都環境局ホームページ）

「大気環境常時監視結果（2016年度）」（千葉県環境生活部ホームページ）

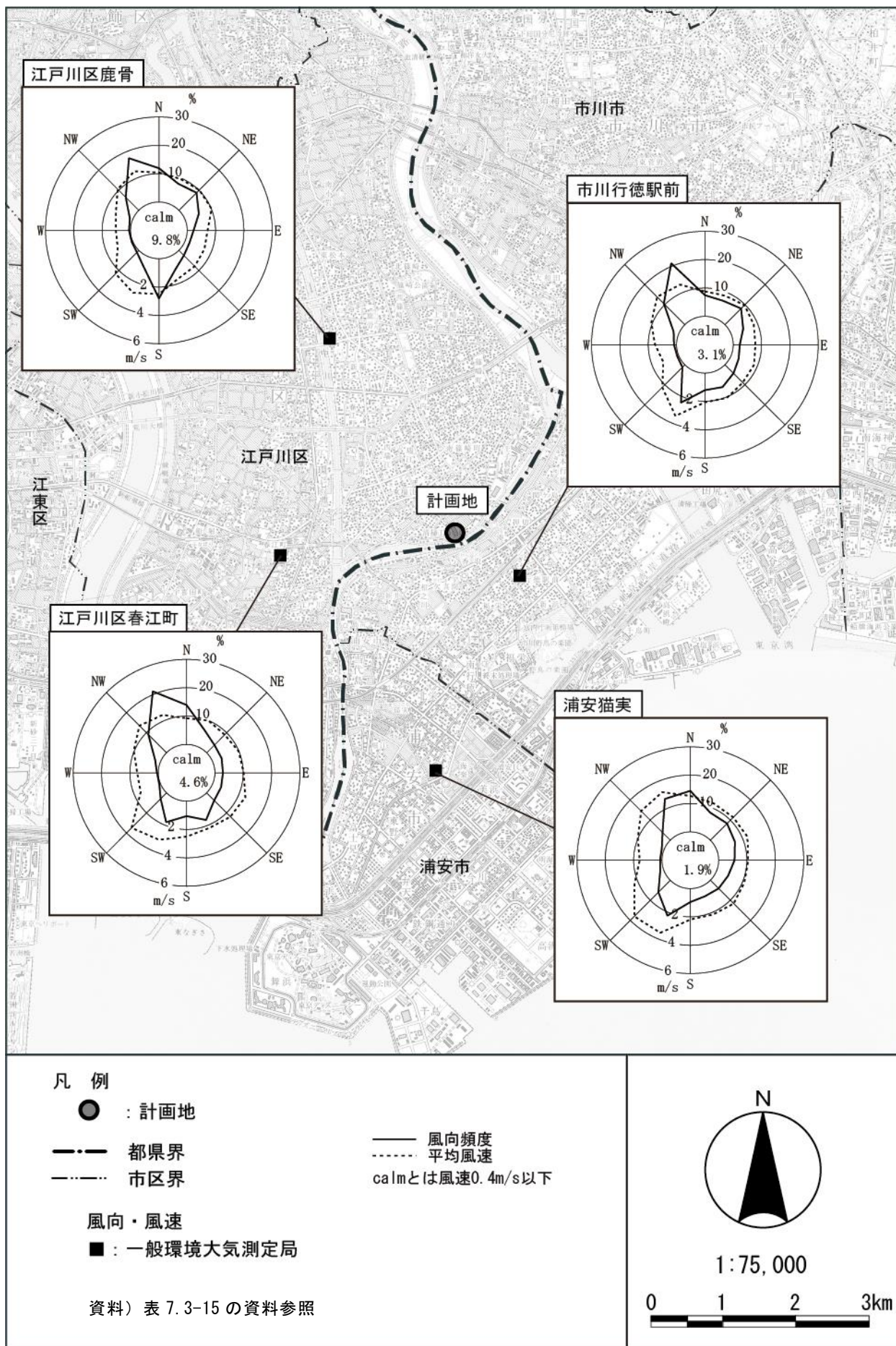


図 7.3-13 風配図 (平成 28 年度)

(7) 関係法令の指定・規制等

本事業及び環境影響評価に関わる主な関係法令を表 7.3-16(1)及び(2)に示す。

表 7.3-16(1) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
全般	環境基本法（平成 5 法 91）
	東京都環境基本条例（平成 6 都条例 92）
	千葉県環境基本条例（平成 7 県条例 2）
	市川市環境基本条例（平成 10 市条例 30）
	東京都環境影響評価条例（昭和 55 都条例 96）
	東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）（平成 12 都条例 215）
	千葉県環境保全条例（平成 7 県条例 3）
	市川市環境保全条例（平成 10 市条例 31）
	都市計画法（昭和 43 法 100）
	建築基準法（昭和 25 法 201）
	東京都建築安全条例（昭和 25 都条例 89）
	江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 7 区条例 12）
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 法 137）
	東京都廃棄物条例（東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例）（平成 4 都条例 140）
	ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 法 105）
	循環型社会形成推進基本法（平成 12 法 110）
	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 法 48）
	東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成 12 条例 43）
	江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 区条例 47）
江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成 17 区条例 59）	
大気汚染	大気汚染防止法（昭和 43 法 97）
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 法 70）
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 法 51）
悪臭	悪臭防止法（昭和 46 法 91）
騒音	騒音規制法（昭和 43 法 98）
振動	振動規制法（昭和 51 法 64）
水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和 45 法 138）
	下水道法（昭和 33 法 79）
	東京都下水道条例（昭和 34 都条例 89）
土壌汚染	土壌汚染対策法（平成 14 法 53）
地盤・水循環	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 法 100）
日影	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和 53 都条例 63）
景観	景観法（平成 16 法 110）
	東京都景観条例（平成 18 都条例 136）
	江戸川区景観条例（平成 22 区条例 28）
	千葉県良質な景観の形成の推進に関する条例（平成 20 県条例 3）
	市川市景観条例（平成 18 市条例 23）

表 7.3-16(2) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
自然とのふれ あい活動の場	自然公園法（昭和 32 法 161）
	都市緑地法（昭和 48 法 72）
廃棄物	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 法 104）
温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 法 117）
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 法 49）
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 法 64）
緑化	東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 都条例 216）
文化財	文化財保護法（昭和 25 法 214）
	東京都文化財保護条例（昭和 51 都条例 25）
	江戸川区文化財保護条例（昭和 55 区条例 36）
	千葉県文化財保護条例（昭和 30 県条例 8）
	市川市文化財保護条例（昭和 51 市条例 38）
その他	道路法（昭和 27 法 180）

(8) 環境保全に関する計画等

計画地が位置する東京都が策定する環境保全に関する計画等を表 7.3-17(1)～(4)に、江戸川区が策定する環境保全に関する計画を表 7.3-18(1)～(3)に、計画地が隣接する千葉県が策定する環境保全に関する計画を表 7.3-19に、計画地が隣接する市川市が策定する環境保全に関する計画を表 7.3-20(1)及び(2)にそれぞれ示す。

表 7.3-17(1) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」 (平成 28 年 12 月)</p>	<p>「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」は、新しい東京をつくるための今後の都政の具体的な政策展開を示す計画であり、2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化するものである。「FIRST戦略」として、東京が日本の成長のエンジンとして、サステイナブル、持続可能な成長に向けて、「東京の成長戦略」の大きな方向性を提示している。また、「東京のFUTURE」として2060年までの人口・世帯数の推計、将来の人口展望や、科学技術の進歩や個人の意識の大きな変化などを通じた東京の未来像の一端を提示している。</p> <p>本計画が実現を目指す3つのシティは、以下のとおりである。</p> <p>セーフシティ：もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京 ダイバーシティ：誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京 スマートシティ：世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京</p>
<p>東京都環境基本計画 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>東京都においては、先進的な環境施策を積極的に展開していく必要があること、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、持続可能な都市の姿を示し、レガシーとして継承していく必要があることから、東京の将来像や、その実現に向けた政策展開を改めて都民に明らかにしていくために、新たな環境基本計画が策定された。</p> <p>東京が直面する環境面での課題・現状を踏まえ、長期ビジョンに示した環境政策との整合を図る観点から、以下の5つを政策の柱と位置付け、施策を展開していくこととしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① スマートエネルギー都市の実現 ② 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ③ 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ④ 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ⑤ 環境施策の横断的・総合的な取組
<p>東京都の温室効果ガス削減目標・省エネルギー目標 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>「東京都環境基本計画」において、中期的な通過点として、2030年までの削減目標を次のとおりとしている。</p> <p>○東京都の温室効果ガス削減目標 2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減 <部門別目標> 2030年までの削減目標(2000年比) ・産業・業務部門：20%程度(業務部門：20%程度) ・家庭部門：20%程度 ・運輸部門：60%程度</p> <p>○東京都のエネルギー消費量削減目標 2030年までに、2000年比で38%削減。</p> <p>主な施策の方向性としては、平成22年度に東京都が先駆的に導入した、大規模事業者に対するキャップ&トレード制度の着実な運用や、省エネ・節電行動の推進、次世代自動車等の更なる普及等としている。</p>

表 7.3-17(2) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京都電力対策緊急プログラム (平成 23 年 5 月)	このプログラムは、過度の電力依存社会からの脱却を目指して、以下の 3 点を基本的な考え方として、節電や電源確保の具体策をとりまとめたものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す ・『東京産都市型電力』を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図る ・これらの取組を実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める
ヒートアイランド対策取組方針 (平成 15 年 3 月)	この方針は、「ヒートアイランド対策推進会議」において、今後の対策の方向性を取りまとめたものであり、以下の 3 つの基本的考え方が示されている。 〔基本的考え方〕 <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した都市づくりの推進 ・総合的な施策の展開 ～都庁内外の総力を結集して ・最新の研究成果を取り込んだ施策の展開
ヒートアイランド対策ガイドライン (平成 17 年 7 月)	このガイドラインは、地域の熱環境の状況を地図上で示した『熱環境マップ』、熱環境マップ上の各類型の地域特性に適した対策メニューを示した『東京モデル』、及び建物用途別の対策メニューにより構成されている。
東京都資源循環・廃棄物処理計画 (平成 28 年 3 月)	この計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画であり、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画である。「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指すべき姿として、以下の計画目標を掲げている。 計画目標 1 資源ロスの削減 計画目標 2 「持続可能な調達」の普及 計画目標 3 循環的利用の推進と最終処分量の削減 計画目標 4 適正かつ効率的な処理の推進 計画目標 5 災害廃棄物の処理体制 また、計画目標 3 の中で、以下の計画指標を掲げている。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の再生利用率 2020 年度：27%、2030 年度：37% ・最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計） 2020 年度：2012 年度比 14%削減、2030 年度：2012 年度比 25%削減
東京都建設リサイクル推進計画 (平成 28 年 4 月)	この計画は、公共・民間の区別なく、都内で行われる様々な行為の一連の過程において、建設資源の循環利用等を促進することを対象としている。平成 30 年度及び平成 32 年度を目標に、以下の項目について目標指標を定めている。 〔目標指標〕 <ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の再資源化・縮減率（発生量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率） ・建設発生土の有効利用率（土砂利用量に対する建設発生土利用量の比較） また、本計画を補完し、本計画に定める施策の詳細事項や建設資源循環のルールなどを規定するものとして、ガイドラインを改定し、これを運用することにより建設資源循環の施策を着実に実施することとしている。

表 7.3-17(3) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京地域公害防止計画 (平成 24 年 3 月)	<p>この計画は、環境基本法第 17 条に基づき、公害が著しい特定の地域等について、公害防止に関する施策を総合的に推進することを目的として策定されたものであり、計画実施期間を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とした東京都の第 9 次公害防止計画である。</p> <p>東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、また、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了していないことから、以下の 2 つを計画の主要課題としている。</p> <p>(1) 東京湾の水質汚濁 東京湾の COD に係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。</p> <p>(2) 横十間川のダイオキシン類汚染 横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。</p>
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成 25 年 7 月)	<p>この計画は、都民の生命と健康を守るため、大気汚染の主要な発生源である自動車に対する排出ガス規制に取り組むため、以下の目標と施策が示されている。</p> <p>[目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。 ・平成 27 年度までに監視測定局において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成することを中間目標とする。 <p>[施策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車単体施策の強化等（ディーゼル車の走行規制等） ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の推進 ・低公害・低燃費車の普及促進 ・エコドライブの普及促進 ・交通量対策 ・交通流対策 ・局地汚染対策の推進 ・普及啓発活動の推進 ・その他（関係者間の連携等）
「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針（平成 19 年 6 月）	<p>「10 年後の東京」において、『水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる』ことを、今後 10 年間で展望した施策における第一の柱として掲げている。この「10 年後の東京」の策定を受け、東京の総力を投入して「緑施策」の一層の強化を図るため、全庁横断型の戦略的組織である「緑の都市づくり推進本部」を設置し、「緑の東京 10 年プロジェクト」を推進していくとされている。</p> <p>また、「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針は、緑あふれる東京の再生を目指したものであり、以下の 4 つの方針を挙げている。</p> <p>方針 1 都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」の展開 方針 2 街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実 方針 3 校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり 方針 4 あらゆる工夫による緑の創出と保全</p>
「緑の東京 10 年プロジェクト」の施策化状況 2012 (平成 24 年 3 月)	<p>この施策化状況は、平成 19 年 6 月策定の「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針を踏まえ、平成 24 年度予算編成の中でプロジェクトが検証され、予算化された各事業の概要について示されている。</p>

表 7.3-17(4) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
緑施策の新展開～生物多 様性の保全に向けた基本 戦略～ (平成 24 年 5 月)	この緑施策の新展開は、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性を示したものであり、生物多様性基本法が規定する生物多様性地域戦略の性格を併せ持ったものである。目指すべき東京の将来像は、以下の3つを挙げている。 [将来像] ・四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。 ・豊かな緑が、人々にうるおいややすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。 ・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
東京都景観計画 (平成 23 年 4 月、平成 28 年 8 月一部改定)	この計画は、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すものとして策定されている。 この計画の基本理念として「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」、「交流の活発化・新たな産業の創出による東京の更なる発展」、「歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上」の3つを挙げている。

表 7.3-18(1) 江戸川区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
長期計画「えどがわ新世紀デザイン」 (平成 14 年 7 月)	この計画は、区民と区がパートナーシップに基づき、協働して、まちづくりを進めていくための指針、区の行財政の計画的運営の指針であり、また、国や都、事業者などが進める計画や事業などを調整し、誘導していくための指針である。 基本構想、基本計画、実施計画から構成される。
江戸川区基本構想 (平成 14 年 7 月)	この基本構想では、おおむね 2020 年頃の、区民と区がともに達成すべき江戸川区のまちづくりの将来目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法について基本的な考え方や基本的施策を示している。 めざすべき将来都市像を「創造性豊かな文化はぐくむ、水辺と緑かがやく、安心と活力ある、生きる喜びを実感できる都市」とし、将来都市像と基本目標を実現するため、以下の基本的施策を掲げている。 ・未来を担う人づくり ・学びと協働による区民文化づくり ・いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり ・区民参加による環境づくり ・活力を創造する産業づくり ・区民の暮らしを力づくよく支えるまちづくり なお、基本的施策のうち「区民参加による環境づくり」については、以下の項目について、具体的な施策が示されている。 1 環境啓発・環境教育 2 資源循環（ごみの減量と資源リサイクル） 3 自然との共生・ふれあい 4 都市環境問題・有害化学物質への対応 5 地球環境への配慮
江戸川区基本計画（後期） (平成 24 年 2 月)	この計画は、基本構想を実現するために、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 か年で区が行う施策や事業を体系化・計画化するとともに、その進め方を示すものである。特に重点施策として、以下の 8 項目を設定している。 1 治水をはじめとした防災対策の充実 2 少子高齢化と老朽化を受けた公共施設マネジメントの推進 3 えどがわ産業の活性化 4 熟年者福祉の充実 5 地域コミュニティのさらなる醸成 6 環境問題への取り組み 7 未来を担う子どもたちの健全育成 8 健康増進への取り組み なお、基本構想における基本的施策の一つである「区民参加による環境づくり」に関しては、以下の施策を掲げている。 ・環境にやさしいエコタウンづくり ・ライフスタイルの見直しによるごみの大幅な減量化 ・資源リサイクルの拡充 ・水と緑でネットワークする「いのちのオアシス」づくり ・自然とのふれあいの拡充 ・生活環境の改善・保全と新たな環境汚染問題への対応

表 7.3-18(2) 江戸川区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
江戸川区実施計画（平成27年度～29年度） （平成27年3月）	この計画は、平成24年1月に策定した基本計画（後期）の着実な推進を図ることを目的に、平成27年度～29年度に計画的に取り組む事業を示している。
エコタウンえどがわ推進計画（江戸川区地域エネルギービジョン） （平成20年2月、平成27年3月一部改定）	この計画では、京都議定書の日本の目標達成のために、果たすべきと考えられる第1次目標と、2050年までに温室効果ガスを半減するとの長期的展望を踏まえた第2次目標を以下のとおり設定している。 ・ 第1次目標：2008～2012年度までの5年間でエネルギー起源二酸化炭素排出量を平均して年間16万トン（2004年度比6%）削減する。 ・ 第2次目標：2017年度にエネルギー起源二酸化炭素排出量を年間34万トン（2004年度比14%）削減する。 なお、第1次目標については、目標を達成している。 目標達成のための主な取り組みとしては、区民や事業者においては省エネルギーの推進を掲げており、区においては環境教育・環境学習の推進等の取り組みのほか、今後検討する新しい取り組みとして、「コミュニティファンドによる省エネルギー改修推進事業」、「森林吸収源対策推進事業」等5つのプロジェクトを掲げている。
江戸川区街づくり基本プラン（都市マスタープラン） （平成11年2月）	このプランは、街づくりに関する様々な施策を対象に、それらの整合性と調和を図るとともに、江戸川基本構想及び江戸川基本計画の街づくり部門を担う総合的な方針であり、区域全体を対象とする「全体構想」と、地域の特長を活かし、きめ細かい街づくりを進めるための「地域別構想」によって構成されている。計画期間は、概ね20年度程度とされている。このプランでは、基本的な考え方として、以下の項目を示している。 1. 総合街づくりの推進 2. 広域街づくりの推進 3. 地区街づくりの推進 4. 地区街づくりの推進体制の充実
江戸川区みどりの基本計画 （平成25年4月）	この計画は、都市緑地法に基づいて、地域特性を活かした江戸川区らしい個性あるみどりの保全や創出を推進し、区民と区が協働してみどりを活かしたまちづくりを行うための計画であり、「江戸川区基本構想」のもと、都市マスタープランである「街づくり基本プラン」などと連携を図るとともに、国や東京都の関連計画とも連携している。 目標年次は、中間年次を平成29年、目標年次を平成34年度としており、以下の基本方針が示されている。 〔基本方針〕 基本方針1：みどりを守る 基本方針2：みどりを育む 基本方針3：緑を創る また、農地（生産緑地）の面積、保護樹の本数、緑化の推進に満足している区民の割合、アダプト活動加入者数、身近な公園の充足率、公園整備に満足している区民の割合のそれぞれについて数値目標を設定している。

表 7.3-18(3) 江戸川区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
江戸川区景観計画 (平成 23 年 4 月)	<p>この計画は、景観法に基づく景観計画であり、江戸川区街づくり基本プランを上位計画とし、江戸川区の良好な景観形成に関する取組の方向性や施策を示した総合的な計画である。「水と緑に育まれた多様な『江戸川らしさ』を活かした景観まちづくり～まちを元気にする計画～」を目標とし、以下に示す基本方針を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水に親しみ、緑を育もう ・これまで創り育てたまちの宝物を大切にしよう ・住み良く心地良いまちなみを育てよう ・生き生きとしたまちの表情をつくろう ・区民の想いを活かし協力してすすめよう ・みんなで取り組む景観まちづくり
Edogawa ごみダイエツトプラン（江戸川区一般廃棄物処理基本計画） (平成 18 年 3 月、平成 28 年 3 月中間改定)	<p>本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づく区の清掃・リサイクル事業の指針として策定されたものであり、また、江戸川区長期計画の理念のもとに、廃棄物処理の面から環境にやさしい循環型都市の実現をめざすものである。</p> <p>本計画は、東京都廃棄物処理計画および東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画と整合した計画となっている。</p> <p>本計画は、平成 17 年度に策定した「Edogawa ごみダイエツトプラン」の基本方針を受け継いだ第 3 期計画であり、計画期間は平成 28 年度から平成 33 年度までの 6 年間で、平成 33 年度を長期目標年度としている。</p> <p>本計画では、以下に示すごみの減量目標を掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成 33 年度に平成 12 年度比でごみ量の 20%削減（目標達成後のごみ量 165,400t） ② 平成 33 年度に区民一人 1 日あたりのごみ量 649 g ③ 平成 33 年度に資源回収率 30%

表 7.3-19 千葉県環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」 (平成 29 年 10 月)	この計画は、今後の新しい千葉県づくりの方向性を県民と共有し、力を合わせて本県の将来の目指す姿を実現していくための指針として、総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」(平成 25 年策定)を改定して策定された。平成 32 年度の千葉県の目指す姿の実現に向けた総仕上げとして、これから 4 年間で取り組む政策・施策を示すものである。 「基本構想編」と「実施計画編」から構成される。
千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」基本構想編 (平成 29 年 10 月)	この基本構想では、千葉県が将来目指すべき姿とその実現に向けた政策の基本方向を定めるため、「人口減少・少子高齢化」、「大規模災害等を見据えた防災・危機管理」等の 10 項目を、計画上、把握すべき重要な視点として整理・選択し、取り組むべき主要課題を明らかにしている。これを踏まえ、以下の基本理念を掲げている。 〔基本理念〕 千葉は元気の発信源。首都圏、そして日本をリードし、県民が「暮らし満足度日本一」を感じ、誇れる千葉を実現します。 基本理念の実現に向け、基本目標について以下のとおり定めている。 〔基本目標〕 1 安全で豊かなくらしの実現 2 千葉の未来を担う子どもの育成 3 経済の活性化と交流基盤の整備
千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」実施計画編 (平成 29 年 10 月)	この計画は、基本構想の 3 つの基本目標を達成するため、平成 29 年度から平成 31 年度までの 4 年間で重点的に取り組む政策・施策を政策分野・政策項目別に整理している。 重視すべき横断的な視点として、急激な人口減少・少子化への歯止め、超高齢社会への対応、交流基盤・ネットワークの整備・活用、国内外への魅力発信を挙げた上で、12 の政策分野について 37 の施策項目を定めている。また各分野施策推進に当たっては、「県民みんなの活躍」の実現を図ることとしている。
千葉県環境基本計画 (平成 20 年 3 月、27 年 3 月改定)	この計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、千葉県環境基本条例により、策定が義務付けられている計画であり、平成 20 年 3 月に策定された。その後、千葉県の自然環境や生活環境をめぐる状況が変化しており、新たな課題が生じていることから、平成 27 年 3 月に計画の見直しが行われた。 計画期間は、平成 20～30 年度である。 基本目標は、「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境をみんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」とし、目指す将来として「地球温暖化を防止する社会」「健全な循環が維持される社会」「生物多様性が確保され、自然と共生する社会」を掲げている。

表 7.3-20(1) 市川市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
市川市総合計画「I & I プラン 21」 (平成 12 年 12 月)	市川市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画（計画期間 3 年）から構成される。
市川市基本構想 (平成 12 年 12 月)	<p>この基本構想では、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の 3 つを基本理念として市川市のまちづくりを進めることとしている。まちづくりの目標である将来都市像は、概ね 25 年後の市川の将来像をあらわすものとして、「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」と定めている。</p> <p>基本目標については、以下のとおり定めている。</p> <p>[基本目標]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 真の豊かさを感じるまち 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち 3 安全で快適な魅力あるまち 4 人と自然が共生するまち 5 市民と行政がともに築くまち <p>また、これら 5 本の基本目標に対して、19 本の施策の方向を定めている。</p>
市川市第二次基本計画 (平成 23 年 3 月)	<p>この計画は、基本構想に掲げられた将来都市像を実現するための市の施策を定めており、平成 13 年度からスタートした第一次基本計画における取組の評価、今後の社会経済情勢の見通しなどを踏まえて策定されたものである。</p> <p>計画期間は、平成 23 年度を初年度とし、目標年度となる平成 32 年度までの 10 年間とされている。</p> <p>基本構想で掲げる 5 本の基本目標及び 19 本の施策の方向に対応し、大分類で 45 本、中分類で 102 本、小分類で 273 本の施策を定めている。</p>
市川市第三次実施計画 (平成 29 年度～31 年度) (平成 29 年 3 月)	<p>この計画は、第二次基本計画のもとで、施策を実現するための事業を定めており、事業の重点化に留意し、実施計画事業として、重点事業と基礎的事業の 2 段階選定が行われている。計画期間は、平成 29 年度から平成 31 年度である。</p> <p>事業選定にあたっての施策間の重みづけなどは、第二次実施計画の総合評価書から、市民意向調査による施策の満足度・優先度が参考にされている。</p>
第二次市川市環境基本計画 (平成 24 年 3 月)	<p>この計画は、市川市環境基本条例（第 9 条）に基づき、環境の保全及び創造のための環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境政策の大綱となるものである。平成 12 年 2 月に策定された第一次市川市環境基本計画の下に実施してきた施策の実施状況や成果等を踏まえて策定されており、計画期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までとされている。</p> <p>基本目標は、市川市の目指す将来環境像として「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」を掲げている。</p> <p>また、基本理念として以下のとおり定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 基本理念 1 「自然が息づくまち」 基本理念 2 「地球にやさしいまち」 基本理念 3 「健やかに暮らせるまち」 基本理念 4 「資源を大切にすまち」 基本理念 5 「環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち」

表 7.3-20(2) 市川市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
市川市都市計画マスタープラン (平成 16 年 3 月)	<p>このプランは、都市計画法（第 18 条の 2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、市町村がその創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めている。</p> <p>まちづくりの整備方針として以下のとおり定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 調和のとれた土地利用 2) 資源の活用と景観づくり 3) 安心して暮らせる環境づくり 4) 快適な交通環境づくり <p>このうち、「2) 資源の活用と景観づくり」では、江戸川や三番瀬などの水辺環境や貴重な緑、また歴史的な環境を守り、活かし、再生し、さらに地域の特性に応じた公園や緑地の整備など市民生活にゆとりや潤いを与える景観づくりを進めるとしている。</p>
市川市景観基本計画 (平成 16 年 5 月)	<p>本計画は景観行政の総合的な指針となるものであり、「市川市総合計画」に即し、「市川市都市計画マスタープラン」、「市川市環境基本計画」との整合、部門別計画との連携を図りつつ、策定されたものである。計画期間の終期はとくに定めず、社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて見直しを図ることとしている。</p> <p>基本理念は、「共感と継承」とし、基本目標を以下のとおり定めている。</p> <p>基本目標 1：水と緑を生かした、心地よい景観をつくります。</p> <p>基本目標 2：歴史・文化を伝える、風情のある景観をつくります。</p> <p>基本目標 3：まちの個性に彩られた、表情豊かな景観をつくります。</p> <p>基本目標 4：快適性や安全性を基本として、市民参加により、生活風景を大切にしたい心に残る景観をつくります。</p>
市川市景観計画 (平成 18 年 4 月)	<p>本計画は、景観法第 8 条に基づき、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針等を定めている。また、地域特性を生かした景観まちづくりとして、市川市を景観特性に従い 8 つのゾーンに区分し、各ゾーンで個別の景観まちづくりの目標などを定めている。</p> <p>なお、本計画は、市川市の景観まちづくりに関するマスタープランである「市川市景観基本計画」に即して定められている。</p>

(9) 公害に関する苦情件数

計画地が位置する江戸川区及び市川市における過去5年間（平成23～27年度）の公害苦情件数を表 7.3-21(1)及び(2)に示す。

平成27年度の江戸川区における苦情件数は、騒音に係るものが多く、次いで大気汚染に係るものが多い。

また、市川市においては、騒音に係るものが多く、次いで悪臭に係るものが多い。

表 7.3-21(1) 公害に関する苦情件数（江戸川区）

現象	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
大気汚染	58	49	36	38	34
水質汚濁	1	1	—	1	2
土壌汚染	1	1	—	1	1
騒音	221	190	213	316	210
低周波音	—	—	—	—	1
振動	34	28	19	19	19
地盤沈下	—	—	—	—	—
悪臭	36	32	29	26	25
廃棄物投棄	—	—	—	—	—
その他	8	2	1	—	2
合計	359	303	298	401	293

資料) 「公害苦情統計調査」(平成23～27年度、東京都環境局ホームページ)

表 7.3-21(2) 公害に関する苦情件数（市川市）

現象	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
大気汚染	14	20	23	25	20
水質汚濁	4	0	0	1	0
騒音	66	139	225	255	191
振動	24	26	21	19	23
悪臭	23	63	45	41	58
その他	3	5	7	9	8
合計	134	253	321	350	300

資料) 「市川市環境白書参考資料」(平成24～28年、市川市環境部ホームページ)

